

福島市中心市街地活性化基本計画 (案)

福島県福島市
令和8年〇月

福島市中心市街地活性化基本計画 目次

1. 中心市街地の活性化に関する基本的な方針	1
[1] これまでの中心市街地活性化に関する取組の検証	1
[2] 中心市街地活性化の課題	1 8
[3] 中心市街地活性化の方針（基本的方向性）	1 9
2. 中心市街地の位置及び区域	2 1
[1] 位置	2 1
[2] 区域	2 2
[3] 中心市街地の要件に適合していることの説明	2 3
3. 中心市街地の活性化の目標	2 6
[1] 中心市街地活性化の目標	2 6
[2] 計画期間の考え方	2 7
[3] 目標指標の設定の考え方	2 7
4. 土地区画整理事業、市街地再開発事業、道路、公園、駐車場等の公共の用に供する施設の整備 その他の市街地の整備改善のための事業に関する事項	3 9
[1] 市街地の整備改善の必要性	3 9
[2] 具体的事業の内容	4 0
5. 都市福祉施設を整備する事業に関する事項	4 3
[1] 都市福祉施設の整備の必要性	4 3
[2] 具体的事業の内容	4 4
6. 公営住宅等を整備する事業、中心市街地共同住宅供給事業その他の住宅の供給のための事業及び 当該事業と一体として行う居住環境の向上のための事業に関する事項	4 6
[1] 街なか居住の推進の必要性	4 6
[2] 具体的事業の内容	4 7
7. 中小小売商業高度化事業、特定商業施設等整備事業、民間中心市街地商業活性化事業、その他の 経済活力の向上のための事業及び措置に関する事項	4 9
[1] 経済活力の向上の必要性	4 9
[2] 具体的事業の内容	5 0
8. 4 から 7 までに掲げる事業及び措置と一体的に推進する事業に関する事項	6 2
[1] 公共交通機関の利便性の増進、特定事業及び措置の推進の必要性	6 2
[2] 具体的事業の内容	6 3
9. 4 から 8 までに掲げる事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する事項	6 6
[1] 市町村の推進体制の整備等	6 6

[2] 中心市街地活性化協議会に関する事項 -----	7 1
[3] 基本計画に基づく事業及び措置の一体的推進等-----	8 8
10. 中心市街地における都市機能の集積の促進を図るための措置に関する事項 -----	8 9
[1] 都市機能の集積の促進の考え方 -----	8 9
[2] 都市計画手法の活用 -----	9 0
[3] 都市機能の集積のための事業等 -----	9 1
11. その他中心市街地の活性化に資する事項-----	9 4
[1] 都市計画等との調和 -----	9 4
[2] その他の事項 -----	9 6

様式第4 [基本計画標準様式]

○基本計画の名称：福島市中心市街地活性化基本計画

○作成主体：福島県福島市

○計画期間：令和9年4月から令和14年3月まで（5年0か月）

1. 中心市街地の活性化に関する基本的な方針

[1] これまでの中心市街地活性化に関する取組の検証

(1) 福島市中心市街地活性化基本計画（第3期）の概要

福島市中心市街地活性化基本計画（第3期）（以下、「前期計画」という。）は、以下の基本的な方針及び目標を掲げ、中心市街地活性化に向けた事業を実施した。

① 計画期間 令和3年4月から令和9年3月まで（6年）

② 区域面積 約131ha

③ 基本的な方針及び目標

・基本方針

基本方針1：チャンスをつかえ新たなステージへ飛躍する県都の風格と活力ある都心づくり

基本方針2：まちのストックと人材を活かした賑わいの商業地づくり

・目標

＜目指すべき将来の中心市街地（まち）の姿＞
県都の風格を賑わいと快適さで彩る文化の香り高いまち

＜中心市街地活性化の目標＞
広域的な交流の活性化と賑わいと活力ある商業地の再生

(2) 事業等の進捗状況

①各事業等の着手・完了状況

「広域的な交流の活性化と賑わいと活力ある商業地の再生」の目標のもと計 91 の各種事業を位置づけ、26 事業が完了、58 事業が実施中、未着手が 7 事業となっている。

	完了	実施中	未着手	計
1 市街地の整備改善のための事業	4	7	—	11
2 都市福利施設を整備する事業	1	4	—	5
3 街なか居住の推進のための事業	1	3	2	6
4 商業の活性化のための事業	15	37	5	57
5 公共交通機関の利便性の増進、 特定事業及び措置の推進	5	7	—	12
計	26	58	7	91

【市街地の整備改善のための事業】(11 事業)

No	事業名	進捗状況
5	福島駅周辺在り方検討会設置	実施中
48	ポケットパーク整備事業	完了
49	御倉町地区公園（御倉邸）賑わい空間再整備事業	実施中
1	曾根田町桜木町線道路事業（宮下町工区）	完了
2	仲間町春日町線道路事業	完了
3	福島駅東口地区第一種市街地再開発事業	実施中
4	新まちなか広場整備事業	完了
6	まちなか交流施設運営事業	実施中
7	福島駅前広場情報板運営事業	実施中
8	信夫山ストリートの魅力創出の検討	実施中
65	まちなか立地集積支援事業	実施中

【都市福利施設を整備する事業】(5 事業)

No	事業名	進捗状況
9	市民センター整備事業（五老内町地区暮らし・にぎわい再生事業）	完了
10	福島駅前交流・集客拠点施設整備事業	実施中
57	福島駅東口地区暮らし・にぎわい再生事業	実施中
11	福島駅前交流・集客拠点施設運営検討	実施中
12	中心市街地の市民利用施設再編整備検討	実施中

【街なか居住の推進のための事業】（6 事業）

No	事業名	進捗状況
13	太田町地区市街地住宅供給型優良建築物等整備事業	未着手
14	新浜町地区優良再開発型優良建築物等整備事業	完了
15	家賃助成事業	実施中
16	万世町地区複合施設の検討	未着手
17	借上市営住宅供給促進事業	実施中
58	上町北地区分譲住宅等整備事業	実施中

【商業の活性化のための事業】（57 事業）

No	事業名	進捗状況
18	街なかの地域資源を活用した街コス開催事業	実施中
19①	（商店街エリア価値向上支援事業）①中心市街地起業家チャレンジ応援事業	未着手
19②	（商店街エリア価値向上支援事業）②学生まちなかイメージ UP コンテスト事業	未着手
19③	（商店街エリア価値向上支援事業）③商店街の日イベントコンテスト事業	未着手
19④	（商店街エリア価値向上支援事業）④各個店をつなぎ合わせるボトムアップ型の共同販促事業	未着手
19⑤	（商店街エリア価値向上支援事業）⑤商店街と異業種等の連携による新規出店舗支援事業	未着手
19⑥	（商店街エリア価値向上支援事業）⑥街なかチャレンジショップ支援事業	実施中
19⑦	（商店街エリア価値向上支援事業）⑦街なか店舗経営力向上支援事業	実施中
19⑧	（商店街エリア価値向上支援事業）⑧商店街空き店舗対策事業	実施中
19⑨	（商店街エリア価値向上支援事業）⑨創業応援利子補給事業	実施中
19⑩	（商店街エリア価値向上支援事業）⑩商業者等売上増加・販路拡大支援事業	完了
19⑪	（商店街エリア価値向上支援事業）⑪街なか空き店舗出店支援事業	完了
19⑫	（商店街エリア価値向上支援事業）⑫街なか再生リノベーション事業	実施中
19⑬	（商店街エリア価値向上支援事業）⑬街なか若者活動促進事業	完了
19⑭	（商店街エリア価値向上支援事業）⑭まちなか店舗等現況調査	実施中
19⑮	（商店街エリア価値向上支援事業）⑮まちなかブランド化推進事業	完了
20	中心市街地イルミネーション事業	実施中
21①	（ふくしま山車祭り・わらじまつり開催事業）①ふくしま山車祭り	実施中
21②	（ふくしま山車祭り・わらじまつり開催事業）②わらじまつり	実施中
22①	（ふくしま花のまち推進事業）①ふくしま花のまちフェスティバル事業	実施中
22②	（ふくしま花のまち推進事業）②まちなか周遊バス運行事業	完了
22③	（ふくしま花のまち推進事業）③フラワーバスケット事業	実施中
22④	（ふくしま花のまち推進事業）④ふくしまウェルカムチケット事業	実施中

22⑤	(ふくしま花のまち推進事業)⑤街なか商業誘客事業	完了
23①	(中心市街地活性化イベント開催事業)①福島駅前元気プロジェクト開催事業	実施中
23②	(中心市街地活性化イベント開催事業)②ふくしま情熱通り運営事業	実施中
23③	(中心市街地活性化イベント開催事業)③街なかテーマパーク事業	実施中
23④	(中心市街地活性化イベント開催事業)④にぎわい創出事業	実施中
23⑤	(中心市街地活性化イベント開催事業)⑤まちなか創造市民運動推進事業	完了
23⑥	(中心市街地活性化イベント開催事業)⑥商店街等活性化イベント支援事業	実施中
24	古閑裕而を活かしたまちづくり事業(街なか等古閑裕而誘客事業)	完了
50①	(街なか賑わい創出事業)①街なか交流館イベント企画事業	実施中
50②	(街なか賑わい創出事業)②街なか賑わい創出プロジェクト	実施中
51	福島駅前軽トラ市開催事業	完了
52	結・ゆい・フェスタ開催事業	実施中
53	ふくしまシティハーフマラソン事業	実施中
54	カラス対策事業	実施中
59	ふくしま防災体験フェア開催事業	実施中
60	(仮称)憩い空間創出事業～吾妻通り社会実験～	完了
61	ふくしままちなか音楽祭事業	実施中
62	まちなか人流データ活用事業	実施中
25	震災復興パネル展開催事業	完了
35	みんなの活躍応援事業	完了
26	専門店の技やこだわりを楽しめるクラフト・モール整備事業	完了
27	商店街「朝市」開催事業	完了
28	福島市観光案内所、観光圏案内所運営事業	実施中
29	ふくしま屋台村運営事業	実施中
30	御倉邸運営事業	実施中
31	福島城下まちづくり事業	実施中
32	まちなか広場イベント活用事業	実施中
33	中心市街地共通ポイントカード事業	実施中
34	中心市街地共通駐車サービス券事業	実施中
36	ふくしま街なかイベント情報発信事業	完了
37	道路空間活用事業	実施中
55	学生イベント企画相談事業	実施中
66	新規オフィス開設支援補助事業	実施中
67	まちなかウォークブル推進計画策定事業	実施中

【公共交通機関の利便性の増進、特定事業及び措置の推進】（12 事業）

No	事業名	進捗状況
43	中心市街地活性化交通支援事業	実施中
44	パークアンドライド社会実験	完了
56	パークアンドライド事業	実施中
45	福島駅周辺自転車駐車場整備事業	完了
61	福島駅周辺自転車駐車場整備事業	実施中
46	シェアサイクルポート整備事業	完了
47	古閑裕而を活かしたまちづくり事業（メロディーバスの運行）	実施中
38	古閑裕而を活かしたまちづくり事業（メロディーバスの実証運行）	完了
39	バリアフリーマスタープラン推進事業	実施中
64	シェアサイクル推進事業	実施中
40	中心市街地活性化支援バス社会実験	完了
42	「福島バスまつり」開催事業	実施中

②計画期間内に変更した事業等

計画期間内に変更した事業は以下のとおりである。

変更年月	No	事業名	追加／削除
R4. 3	44	パークアンドライド社会実験	新規追加
R4. 3	45	福島駅周辺自転車駐輪場整備事業	新規追加
R4. 3	46	シェアサイクルポート整備事業	新規追加
R4. 3	47	古閑裕而を活かしたまちづくり事業（メロディーバスの運行）	新規追加
R5. 3	48	ポケットパーク整備事業	新規追加
R5. 3	49	御倉町地区公園（御倉邸）賑わい空間再整備事業	新規追加
R5. 3	19②	（商店街エリア価値向上支援事業）②街なか再生リノベーション事業	新規追加
R5. 3	19⑬	（商店街エリア価値向上支援事業）⑬街なか若者活動促進事業	新規追加
R5. 3	19⑩	（商店街エリア価値向上支援事業）⑩商業者等売上増加・販路拡大支援事業	削除
R5. 3	22②	（ふくしま花のまち推進事業）②まちなか周遊バス運行事業	削除
R5. 3	22⑤	（ふくしま花のまち推進事業）⑤街なか商業誘客事業	削除
R6. 3	57	福島駅東口地区暮らし・にぎわい再生事業	新規追加
R6. 3	58	上町北地区分譲住宅等整備事業	新規追加
R6. 3	19⑭	（商店街エリア価値向上支援事業）⑭まちなか店舗等現況調査	新規追加
R6. 3	59	ふくしま防災体験フェア開催事業	新規追加
R6. 3	60	（仮称）憩い空間創出事業～吾妻通り社会実験～	新規追加
R6. 3	61	福島駅周辺自転車駐輪場整備事業	新規追加
R7. 3	19⑮	（商店街エリア価値向上支援事業）⑮まちなかブランド化推進事業	新規追加
R7. 3	61	ふくしままちなか音楽祭事業	新規追加

R7.3	62	まちなか人流データ活用事業	新規追加
R7.3	64	シェアサイクル推進事業	新規追加
R8.8	65	まちなか立地集積支援事業	新規追加
R8.8	66	新規オフィス開設支援	新規追加
R8.8	67	まちなかウォークアブル推進計画策定事業	新規追加

③未着手又は未完了の事業に関する要因分析

計画期間内で実施期間が変更及びコロナ禍の影響で未完了となった事業を以下に示す。

No	事業名	実施主体
3	福島駅東口地区第一種市街地再開発事業	福島駅東口地区市街地再開発組合
10	福島駅前交流・集客拠点施設整備事業	福島市
11	福島駅前交流・集客拠点施設運営検討	福島市
57	福島駅東口地区暮らし・にぎわい再生事業	福島市
13	太田町地区市街地住宅供給型優良建築物等整備事業	民間事業者
16	万世町地区複合施設の検討	民間事業者
58	上町北地区分譲住宅等整備事業	民間事業者
19①	(商店街エリア価値向上支援事業)①中心市街地起業家チャレンジ応援事業	(株)福島まちづくりセンター
19②	(商店街エリア価値向上支援事業)②学生まちなかイメージUPコンテスト事業	(株)福島まちづくりセンター
19③	(商店街エリア価値向上支援事業)③商店街の日イベントコンテスト事業	(株)福島まちづくりセンター
19④	(商店街エリア価値向上支援事業)④各店をつなぎ合わせるボトムアップ型の共同販促事業	(株)福島まちづくりセンター
19⑤	(商店街エリア価値向上支援事業)⑤商店街と異業種等の連携による新規出店舗支援事業	(株)福島まちづくりセンター

(未完了事業の要因分析)

①福島駅東口地区第一種市街地再開発事業（以下、文章中においては「東口再開発事業」という）(No. 3) は、事業計画・施設内容の見直し、建設費高騰等を踏まえたコスト縮減への対応のため、令和12年度完成へ工期延長となった。そのため関連する事業（No. 10、11、57）に関しても令和12年度に工期延長となった。

②太田町地区市街地住宅供給型優良建築物等整備事業（No. 13）は、建設資材価格の高騰による採算性の悪化から計画期間内に事業が着手できず未完了となった。なお、社会情勢を見ながら整備時期を再検討している。同様に、上町北地区分譲住宅等整備事業（No. 58）も工期延長し、令和9年度完了を見込んでいる。

万世町地区複合施設の検討（No. 16）に関しても社会情勢を見ながら整備方向を継続検討している。

③商店街エリア価値向上支援事業の①～⑤の事業（No. 19①～19⑤）は、コロナ禍の影響により事業が着手できず未完了となった。

④法に定める特別の措置及び認定と連携した特例措置を活用した継続事業の成果や今後の課題

【認定と連携した特例措置に関連する事業】

No	事業名	事業主体
5	福島駅周辺の在り方検討会設置	福島市
49	御倉町地区公園（御倉邸）賑わい空間再整備事業	福島市
10	福島駅前交流・集客拠点施設整備事業	福島市
57	福島駅東口地区暮らし・にぎわい再生事業	福島市
18	街なかの地域資源を活用した街コス開催事業	実行委員会
19⑥	(商店街エリア価値向上支援事業)⑥街なかチャレンジショップ支援事業	(株)福島まちづくりセンター
19⑦	(商店街エリア価値向上支援事業)⑦街なか店舗経営力向上支援事業	(株)福島まちづくりセンター
19⑧	(商店街エリア価値向上支援事業)⑧商店街空き店舗対策事業	(株)福島まちづくりセンター 福島商工会議所、福島市
19⑨	(商店街エリア価値向上支援事業)⑨創業応援利子補給事業	福島市
19⑫	(商店街エリア価値向上支援事業)⑫街なか再生リノベーション事業	福島市
19⑬	(商店街エリア価値向上支援事業)⑬街なか若者活動促進事業	(株)福島まちづくりセンター
19⑭	(商店街エリア価値向上支援事業)⑭まちなか店舗等現況調査	福島市
20	中心市街地イルミネーション事業	実行委員会
21①	(ふくしま山車祭り・わらじまつり開催事業)①ふくしま山車祭り	実行委員会
21②	(ふくしま山車祭り・わらじまつり開催事業)②わらじまつり	実行委員会
22①	(ふくしま花のまち推進事業)①ふくしま花のまちフェスティバル事業	福島商工会議所
22③	(ふくしま花のまち推進事業)③フラワーバスケット事業	福島市、商店街組合
22④	(ふくしま花のまち推進事業)④ふくしまウェルカムチケット事業	福島商工会議所、鉄道事業者
23①	(中心市街地活性化イベント開催事業)①福島駅前元氣プロジェクト開催事業	実行委員会
23②	(中心市街地活性化イベント開催事業)②ふくしま情熱通り運営事業	実行委員会
23③	(中心市街地活性化イベント開催事業)③街なかテーマパーク事業	福島市
23④	(中心市街地活性化イベント開催事業)④にぎわい創出事業	福島市
23⑥	(中心市街地活性化イベント開催事業)⑥商店街等活性化イベント支援事業	福島市
50①	(街なか賑わい創出事業)①街なか交流館イベント企画事業	(株)福島まちづくりセンター
50②	(街なか賑わい創出事業)②街なか賑わい創出プロジェクト	福島市
52	結・ゆい・フェスタ開催事業	関係団体等
53	ふくしまシティハーフマラソン事業	実行委員会
54	カラス対策事業	福島市
59	ふくしま防災体験フェア開催事業	福島市
61	ふくしままちなか音楽祭事業	福島市
62	まちなか人流データ活用事業	福島市
43	中心市街地活性化交通支援事業	福島市、交通事業者
56	パークアンドライド事業	協議会
61	福島駅周辺自転車駐車場整備事業	福島市
47	古閑裕而を活かしたまちづくり事業（メロディーバスの運行）	福島市
64	シェアサイクル推進事業	福島市

(3) 目標の達成状況

前期計画では、駅前の東口再開発事業等をチャンスと捉え、世代を問わず市内外からの人々が集い交流し、新たなステージへ飛躍する県都の風格と活力ある都心づくり、まちの既存ストック（資源）の活用等によるエリアの価値向上と人材育成を通じた賑わいの商業地づくりを基本方針として、「広域的な交流の活性化と賑わいと活力ある商業地

の再生」を目標に計 91 の各種事業を実施した結果、4 つの目標指標は達成に向け概ね順調に推移している。

目標指標である「計画掲載事業を活用した出店数」は、「商店街エリア価値向上支援事業」地区での「商店街空き店舗対策事業」「創業応援利子補給事業」「街なか再生リノベーション事業」の活用件数により、これまでの累計で 136 店舗と、目標の 18 店舗を上回っている。

目標指標である「まちづくり活動に参画する学生数」は、「街なか若者活動促進事業」により学生のまちづくり活動が活発化し、令和 5 年度から始動したこくりナビにより学生のまちづくりへの参画機会が創出されている。これまでの参画数の累計は 619 人と、目標の 350 人を上回っている。

これらの成果がまちなかの人流の増加や賑わい創出につながり、目標指標である「休日の歩行者・自転車通行量」は、令和 7 年度は 18,899 人/日と令和 8 年目標値の 16,400 人/日を上回っている。一方、通り毎の通行量を見ると、国道 13 号東側の各通りで減少しており、駅周辺で生まれた賑わいが、周辺商店街へ十分に波及していない。

目標指標「居住人口の社会増減数」は、「新浜町地区優良建築物等整備事業」などのマンション建設により居住の促進に繋がれたが、近年では、細分化した低未利用地が多く点在しマンションなどを建設する適当な土地がないことが民間による開発が進まない要因の一つとして考えられ、減少傾向にある。

目標	目標指標	基準値	目標値	最新値
広域的な交流の活性化と賑わいと活力ある商業地の再生	休日の歩行者・自転車通行量	13,690 人/日 (R2)	16,400 人/日 (R8)	18,899 人/日 (R7)
	居住人口の社会増減数	-12 人/年 (H27～R1 平均)	44 人/年 (R3～R8 平均)	37 人/年 (R3～R7 平均)
	まちづくり活動に参画する学生数（計画掲載事業）	一人 (R1)	350 人 (R3～R8 累計)	619 人 (R3～R7 累計)
	計画掲載事業を活用した出店数	一店舗 (R1)	18 店舗 (R3～R8 累計)	136 店舗 (R3～R7 累計)

①目標指標 1 休日の歩行者・自転車通行量

令和7年度の歩行者・自転車通行量は前年度から増加しており、18,899 人/日と、令和8年度の目標値 16,400 人/日を上回る結果となった。

調査地点別で見ると調査地点全7地点の内、2地点で増加しており、前年比では①駅前通りで 50.8%増と最も増加率が高く、次いで、②まちなか広場前で 46.8%増となっている。

一方、他調査地点5地点（③～⑦）は、前年比で減少している。

特にパセオ通り、文化通り、県庁通りなどは、中心市街地エリアの中でも、人を惹き付ける魅力ある個店が集積し、歩くほどに発見がある路地エリアがあるが、通行量が前年比で減少している。

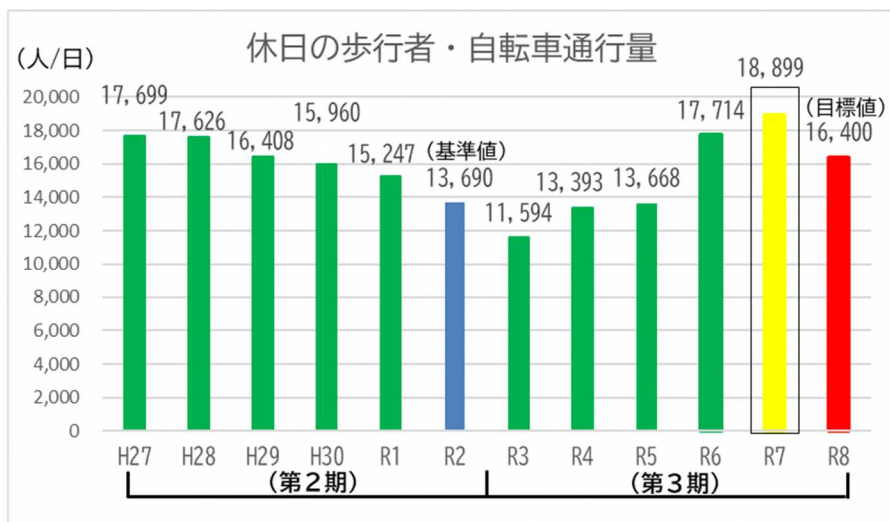
これは、①②地点が位置する駅周辺で多くのイベントが開催され、多数の来街者で賑わっていたことや新たな出店により、一定の回遊効果が生まれたものと推察できるが、駅周辺で生まれた賑わいをまち全体に波及できていないことは、来街者が目的のイベントや店舗にのみ来街し、すぐに立ち去ることなどが、回遊性の低下を招いているものと推測される。

歩行者・自転車通行量は4年連続で回復傾向であることは、これまで、産学官民が連携し継続的に取り組んできたイベントを始め、シェアサイクルやメロディーバス、パークアンドライド等の面的な回遊を促す取組のほか、新規出店等の効果の現れともいえる。

基準値 (R2 年度)	目標値 (R8 年度)
13,690 人/日	16,400 人/日



最新値 (R7 年度)
18,899 人/日



年	通行量 (人/日)
R2	13,690 (基準年値)
R3	11,594
R4	13,393
R5	13,668
R6	17,714
R7	18,899 (最新値)
R8	16,400 (目標値)

※調査方法：休日（日曜日）の1日間の午前8時～午後7時（11h）

までの歩行者及び自転車の通行量を測定

※調査月：各年7月

※調査主体：福島市

※調査対象：中心市街地エリア内計7カ所

- ①駅前通り、②まちなか広場前、③パセオ通り、④レンガ通り、⑤並木通り、⑥文化通り、⑦県庁通り

<中心市街地エリア（測定地点：7地点）>



<中心市街地7地点の歩行者・自転車通行量>

(単位：人/日)

	令和2年度 (計画前年度)	令和3年度 (1年目)	令和4年度 (2年目)	令和5年度 (3年目)	令和6年度 (4年目)	令和7年度 (5年目)	令和8年度 (6年目)
①駅前 通り	4,687	4,472	5,506	4,675	5,820	8,777	—
②まちなか 広場前	2,418	2,013	2,225	2,466	2,400	3,523	—
③パセオ 通り	1,748	1,380	1,302	1,578	2,724	2,292	—
④レンガ 通り	1,162	611	921	989	1,273	838	—
⑤並木 通り	1,055	1,068	912	1,113	1,550	1,006	—
⑥文化 通り	1,251	1,068	1,230	1,520	2,117	1,301	—

⑦ 県庁 通り	1,369	982	1,297	1,327	1,830	1,162	—
合計	13,690	11,594	13,393	13,668	17,714	18,899	—

②目標指標 2 居住人口の社会増減数

中心市街地の居住人口は、令和 6 年度から令和 7 年度にかけて 8,583 人から 8,462 人へと 121 人減少し、このうち社会増減は 37 人の減少となっている。これにより、令和 3 年度からの社会増の平均は 37 人/年となった。地区別にみると、令和 6 年度から令和 7 年度にかけて全 22 地区のうち 9 地区で増加、11 地区で減少、2 地区で増減の変化がなかった。

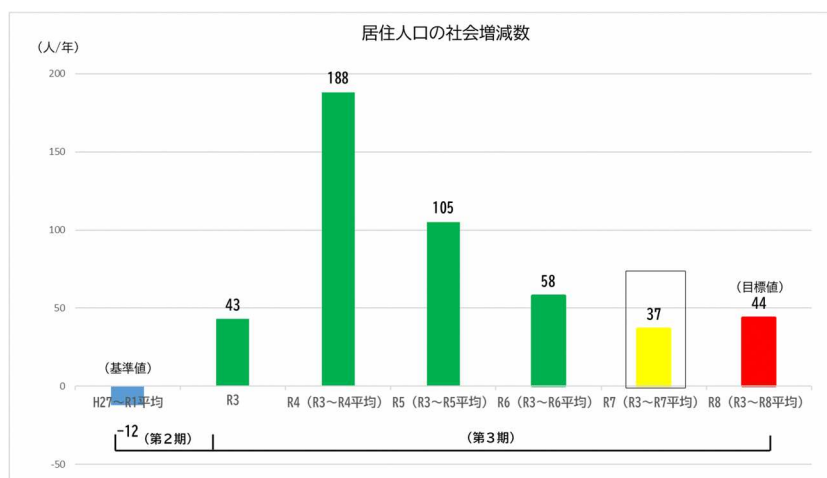
背景として、令和 3 年度に完了した「新浜町地区優良再開発型優良建築物等整備事業（87 戸）」の目標を上回る入居があった一方で、細分化した低未利用地が多く点在しマンションなどを建設する適当な土地がないことが、民間による開発が進まない要因の一つと考えられる。

また、資材価格の高騰等の影響により、民間によるマンション供給も鈍化していることも影響していると考えられる。

基準値 (H27～R1 平均)	目標値 (R3～R8 平均)
-12 人/年	44 人/年



最新値 (R3～R7 平均)
37 人/年



年	社会増減数 (人/年)
H27～R1 平均	-12 (基準年値)
R3	43
R4 (R3～R4 平均)	188
R5 (R3～R5 平均)	105
R6 (R3～R6 平均)	58
R7 (R3～R7 平均)	37 (最新値)
R8 (R3～R8 平均)	44 (目標値)

※調査方法：住民基本台帳から年間の増減数を集計

※調査月：各年 1 月

※調査主体：福島市

※調査対象：中心市街地区域内

③目標指標3 まちづくり活動に参画する学生数（計画掲載事業）

令和7年度のまちづくり活動に参画した学生数（計画掲載事業を活用したもの）は、中心市街地内18活動の実績から計187人、累計参画者数も619人と目標を達成した。

学生のまちづくり活動が増加している背景として、「街なか若者活動促進事業」（学生向けイベント補助）の効果発現によるもののほか、令和5年度より始動した市の取組である若者と行政、地域をつなぐ「こくりナビ」により学生の参画機会が創出されている。

更に、学生のまちづくり活動への参画意欲や活動実態を把握するために、市内4大学、10高校の学生計1,072人を対象としたアンケート調査（以下、「学生アンケート調査」という。）を実施したところ、まちづくり活動の参画に興味・関心が「ある」との回答は45.2%と前年の34.3%から上昇しており、「参画したことがある」と回答した人も5.5%となり前年の4.9%から上昇していることが分かった。

また、大学生の参画した理由として、「社会勉強のため」が64.7%、「地域の活性化に貢献したいから」52.9%の順に多く、高校生は、「楽しそうだから」59.5%、「部活やサークル等の活動の一環」38.1%の順に多いことが分かった。

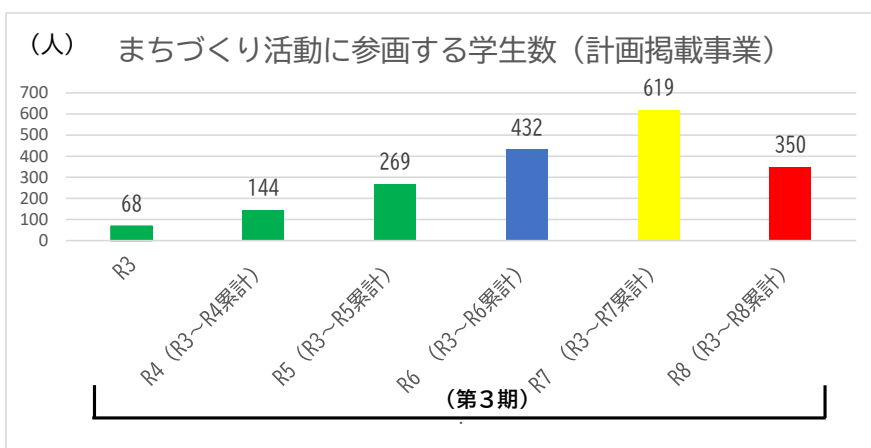
まちづくり活動に参画する学生数は、年々増加しており、目標を達成した。

一方、学生アンケート調査において、参画しなかった理由として、大学・高校ともに、「イベント等を知らなかった」、まちづくり活動に参画する学生を増やすために必要なこととしては、「学生の参画を促すSNS等による情報発信」の回答が最も多く、情報発信の強化を求められている。

基準値 (R1)	目標値 (R3～R8 累計)
—	350 人



最新値 (R3～R7 累計)
619 人



年	学生数(人)
R1	一人 (基準年値)
R3	68
R4 (R3～ R4 累計)	144
R5 (R3～ R5 累計)	269
R6 (R3～ R6 累計)	432
R7 (R3～ R7 累計)	619 (最新値)
R8 (R3～ R8 累計)	350 (目標値)

※調査方法：商店街の店舗や魅力を創出するアイデアを募るための指標を学生の参画人数とする

※調査月：各年3月

※調査主体：福島市

※調査対象：福島大学、福島県立医科大学、福島学院大学、桜の聖母短期大学等の学生

④目標指標4 計画掲載事業を活用した出店数

エリア価値向上地区で「商店街エリア価値向上支援事業」を活用して出店した店舗の累計数は、2年目の令和4年度にすでに目標の18店舗を上回る40店舗を達成した。

令和7年度には、「商店街空き店舗対策事業」の活用件数は17件、「街なか再生リノベーション事業」11件の活用のもと、17店舗の出店があり、累計136店舗にまで至っている。

事業活用の内訳として、飲食業13件、美容・理容業4件、アパレル3件、小売業・就労支援2件、サービス業・製造業・不動産業・福祉サービス1件となった。

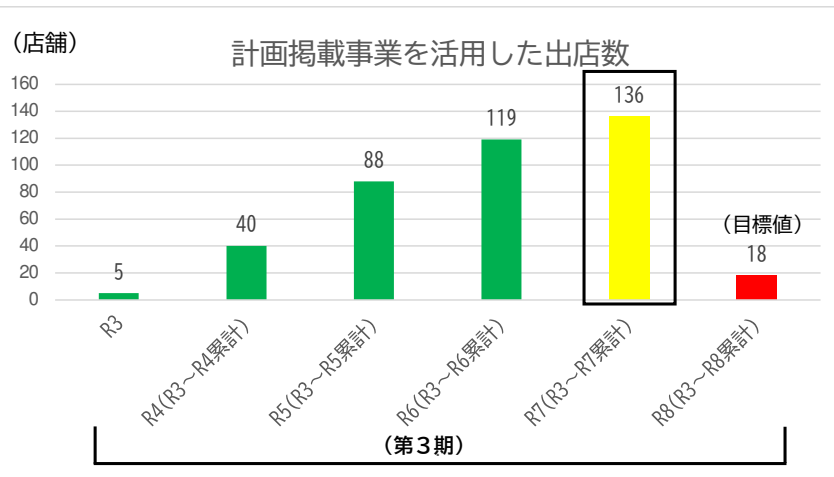
業種別では、飲食業が46.4%を占め最も多く、次いで美容・理容業が14.3%、アパレルが10.7%と上位3つを占めている。

東口再開発事業期間中であっても賑わいが失われることなく、産学官民が連携し中心市街地活性化事業を着実に推進していることに加え、「商店街空き店舗対策事業」及び「街なか再生リノベーション事業」を活用し、起業・創業者を対象として、引き続き支援してきたことが新規出店の発現に寄与したものと考えられる。

基準値 (R1年度)	目標値 (R3～R8累積)
—	18店舗



最新値 (R3～R7累積)
136店舗



※調査方法：エリア価値向上地区で「商店街エリア
価値向上支援事業」を活用し、出店した数により
把握する。

※調 査 月：各年3月

※調査主体：福島市

※調査対象：調査方法と同じ

年	出店数 (店舗)
R1	— (基準年値)
R3	5
R4 (R3～ R4 累計)	40
R5 (R3～ R5 累計)	88
R6 (R3～ R6 累計)	119
R7 (R3～ R7 累計)	136 (最新値)
R8 (R3～ R8 累計)	18 (目標値)

(4) 定性的評価

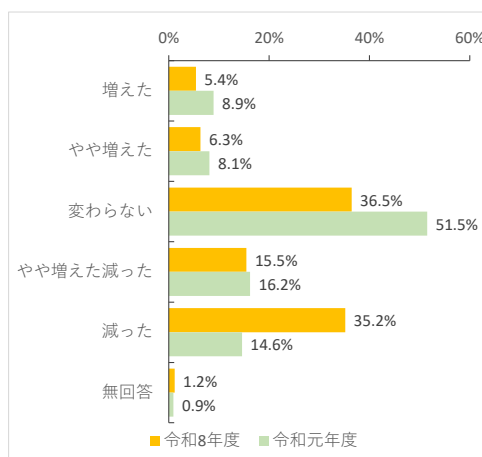
①計画期間前後における地域住民の意識の変化

令和7年11月に実施した市民アンケート調査（紙面調査とweb調査の併用、有効回答数848件）によると、過去5年間の中心市街地への来訪機会が「減った」「やや減った」とする回答が合わせて過半数（50.7%）を占めており、6年前の同調査（26.3%）に比べて大幅に増えた。

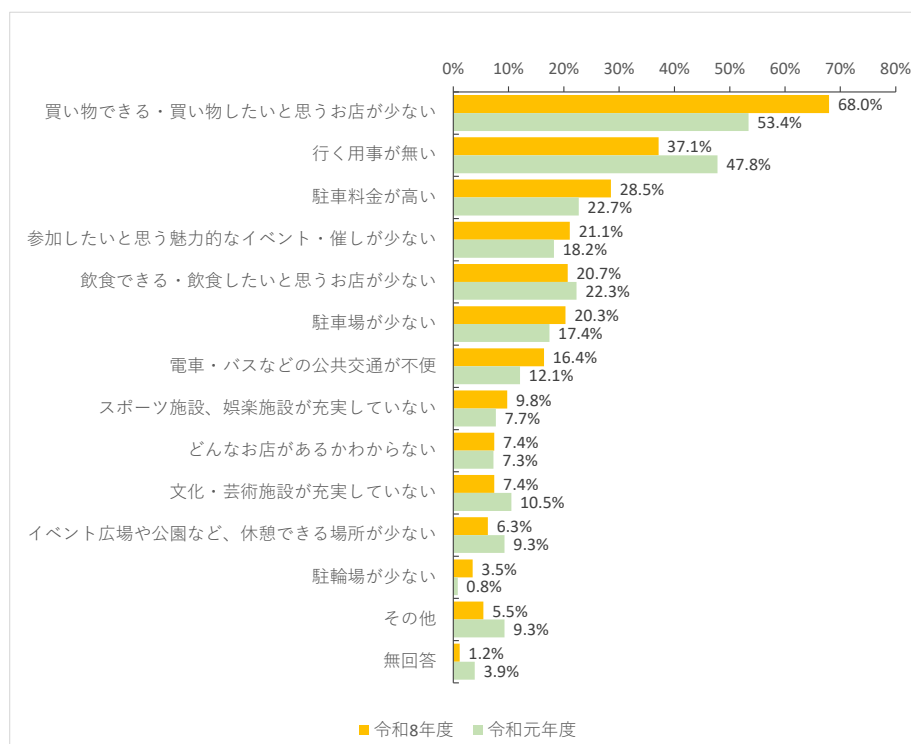
中心市街地への来訪頻度が「年数回程度」「ほぼ利用しない」と回答した人の理由は、「買い物できる・買い物したいと思うお店が少ない」（68.2%）が最も多く、6年前の同調査（53.0%）から増加しており、次いで「行く用事が無い」（37.3%：6年前47.0%）と来訪目的自体が無いとの回答が多くなっており、来訪するきっかけが求められる。

中心市街地への居住促進のために重要な要素として、「スーパー」（48.9%）が最も多く、生活の利便性が求められている。

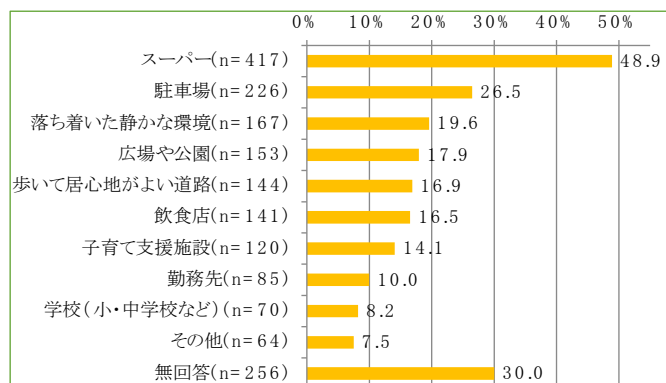
■令和3年からの5年間で、中心市街地に出かける機会



■中心市街地の来訪頻度が「年数回程度」「ほぼ利用しない」と回答した人の理由



■ 中心市街地への居住促進のために 重要な要素



② 中心市街地活性化協議会の意見

中心市街地活性化基本計画の過去 1 年間の取組においては、目標指標である「まちづくり活動に参画する学生数」及び「計画掲載事業を活用した出店数」が計画期間の満了を待たずに目標を達成しており、「休日の歩行者・自転車通行量」についても目標達成が視野に入りつつあるなど、一定の成果が認められる。

一方で、「居住人口の社会増減数」が目標値を下回っている点、国道 13 号線より東側における「休日の歩行者・自転車通行量」が減少している点は、更なる取組が必要な状況であると考ええる。民間によるマンション供給が鈍化していることへの対策や、より一層の中心市街地の回遊性の促進を期待する。

更に、今後は商店街における新規出店や起業・創業の機運の高まりが一定程度継続するよう、「商店街エリア価値向上支援事業」等に引き続き注力しつつ、東口再開発事業の進行期間における賑わい創出や回遊性向上の下地づくりに取り組み、施設のオープンによる波及効果がエリア全体に広がり、「県都ふくしま」としての魅力と機能が一層向上することを期待する。

一方、令和 12 年度完成予定の東口再開発事業については、更なる計画の見直しが検討されており、西口商業施設跡地についても、未だ利活用の方向性が見えない状況である。

東口再開発事業は、中心市街地への来訪者の増加や賑わいの創出に大きく寄与する事業であるため、その遅延は中心市街地活性化に重大な影響を及ぼすものと考えられる。そのため、1 日も早く事業が完遂し、現在進められている、福島駅新東西自由通路の検討とあわせて、福島駅周辺の活性化と賑わいの再生と、東西が一体となった魅力的な都市空間の形成が図られ、「県都ふくしまの顔」としてふさわしい拠点となることを期待する。

[2] 中心市街地活性化の課題

前期計画の期間内に、道路空間やイベント空間等を活用した商業の活性化に係る各種イベントの開催や新規出店支援等のソフト事業に注力した結果、中心市街地の賑わいが創出される場面が増えた一方で、以下の課題が挙げられる。

(1) 経済活力の減退

東口再開発事業の完成が令和 1 2 年度に予定されており、また、西口商業施設跡地の新たな活用が検討されている。そのような中で、空き店舗等を活用した家賃補助や内外装補助などの支援により新規出店が増加し、一定の賑わい創出につながった。一方で、商店街をはじめとする民間事業者は、広域圏での人口減少など社会構造の変化や、実店舗離れ(EG(電子商取引)の普及)などの消費ニーズの変化により、従来のビジネスモデルを維持することが困難になってきたこともあり、厳しい経営を強いられている。

中心市街地の持続可能な賑わいを創出するためには、駅東西周辺への商業・オフィス・文化・交流などの都市機能の集積を進めるとともに、官民連携による新規創業や魅力的な店舗・事業の創出を促進し、商店街をはじめとする各エリアの魅力を一層高め、中心市街地全体の経済活力の向上につなげていくことが必要である。

(2) 回遊性・滞在性の不足

東口再開発事業の令和 12 年度のオープン、さらには西口商業施設跡地の新たな活用が検討されている状況により中心市街地の賑わいが失われないよう、商店街や若者へのイベント支援により、駅前通りやまちなか広場等で週末を中心に集客力のあるイベントが開催されているものの、その賑わいによる周辺商店街への経済的波及効果は限定的である。

今後予定される東口再開発事業の集客効果を周辺商店街に波及させるためにも、来街者を吸引するような商店街の魅力を高め、賑わいを「点」から「線」、「線」から「面」に広げるような取組が必要である。

(3) まちづくり・地域活動の担い手不足

中心市街地内の居住人口の社会増減数は、新浜町地区優良建築物等整備事業による複合マンション建設への支援により増加したものの、近年では減少傾向にある。

人口減少や高齢化等により、従来地域活動を担ってきた商店街組織や町内会等の組織が縮小、または活動範囲が狭まってきていることから、今後のまちづくりを担う人材の不足が課題であり、商店街の活性化とエリアマネジメントなどを実践する担い手の育成が必要である。

〔3〕 中心市街地活性化の方針（基本的方向性）

（1） 目指す中心市街地の都市像

本市の上位計画である「福島市総合計画まちづくり基本ビジョン」や「風格ある県都を目指すまちづくり構想」において、中心市街地は、県北、さらには県下全体に貢献する風格ある県都の中心として、魅力ある高次の都市機能の集積・強化や、交流・集客拠点の整備に取り組むこととしている。

また、新たな福島市のビジョンでは「次世代文教都市」を掲げ、文化・教育・人づくりを起点に、人々の交流や挑戦を通じて、まちの魅力と経済の豊かさを生み出すことを目指している。その実現に向け、福島駅周辺においては、東口再開発事業による文化・交流拠点の形成とともに、駅東西を一体的に捉え、回遊性の向上を意識したまちづくりに取り組むこととしている。

こうした広域的な位置づけと将来ビジョンを踏まえ、県都の顔である福島駅周辺に都市機能の充実を図り、駅周辺で生まれた賑わいを中心市街地全体に波及させるまちづくりを進める。

さらに、中心市街地を多様な人々が出会い、学び、交流し、新たな活動に挑戦する「実践のフィールド」と捉え学生や若者をはじめとする多様な主体がまちづくりに参画しやすい環境を整え、企画や実践に参画する機会を創出する。また、民間主体の取組や市民の主体的な活動を通じて「挑戦の文化」を根づかせる。

こうした一人ひとりの挑戦や活動の積み重ねを、まちの新たな魅力や価値の創出、地域経済の活性化につなげ、子どもからお年寄りまで多様な人々が集い、交流し、日常的な滞在や回遊が生まれ、賑わいがあふれ続けるまちづくりを目指す。

（上位計画）新たな福島市のビジョン「次世代文教都市」

- ・ 誰もが安心して暮らし、学び、文化や教育に親しみながら自らの可能性に挑戦できる社会を実現していく。
- ・ 挑戦の文化が新たな価値と経済を生み、その成果が次の挑戦へとつながる好循環を創出し、持続可能な発展と将来の繁栄を目指す。

【目指す中心市街地の都市像】

挑戦の文化が芽吹き 未来花めく 次世代文教都市ふくしま

（２）中心市街地の活性化に関する基本的な方針

（１）で定めた目指す中心市街地の都市像をふまえ、中心市街地活性化に関する基本的な方針を以下のとおり設定する。

方針１ まちの魅力を高めるまちづくり

県都の顔である駅東西周辺に多様な都市機能を集積するとともに、現在、街の賑わいを支え続けている民間事業者への支援及び、商店街等の担い手を育成することにより、広域からも恒常的に人々が往来し、多様な経済活動が活発に展開され、賑わいが生まれるまちを目指し、エリア全体の価値向上を図る。

方針２ 魅力・賑わいを波及するまちづくり

駅東西一体のまちづくりを進め、東西の回遊性向上を図る。あわせて、多様な人々の往来を生むイベント等を戦略的に開催し、交流人口の拡大を図るとともに、居心地が良く歩きたくなる空間創出を進めることで駅周辺で生まれた賑わいをまち全体に広げていく。

方針３ 挑戦が連鎖し成功体験が生まれるまちづくり

まちづくりの持続可能性を確保するため、行政主体から民間主体のまちづくりへの移行を目指す。

まちづくりを担う人材の育成や、学生や若者をはじめとする多様な主体がまちづくりに参画しやすい環境を整え、誰もが新たなことに挑戦できる「挑戦の文化」を根づかせる。

一人ひとりの小さな挑戦や成功体験の積み重ねが市民活動を活発化させ、民間主体のまちづくりへの機運醸成を図る。

2. 中心市街地の位置及び区域

[1] 位置

位置設定の考え方

福島市は福島県の県都であり、県北地域における行政、業務、商業、通勤・通学等の中心都市である。

福島駅東口周辺を中心とする中心市街地は、県庁や市役所などの行政施設や日本銀行福島支店等の金融機関、業務・商業施設が立地し、県北地域の中心として繁栄した地域である。また福島駅西口周辺は東北新幹線の開業に伴い新たな駅前地区として整備している地域である。

本計画における中心市街地は、前計画に引き続き、新計画においても、JR福島駅を中心に、県北地域、福島市の中心的な地域であり、福島市の旧市街地内を範囲とする。

(位置図)



[2] 区域

区域設定の考え方

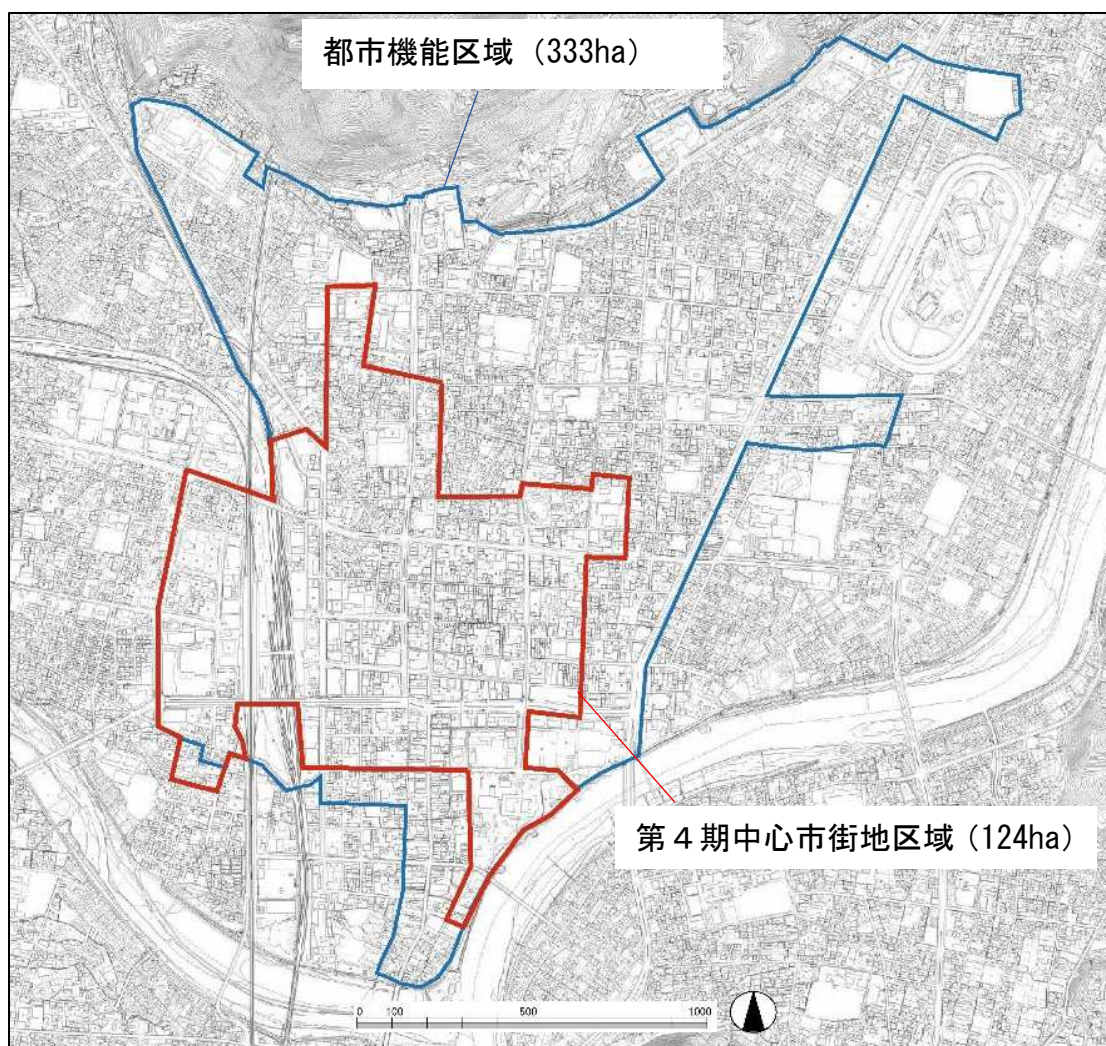
これまで（第1期～3期）中心市街地内の東西軸及び南北軸の形成、及び集客機能と商業機能等の強化に取り組んできた。

とりわけ、第3期においてはエリア価値向上支援事業等により、空き店舗活用・新規出店や創業、学生によるイベント開催等に対する支援を行うなどにより、中心商店街を中心とする集客機能と商業機能強化に取り組んできた。

こうしたこれまでの成果を土台として、引き続き集客拠点性と商業活性化を強化していくために、立地適性化計画に定める都市機能区域内、かつ、県都の顔であるJR福島駅を中心として、中心市街地の活性化に必要な商業・行政・居住・文化・医療などの主要となる都市機能が集積する区域かつ、東口再開発事業の効果を波及させるための施策を重点的に展開する約124haの区域を中心市街地活性化区域とする。（前計画区域：131ha）

なお、南西部の区域の一部は、都市機能区域外となっていますが、新規出店に対する支援に取り組むなど、空き店舗等を活用したまちづくりを推進するため、中心市街地の区域に含む。

（区域図）



[3] 中心市街地の要件に適合していることの説明

要 件	説 明																				
第 1 号要件 当該市街地に、相当数の小売商業者が集積し、及び都市機能が相当程度集積しており、その存在している市町村の中心としての役割を果たしている市街地であること	(1) 商業の集積 中心市街地 124ha は、市全体面積の 0.16%であるが、令和 3 年の経済センサスにおいては、小売業事業所数では市全域の 27.6%、売り場面積では 25.9%、従業者数では 22.3%、年間販売額では 23.5%を占めている。 ＜商業の集積状況＞ <table><tr><td></td><td>市全域</td><td>中心市街地</td><td>シェア</td></tr><tr><td>小売事業所数</td><td>2, 221 事業所</td><td>612 事業所</td><td>27. 6%</td></tr><tr><td>売り場面積</td><td>387, 956 m²</td><td>100, 293 m²</td><td>25. 9%</td></tr><tr><td>従業者数</td><td>18, 404 人</td><td>4, 111 人</td><td>22. 3%</td></tr><tr><td>年間販売額</td><td>362, 906 百万円</td><td>85, 283 百万円</td><td>23. 5%</td></tr></table> 資料) 令和 3 年経済センサス 中心市街地の数値は中央地区の数値 (2) 公共公益施設の集積 中心市街地内には、各種金融機関や地域医療の中核を担う大原総合病院、福島県立医科大学及び福島学院大学の駅前キャンパスなど、主要な公益施設が集積している。 (3) 公共交通機関の集積 中心市街地内には東北新幹線・山形新幹線、東北本線・奥羽本線、阿武隈急行、福島交通飯坂線の乗降駅である福島駅があり、1 日当たりの平均利用者数は 25 千人になる。 また、ＪＲ福島駅は、市内における公共交通の主要な交通結節点であり、1 日当たりの路線バスの利用者数は 11 千人になる。 (4) 歴史的 position 付け 戦国時代以降、江戸時代まで城下町が形成され、この頃から養蚕業を中心とする商業で栄え、明治以降は県庁などの行政施設や日本銀行の東北第 1 号の支店、師範学校の開設により、県北地域における政治経済、教育等の拠点となり、中心的位置付けにある。		市全域	中心市街地	シェア	小売事業所数	2, 221 事業所	612 事業所	27. 6%	売り場面積	387, 956 m ²	100, 293 m ²	25. 9%	従業者数	18, 404 人	4, 111 人	22. 3%	年間販売額	362, 906 百万円	85, 283 百万円	23. 5%
	市全域	中心市街地	シェア																		
小売事業所数	2, 221 事業所	612 事業所	27. 6%																		
売り場面積	387, 956 m ²	100, 293 m ²	25. 9%																		
従業者数	18, 404 人	4, 111 人	22. 3%																		
年間販売額	362, 906 百万円	85, 283 百万円	23. 5%																		
第 2 号要件 当該市街地の土地利用及び商業活動の状況等からみて、機能的	(1) 商業活動の停滞 市の商業統計調査（平成 26 年から令和 3 年の市全体及び中心市街地）より比較すると、小売業事業所数は、市全体で 12.7%減少しており、中心市街地は 18.8%の減少となっている。 売り場面積は市全体で 9.7%増加しており、中心市街地は 2.2%増																				

な都市活動の確保又は経済活力の維持に支障を生じ、又は生ずる恐れがあると認められる市街地であること	加している。なお、市全体に占める中心市街地の売り場面積割合は 27.7%から 25.9%に減少している。 従業者数は、市全体で 0.8%増加しているが、中心市街地は 7.1%減少している。 年間商品販売額は、市全体で 7.3%増加しており、中心市街地は 21.3%増加している。 (2) 空洞化の進行 空き店舗調査地区における空き店舗数は、令和 2 年度の 110 店舗から減少し、令和 7 年度では 90 店舗となっているが、地区によりばらつきがみられる。 空き店舗数が多い置賜町、新町、万世町ではテナントビルが建ち並び栄町や本町などに比べ小規模な店舗が多く、これらが地区によるばらつきの要因と想定される。また、駐車場や更地などの低未利用地は、平成 22 年度の 2 ケ所から令和 7 年度には 37 カ所と増えている。 (3) 歩行者・自転車通行量 中心市街地内の歩行者・自転車通行量は、シェアサイクルやメロディーバス等による回遊性の向上や、新規出店支援や各種イベント開催等による効果により令和 6、7 年にかけて東西軸及び南北軸にある通りでは増加したものの、国道 13 号東側の各通りでは減少している状況にある。 (4) 人口減少と高齢化の進行 中心市街地の人口は、社会動態では令和 3 年度と令和 7 年度で比較すると、減少している。また、中心市街地の 65 歳以上の人口比率は、令和 3 年からの 5 年間で 0.2 ポイント増加し、高齢化率は 29.8%となっている。
第 3 号要件 当該市街地における都市機能の増進及び経済活力の向上を総合的かつ一体的に推進することが、当該市街地	(1) 既往計画との整合性 ①福島市総合まちづくり基本ビジョン 「福島市総合計画まちづくり基本ビジョン」では、目指すべき将来のまちの姿として「人・まち・自然が奏でるハーモニー 未来協奏(共創)都市 ～自然にエールを送るまち ふくしま～」とし、これを実現するための重点施策として、「福島らしい個性とにぎわいのあるまちづくり」をあげ、東口再開発事業と交流・集客拠点施設整備、街なかの空き店舗等への商業店舗やオフィス等の誘致、居住促進等による街なかの

の存在する市町村及びその周辺の地域の発展にとって有効かつ適切であると認められること	魅力と回遊性の向上に取り組むとしている。 中心市街地の活性化について、（１）回遊環境の向上、（２）街なか居住の推進、（３）街なかの魅力向上の３つの施策を進めるとしている。 また、本市では平成 30 年 12 月 25 日に、中心市街地における将来ビジョンや公共施設の再編整備に関する基本的な方向性を示すグランドデザインとして、「風格ある県都を目指すまちづくり構想」を策定した。中心市街地におけるまちづくりの基本的な考え方として、中心市街地を県都にふさわしい魅力あふれる広域的な拠点とし、県北全体さらには県下全体に貢献できる風格ある県都を目指すまちづくりを進めていくために、交流・集客拠点の整備や多様な都市機能の集積・強化に向けて、公共施設の戦略的な再編整備を行うとともに、民間との連携を図りながら、５つの基本方針「広域的な拠点地区として活力のあるまちづくりの推進」、「魅力的で賑わいのあるまちづくりの推進」、「まちを楽しみ、すごせるシンボル軸・回遊空間づくりの推進」、「快適で住みやすいコンパクトなまちづくりの推進」、「みんなが参画し、連携するまちづくりの推進」を掲げている。 本市の中心市街地は、県北地域における政治経済、教育等の拠点であり、また城下町としての歴史的・文化的な資源が集中しており、これらの資源を有効に活用することにより、県都の顔として、文化・社会活動の発展や観光誘客などに寄与することとなる。 ②福島市都市計画マスタープラン 「福島市都市計画マスタープラン」では、中心市街地を「県都にふさわしい魅力あふれる広域的な拠点」と位置付けており、商業・業務だけではなく、医療・福祉、教育文化、交流、情報発信、まちなか居住など、多様な都市機能を集積することで、市全体を牽引する中心拠点を形成することを目指している。 ③立地適正化計画 「立地適正化計画」では、「コンパクト＋プラス・ネットワーク」の考え方にに基づき、中心市街地を福島市の「中心拠点」として位置付け、全市あるいは広域から利用される高次都市機能を集積し、市内各地域の地域拠点と公共交通で結ぶ都市構造を目指している。
--	---

3. 中心市街地の活性化の目標

[1] 中心市街地活性化の目標

本計画では、3つの基本方針のもとで取組を実施することにより、目指す目標を以下のとおり設定する。

目標1 新規事業所・店舗の増加

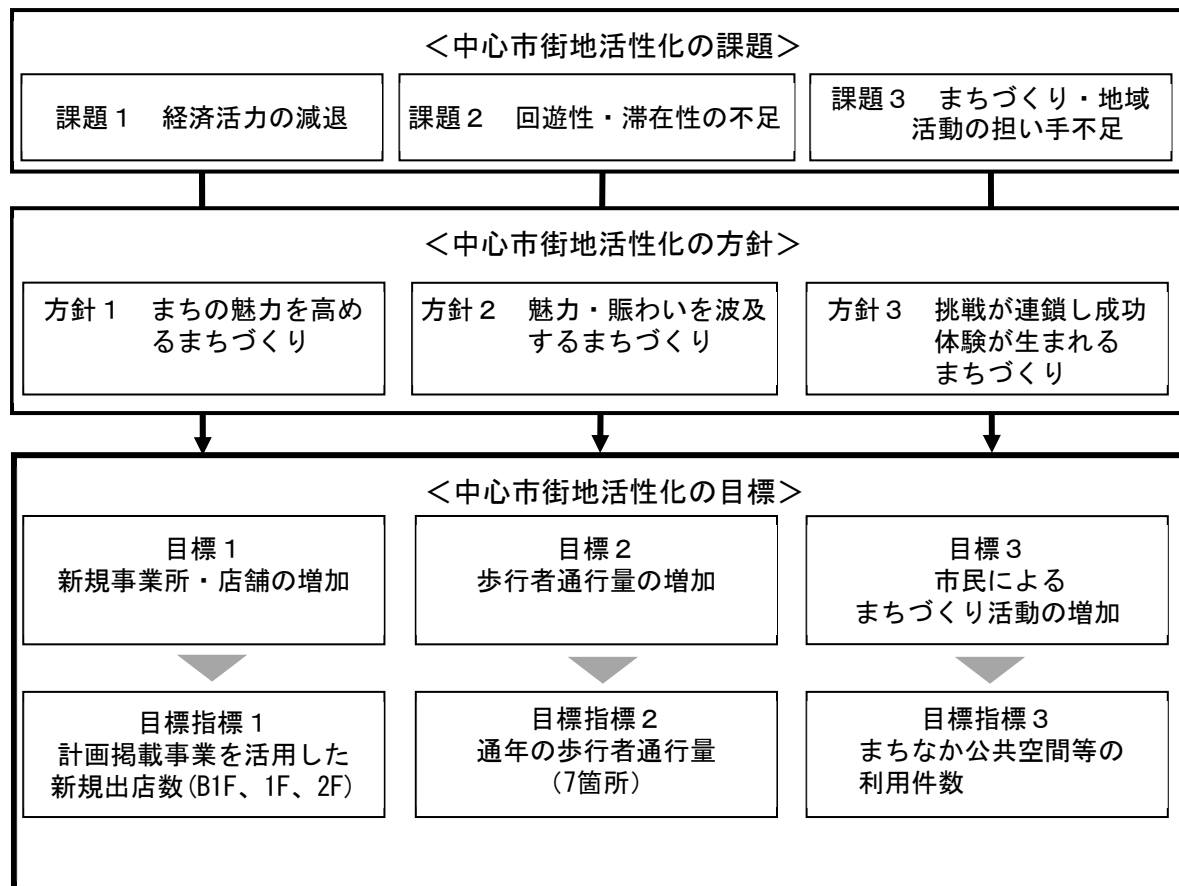
駅東西の都市機能の充実と魅力ある商業・サービス機能の形成を進めるとともに、創業・出店支援により、多様な事業者が挑戦・成長できる事業環境の形成を目指す。

目標2 歩行者通行量の増加

駅東西の回遊性向上とウォーカブルな都市空間の形成を進めるとともに、イベントや公共空間の活用など、多様な交流機会を創出することで、駅周辺の賑わいを中心市街地全体へ波及させ、来街者が何度も訪れ、長く滞在したくなる魅力あるまちづくりを目指す。

目標3 市民によるまちづくり活動の増加

多様な主体がまちづくりに参画しやすい環境を整え、企画や実践に参画する機会を創出することで、市民活動や地域活動を活発化させ、挑戦が連鎖する持続可能なまちづくりを目指す。



〔2〕計画期間の考え方

本計画の計画期間は、令和9年4月から事業実施の効果が現れると見込まれる令和14年3月までの5年間とする。

〔3〕目標指標の設定の考え方

3つの目標の達成状況を的確に把握する指標として、以下を設定する。

- ①新規出店に対する支援事業等の効果を直接的に把握できる「計画掲載事業を活用した新規出店数（B1F、1F、2F）」
- ②人々の往来につながる各種事業効果を計測できる「通年の歩行者通行量（7箇所）」
- ③市民等の中心市街地の公共空間等の活用が直接的に計測できる「まちなか公共空間等の利用件数」

■目標指標と目標値

目標	目標指標	基準値 (R8)	目標値 (R13)
新規事業所・店舗の増加	①計画掲載事業を活用した新規出店数（B1F、1F、2F）	30 店舗 (R8 出店数×5 年間)	35 店舗 (R9～R13 累計)
歩行者通行量の増加	②通年の歩行者通行量（7 箇所）	25,000 人	26,930 人
市民によるまちづくり活動の増加	③まちなか公共空間等の利用件数	151 件 (R7)	176 件

①計画掲載事業を活用した新規出店数（B1F、1F、2F）

調査方法：掲載事業を活用し、出店した数を集計する。

調査月：各年3月

調査主体：市

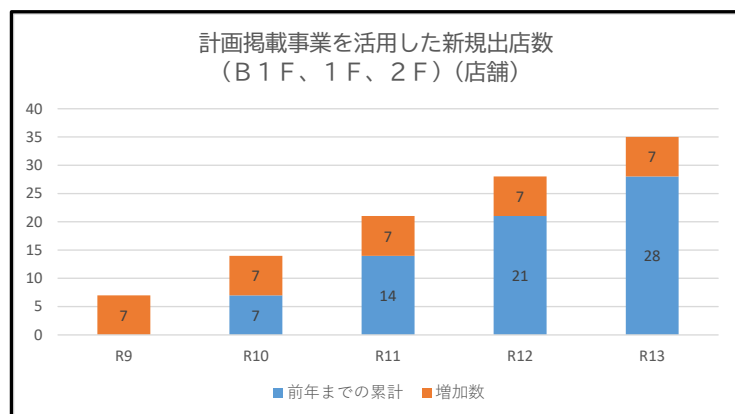
調査対象：中心市街地エリア内

算出方法：年間を通しての新規出店店舗数を数値として計上

目標指標の設定の考え方

目標指標	基準値 (R8 出店数×5 年間)	目標値 (R9～13 累計)
計画掲載事業を活用した新規出店数 (B1F、1F、2F)	30 店舗	35 店舗

基準値は R8 の新規出店想定件数 6 店舗に 5 年間を乗じた店舗数とする。



《参考》

	R3	R4	R5	R6	R7
総店舗数	873 店舗	839 店舗	841 店舗	847 店舗	849 店舗
貸出可能空き店舗数 / 空き店舗数	47 店舗 / 114 店舗	42 店舗 / 100 店舗	47 店舗 / 102 店舗	68 店舗 / 97 店舗	65 店舗 / 90 店舗
低未利用地	34 ヶ所	34 ヶ所	37 ヶ所	37 ヶ所	37 ヶ所

事業による効果

以下に示す各事業に取り組むことにより、目標達成を目指す。

(a) 直接的に効果が見込まれる事業

ア 商店街空き店舗対策事業・街なか再生リノベーション事業

家賃補助や内外装工事支援等により、5年間で毎年6店舗の活用を見込む。

イ 新規オフィス開設支援補助事業

新規オフィス開設に伴う初期費用や家賃補助により、5年間で毎年1店舗の活用を見込む。

目標指標	R9	R10	R11	R12	目標値 (R9～13 累計)
計画掲載事業を活用した 新規出店数 (B1F、1F、2F)	7	14	21	28	35

(b) 間接的に効果が見込まれる事業

ア まちなか人流データ活用事業

まちなかに設置したＡＩカメラで分析した人流データを民間事業者が販促計画や出店計画に利活用することにより、新規出店数の増加や空き店舗数の減少につなげる。

イ 街なかチャレンジショップ支援事業

街なか施設（チェンバおおまち１階スペース）において、新規創業者へ安価な家賃での試行の場の提供、月２回以上の経営指導を実施し、チャレンジショップ入居者である新規創業者の育成を図ることで、卒業後の新規出店を促し、中心市街地における新規出店数の増加や空き店舗数の減少につなげる。

なお、「新規事業所・店舗の増加」を目標としているが、中心市街地の経済活動を評価するためには、既存店舗の状況を把握する必要があることから、「既存店舗を含めた経営動向の調査（利益）」で補完するものとする。

補完指標	基準値 (R6)	目標値 (R13)
既存店舗を含めた経営 動向の調査（利益）	38.2%	50.0%

経営動向のアンケート調査を実施し、アンケート調査項目の「利益」について前年比で「向上」「横ばい」の割合を調査する。

②通年の歩行者通行量（7箇所）

調査方法：福島市 A I 人流・交通分析システムによる分析

調査時期：各年4月～3月

調査主体：市

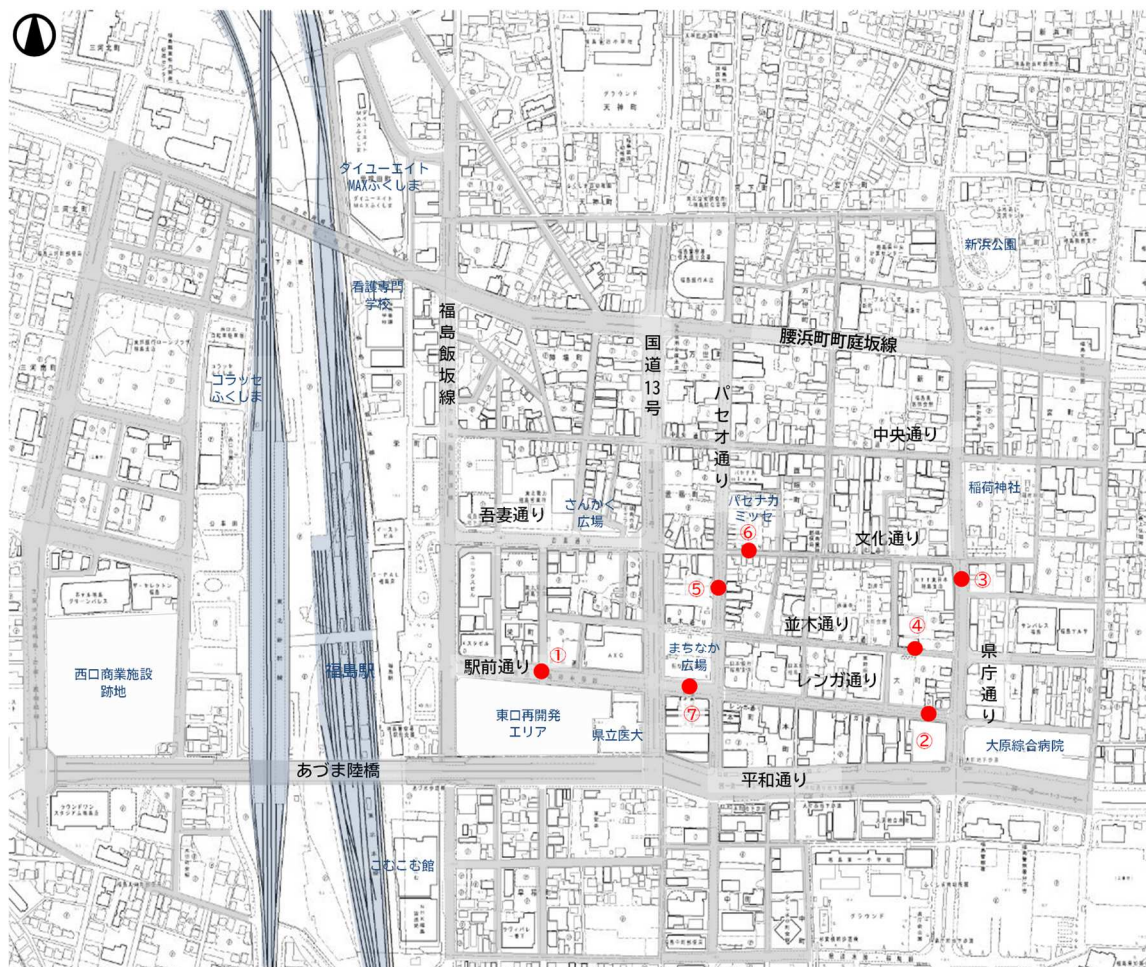
調査対象：中心市街地エリア内計7箇所

①駅前通り ②レンガ通り ③県庁通り ④並木通り ⑤パセオ通り、

⑥文化通り ⑦街なか広場前 における歩行者の通行量

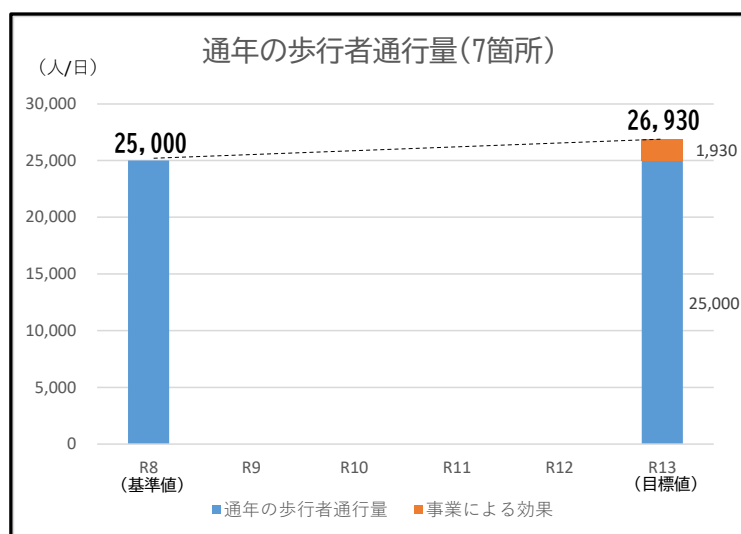
算出方法：7:00～19:00の日平均通行量

＜中心市街地エリア（測定地点：7地点）＞



目標指標の設定の考え方

目標指標	基準値 (R8)	事業による 効果	目標値 (R13)
通年の歩行者通行量 (7箇所)	25,000 人/日	1,930 人/日	26,930 人/日



令和8年(4月～9月)の実績より、基準値を25,000人/日とする。

事業による効果

以下に示す各事業に取り組むことにより、目標達成を目指す。

(a) 直接的に効果が見込まれる事業

ア 福島駅東口地区第一種市街地再開発事業・福島駅前交流・集客拠点施設整備事業

駅前に公益施設や住宅を整備することで、新たな来街者(約1,300人/日)や入居者(約300人/日)の増加により、合わせて1,600人/日の増加を見込む。

イ ウォーカブル推進事業

社会実験等を実施し、居心地がよく歩きたくなるまちなかを形成することにより通行量を300人/日の増加を見込む。

ウ こむこむ館体験プログラム等充実事業

次代を担う子ども達に必要となる施設機能・空間、体験プログラム等を充実させることで、30人/日の増加を見込む。

(b) 間接的に効果が見込まれる事業

ア スポーツによるまちづくりの推進

「スポーツによるまちづくり」を推進するため、スポーツを通じて本市の魅力を県内外へ発信するとともに、スポーツ文化の醸成をはじめ、まちなかでのスポーツに関連したイベントを通して、地域経済の活性化や交流人口の拡大を図ることで、中心市街地での回遊や滞留の向上に寄与する。

イ シェアサイクル推進事業

中心市街地における移動手段の選択肢を増やし、回遊性の向上を図ることによって中心市街地の賑わいを創出し、観光客の滞在時間の延長、新たな魅力発見の機会や再訪を促す。

ウ 商店街・通りのマップのデジタル化による回遊性向上事業

商店主への取材や市民からの写真の提供をもとに、通りや路地を紹介するデジタルマップを作成することで、中心市街地内の魅力を発信し、回遊や滞留の向上に寄与する。

エ 中心市街地共通駐車サービス券事業

中心市街地に車で訪れる人々のために、大型店・商店街等の共通の駐車サービス券システムを運営することで、利用者の滞在時間が伸び、中心市街地内の賑わいを創出し、回遊や滞留の向上に寄与する。

なお、「歩行者通行量の増加」を目標としているが、中心市街地の賑わい状況を把握するためには、滞在性を把握する必要があることから、「来街者の滞在時間 60 分以上の割合」で補完するものとする。

補完指標	基準値 (R7)	目標値 (R13)
来街者の滞在時間 60 分以上の割合	70.8%	71.3%

ウォーカブル推進区域内の来街者を対象とし、滞在率を調査する。

60 分以上滞在率（％）＝ {60 分以上滞在者数(人/日)／区域内来街者数(人/日)} × 100(％)

③まちなか公共空間等の利用件数

調査方法：公共空間や民間施設(市の支援により利用した施設)を利用した件数

調 査 月：各年3月

調査主体：市

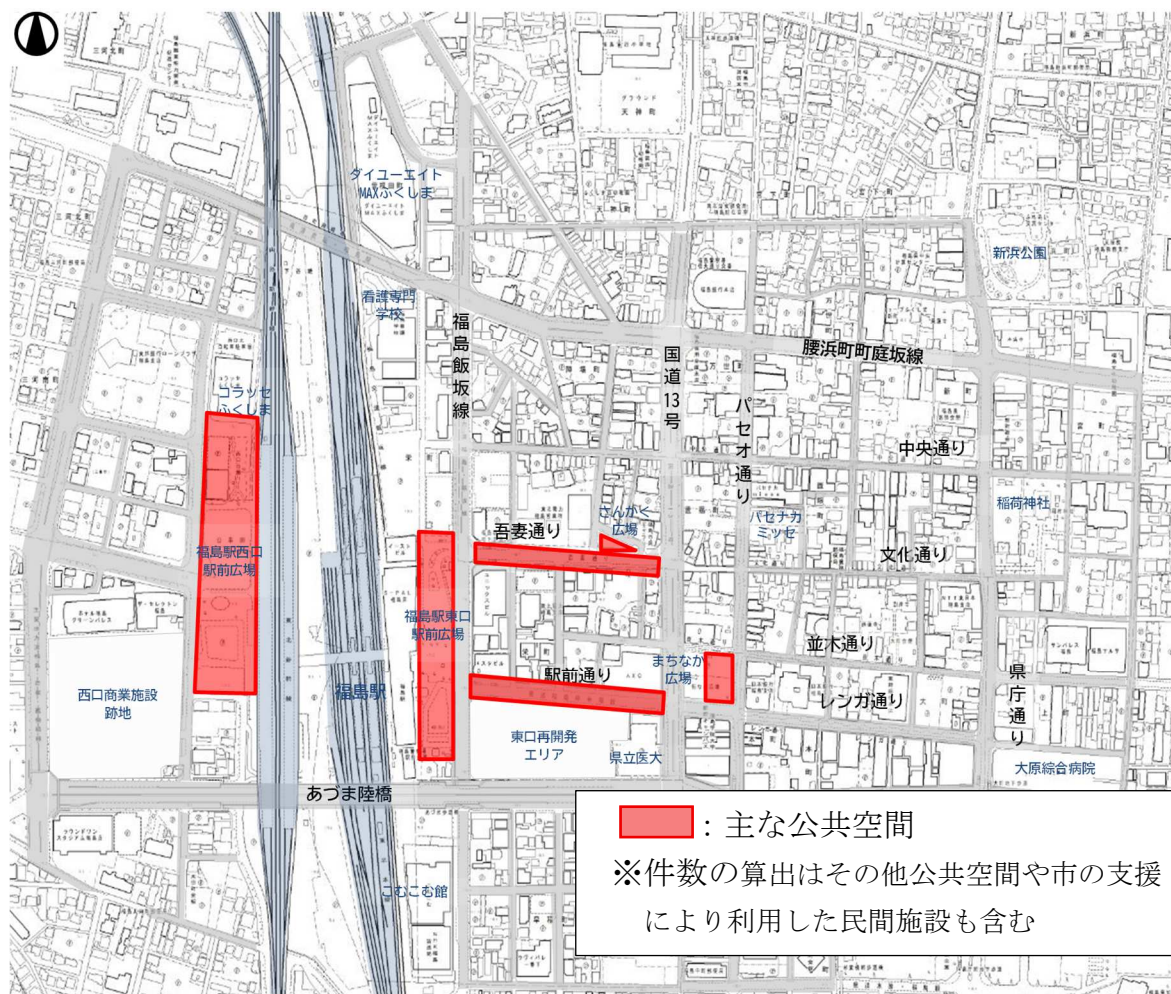
調査対象：中心市街地エリア内

まちなか広場、さんかく広場、駅前広場、駅前通り・吾妻通り等の通り

市の支援により利用した民間施設 等

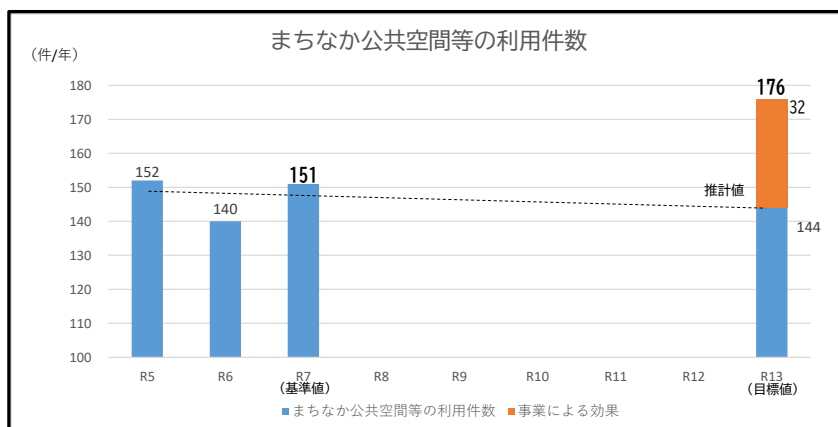
算出方法：年間を通しての件数を計上

＜中心市街地エリア（主な公共空間の利用箇所）＞



目標指標の設定の考え方

目標指標	基準値 (R7)	推計値 (R13)	目標値 (R13)
まちなか公共空間等の 利用件数	151 件/年	144 件/年	176 件/年



令和7年度の実績より、基準値を151件/年とする。

目標年度の推計値

R5～R7における数値に基づくトレンドの推計を行い、R13の推計値を144件/年とする。

事業による効果

以下に示す各事業に取り組むことにより、目標達成を目指す。

(a) 直接的に効果が見込まれる事業

ア ウォーカブル推進事業

民間主体による社会実験等を実施することで、市民等の中心市街地におけるまちづくり活動への参画に寄与する。

イ 歩行者利便増進道路制度活用事業

歩行者利便増進道路（ほこみち）制度を活用し、吾妻通りにおいて歩道上にテーブル・ベンチを設置する等、市民等の中心市街地におけるまちづくり活動への参画に寄与する。

上記ア・イ事業の連携等により、25件/年の活用を見込む。

ウ 商店街等活性化イベント支援事業

中心市街地をはじめとした地域経済の活性化や各地域の商店街等の賑わい創出を目的として開催するイベント等を支援することで、市民等の中心市街地におけるまちづくり活動への参画に寄与する。

エ 街なか若者活動促進事業

学生等によるイベント開催の支援、学生等を対象としたイベントの開催およびこれらを通してまちづくり活動に参画する人材を育成することで、市民等の中心市街地におけるまちづくり活動への参画に寄与する。

上記ウ・エ事業のイベント支援により、5件/年の活用を見込む。

オ まちづくり担い手育成支援事業

地域のまちづくりを担う人材を育成することで、地域の課題や魅力を自ら捉え、事業者や地域団体等と連携しながら、新たな事業や活動を生み出す主体的な担い手の増加を図ることで、市民等の中心市街地におけるまちづくり活動への参画に寄与し、2件/年の活用を見込む。

(b) 間接的に効果が見込まれる事業

ア 街なか賑わい創出プロジェクト

プロジェクト参加団体によるイベントなど街なかの賑わいづくりに関する情報の共有・発信のほか、賑わい創出事業の促進・調整を実施することで、市民等の中心市街地におけるまちづくり活動への参画に寄与する。

イ こくりナビ事業

市や地域が取り組んでいる事業に、若者（高校生・大学生・若手社員）がボランティアで参加し、若者ならではの視点や発想によってまちづくりに関わることで、市民等の中心市街地におけるまちづくり活動への参画に寄与する。

なお、「市民によるまちづくり活動の増加」を目標としているが、民間主体のまちづくりの状況を把握するためには、活動を行う担い手の数も把握する必要があることから、まちなか公共空間等を利用した「主催の団体数」で補完するものとする。

目標指標	基準値 (R7)	目標値 (R13)
まちなか公共空間等の 利用団体数	64 団体/年	82 団体/年

まちなか公共空間等の利用件数と合わせ、主催団体数も調査する。

< 4から8までに掲げる事業一覧 >

・全59事業

※「目標（目標指標）」における凡例

◎：直接目標（目標指標）への効果が見込まれる／○：間接的に目標（目標指標）への効果が見込まれる

事業 番号	再掲 事業 番号	事業 区分 (新規 /継続)	事業名	実施主体	支援 措置 区分	支援措置	支援主体	目標（目標指標）		
								①計画掲 載事業を 活用した 新規出店 (B1F, 1F, 2 F)	②通年の 歩行者通 行量（7 箇所）	③まちな か公共空 間等の利 用件数
4-1		継続	福島駅周辺の在り方検討	福島市	(2)①	中心市街地活性化ソフト事業	総務省	—	○	—
4-2		継続	まちなか立地集積支援事業	福島市	(2)①	中心市街地活性化ソフト事業	総務省	—	○	—
4-3		継続	御倉町地区公園（御倉邸）賑 わい空間整備事業	福島市	(3)	都市構造再編集中支援事業	国土交通省	—	○	—
4-4		継続	福島駅東口地区第一種市街 地再開発事業	福島駅東口 地区市街地 再開発組合	(3)	社会資本整備総合交付金（市 街地再開発事業（福島駅東口 地区））	国土交通省	—	◎	—
4-5		継続	まちなか交流施設運営事業	福島市	(4)	—	—	—	○	○
4-6		継続	福島駅前広場情報板運営事 業	福島市	(4)	—	—	—	○	—
4-7		継続	信夫山ストリートの魅力創 出の検討	福島市	(4)	—	—	—	○	—
5-1		継続	福島駅前交流・集客拠点施 設整備事業	福島市 福島駅東口 地区市街地 再開発組合	(2)①	中心市街地再活性化特別対策 事業	総務省	—	◎	—
5-2		継続	福島駅東口地区暮らし・に ぎわい再生事業	福島市 福島駅東口 地区市街地 再開発組合	(2)①	社会資本整備総合交付金（福 島駅東口地区暮らし・にぎわ い再生事業）	国土交通省	—	○	—
5-3		新規	こもこむ館体験プログラム 等充実事業	福島市	(2)②	地域未来交付金	内閣府	—	◎	—
5-4		継続	福島駅前交流・集客拠点施 設運営検討	福島市 福島駅東口 地区市街地 再開発組合	(4)	—	—	—	○	—
5-5		新規	市立図書館再整備の検討	福島市	(4)	—	—	—	○	—
5-6		新規	中央団地跡地の取り扱いの 検討	福島市	(4)	—	—	—	○	—
6-1		継続	家賃助成事業	福島市	(2)②	社会資本整備総合交付金（公 的賃貸住宅家賃低廉化事業）	国土交通省	—	○	—
6-2		継続	借上市営住宅供給促進事業	福島市	(3)	公的賃貸住宅家賃対策調整補 助金	国土交通省	—	○	—
6-3		継続	万世町地区複合施設の検討	㈱エスケ ーコーポ レーション	(4)	—	—	—	○	—
6-4		新規	空家・空地対策事業	福島市	(4)	—	—	○	○	—
7-1		継続	わらじまつり	福島のまつ り運営委員 会	(2)①	中心市街地活性化ソフト事業	総務省	—	○	—
7-2		継続	ふくしま花のまちフェスティ バル事業	福島商工会 議所	(2)①	中心市街地活性化ソフト事業	総務省	—	○	○
7-3		継続	ふくしま山車祭り	福島山車祭 り実行委員 会	(2)①	中心市街地活性化ソフト事業	総務省	—	○	—
7-4		継続	中心市街地イルミネーション 事業	光のしずく 事業実行委 員会	(2)①	中心市街地活性化ソフト事業	総務省	—	○	—
7-5		継続	まちなか店舗等現況調査	福島市	(2)①	中心市街地活性化ソフト事業	総務省	○	—	—
7-6		継続	福島駅前元気プロジェクト 開催事業	ふくしま駅 前元気プロ ジェクト委 員会	(2)①	中心市街地活性化ソフト事業	総務省	—	○	○
7-7		継続	ふくしま情熱通り歩行者天国 支援事業	ふくしま情 熱通り実行 委員会	(2)①	中心市街地活性化ソフト事業	総務省	—	○	—

7-8		継続	街なかチャレンジショップ支援事業	㈱福島まちづくりセンター	(2)①	中心市街地活性化ソフト事業	総務省	○	—	—
7-9		継続	まちなか店舗経営力向上支援事業	㈱福島まちづくりセンター	(2)①	中心市街地活性化ソフト事業	総務省	○	—	—
7-10		継続	商店街空き店舗対策事業	㈱福島まちづくりセンター 福島商工会議所 福島市	(2)①	中心市街地活性化ソフト事業	総務省	◎	—	—
7-11		継続	街なか再生リノベーション事業	福島市	(2)①	中心市街地活性化ソフト事業	総務省	◎	—	—
7-12		継続	街なか若者活動促進事業	㈱福島まちづくりセンター	(2)①	中心市街地活性化ソフト事業	総務省	—	—	◎
7-13		継続	商店街等活性化イベント支援事業	福島市	(2)①	中心市街地活性化ソフト事業	総務省	—	○	◎
7-14		継続	街なかテーマパーク事業	福島市	(2)①	中心市街地活性化ソフト事業	総務省	—	○	—
7-15		継続	街なか交流館にぎわい創出事業	㈱福島まちづくりセンター	(2)①	中心市街地活性化ソフト事業	総務省	—	○	○
7-16		継続	街なか賑わい創出プロジェクト	福島市	(2)①	中心市街地活性化ソフト事業	総務省	—	○	○
7-17		継続	花のまちづくり事業	福島商工会議所	(2)①	中心市街地活性化ソフト事業	総務省	—	○	—
7-18		継続	にぎわい創出事業	福島市	(2)①	中心市街地活性化ソフト事業	総務省	—	○	○
7-19		継続	結・ゆい・フェスタ開催事業	福島市国際交流協会	(2)①	中心市街地活性化ソフト事業	総務省	—	○	—
7-20		継続	スポーツによるまちづくりの推進	ふくしまシティハーフマラソン実行委員会	(2)①	中心市街地活性化ソフト事業	総務省	—	○	—
7-21		継続	まちなか防災イベント開催事業	福島市	(2)①	中心市街地活性化ソフト事業	総務省	—	○	—
7-22		継続	ふくしままちなか音楽祭事業	福島市	(2)①	中心市街地活性化ソフト事業	総務省	—	○	○
7-23		継続	まちなか人流データ活用事業	福島市	(2)①	中心市街地活性化ソフト事業	総務省	○	—	—
7-24		継続	新規オフィス開設支援補助事業	福島市	(2)①	中心市街地活性化ソフト事業	総務省	◎	—	—
7-25		継続	ウォーカブル推進事業	福島市	(2)①	中心市街地活性化ソフト事業	総務省	—	◎	◎
7-26		新規	まちなか担い手育成支援事業	福島市	(2)①	中心市街地活性化ソフト事業	総務省	○	—	◎
7-27		新規	駐車場配置適正化の検討	福島市	(3)	集約都市形成支援事業	国土交通省	○	—	—
7-28		新規	歩行者利便増進道路制度活用事業	吾妻通りの会+FuTU 共同運営体	(4)	—	—	—	○	◎
7-29		継続	福島市観光案内所運営事業	(一社)福島市観光コンベンション協会	(4)	(一社)福島市観光コンベンション協会組織運営補助金	—	—	○	—
7-30		継続	御倉邸運営事業	NPO 法人御倉町かいわいまちづくり協議会	(4)	—	—	—	○	—
7-31		継続	ムクドリ・カラス対策事業	福島市	(4)	—	—	—	○	—
7-32		継続	まちなか広場イベント活用事業	福島市	(4)	—	—	—	○	○
7-33		継続	中心市街地共通駐車サービス券事業	㈱福島まちづくりセンター	(4)	—	—	—	○	—
7-34		継続	中心市街地共通ポイントカード事業	㈱福島まちづくりセンター	(4)	—	—	—	○	—
7-35		新規	商店街・通りのマップのデジタル化による回遊性向上事業	福島商工会議所	(4)	—	—	—	○	—
7-36		新規	こくりナビ事業	福島市	(4)	—	—	—	—	○

8-1		継続	福島駅周辺自転車駐車場整備事業	福島市	(2)①	中心市街地再活性化特別対策事業	総務省	—	○	—
8-2		継続	中心市街地活性化交通支援事業	福島市 福島交通㈱	(2)①	中心市街地活性化ソフト事業	総務省	—	○	—
8-3		継続	古閑裕而を活かしたまちづくり事業（メロディーバスの運行）	福島市	(2)①	中心市街地活性化ソフト事業	総務省	—	○	—
8-4		継続	シェアサイクル推進事業	福島市	(2)①	中心市街地活性化ソフト事業	総務省	—	○	—
8-5		継続	バリアフリーマスタープラン推進事業	福島市	(3)	地域公共交通調査等事業（地域公共交通バリアフリー化調査業務）	国土交通省	—	○	—
8-6		継続	「福島バスまつり」開催事業	福島バスまつり実行委員会	(4)	—	—	—	○	—

4. 土地区画整理事業、市街地再開発事業、道路、公園、駐車場等の公共の用に供する施設の整備その他の市街地の整備改善のための事業に関する事項

[1]市街地の整備改善の必要性

① 現状分析

前期計画期間中に、まちなかの回遊・集客機能の強化に向けて、まちなか広場の整備やまちなか交流施設ふくふくの運営事業に取り組んだ。

これにより、前々期計画における駅前通りリニューアル整備事業とあいまって、中心市街地各所で歩行者通行量は増加してきており、賑わいも回復傾向にある。

一方で、東口再開発事業用地にあった市内唯一の百貨店である中合福島店やホテル辰巳屋等の閉店に加えて、福島駅西口の大規模店舗の閉店も相次ぎ、福島駅を中心とした東西エリアにおいて賑わいが損なわれている。

また、まちなか広場から東側に広がる商店街エリアへの人の流れが限定的であり、歩行者通行量において、通りごとの増減幅に開きが生じている。

② 事業の必要性

令和7年度にJR東日本と新東西自由通路・東西駅前広場等の調査検討の覚書を締結したことから、令和6年度に実施した社会実験を含めた検討結果に基づき、新東西自由通路など福島駅周辺の在り方の検討を進めていく。

福島駅東口周辺においては、東口再開発事業を核とする中心市街地全体の集客機能強化に向けて、駅前広場におけるデジタルサイネージ等を活用した観光情報やイベント情報を発信する福島駅前広場情報板運営事業により、来訪者をまちなかに誘導する仕組みを構築するほか、市民に憩いと交流及び活動の場を提供するまちなか交流施設運営事業をより一層充実させ、市民の中心市街地への来訪機会の拡充を図る。

また、商店街エリアを中心として、まちなかへの都市機能の集積を促進するため、対象となる都市機能の整備をする者等に対し、建築費用や修繕費用等を一部支援するまちなか立地集積支援事業を実施し、区域内の賑わいを創出し、通年の歩行者通行量の増加につなげる。

さらに、御倉町地区公園（御倉邸）のウッドデッキ等を整備し、賑わい空間を創出していく。

③ フォローアップの考え方

フォローアップについては、毎年度末に本計画に位置づけされた取組の進捗状況を調査した上で、必要に応じて事業の促進などの改善策を講じるものとする。

[2] 具体的事業の内容

(1) 法に定める特別の措置に関連する事業

- ・該当なし

(2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

【4-1】【事業名】福島駅周辺の在り方検討

【事業実施時期】	令和7年度～		
【実施主体】	福島市、JR 東日本		
【事業内容】	東口再開発や西口商業施設跡地など、駅を中心に東西が一体となって回遊できる都市空間を創るため、新たな東西自由通路の整備を進め、駅東西の連携を強化し、人が集まり、歩きたくなる、活気あるまちの実現に向けた検討を実施。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	②歩行者通行量の増加		
【目標指標】	②通年の歩行者通行量（7箇所）		
【活性化に資する理由】	駅東西を一体的にとらえた回遊性を高めることで、中心市街地での回遊や滞留の向上に寄与するものである。		
【支援措置名】	中心市街地活性化ソフト事業		
【支援措置実施時期】	令和9年4月～令和14年3月	【支援主体】	総務省
【その他特記事項】	区域内		

【4-2】【事業名】まちなか立地集積支援事業

【事業実施時期】	令和7年度～		
【実施主体】	福島市		
【事業内容】	投資による街なかの賑わい創出を促進するため、まちなかへ都市機能を有する施設を整備する者に対し、改装費の一部を支援するとともに、整備後の施設を活用し中心市街地で実施されるイベントと連携を行う。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	②歩行者通行量の増加		
【目標指標】	②通年の歩行者通行量（7箇所）		
【活性化に資する理由】	まちなかへの都市機能の集積促進を図るため、対象となる都市機能の整備をする者等に対し改装費等の一部支援を実施し、中心市街地で実施されるイベントとの連携等により、中心市街地の賑わいを創出し、回遊や滞留の向上に寄与するものである。		
【支援措置名】	中心市街地活性化ソフト事業		
【支援措置実施時期】	令和9年4月～令和14年3月	【支援主体】	総務省
【その他特記事項】	区域内		

(2) ②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業

- ・該当なし

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業

【4-3】【事業名】御倉町地区公園（御倉邸）賑わい空間整備事業

【事業実施時期】	令和8年度～令和9年度		
【実施主体】	福島市		
【事業内容】	イベント等に活用されているウッドデッキ等を含む賑わい空間の整備		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	②歩行者通行量の増加		
【目標指標】	②通年の歩行者通行量（7箇所）		
【活性化に資する理由】	イベント等に活用されているウッドデッキ等を含む賑わい空間を整備することで、施設来訪者が増加し、中心市街地での回遊や滞留の向上に寄与するものである。		
【支援措置名】	都市構造再編集集中支援事業		
【支援措置実施時期】	令和9年度	【支援主体】	国土交通省
【その他特記事項】			

【4-4】【事業名】福島駅東口地区第一種市街地再開発事業

【事業実施時期】	令和元年度～令和１２年度		
【実施主体】	福島駅東口地区市街地再開発組合		
【事業内容】	商業、オフィス、マンション、公益施設、立体駐車場等の整備		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	②歩行者通行量の増加		
【目標指標】	②通年の歩行者通行量（７箇所）		
【活性化に資する理由】	駅前に商業・オフィス・公益施設の複合施設、立体駐車場等を整備することで、施設来訪者が増加し、中心市街地での回遊や滞留の向上に寄与するものである。		
【支援措置名】	社会資本整備総合交付金（市街地再開発事業（福島駅東口地区））		
【支援措置実施時期】	令和９年度～令和１２年度	【支援主体】	国土交通省
【その他特記事項】			

(4) 国の支援がないその他の事業

【4-5】【事業名】まちなか交流施設運営事業

【事業実施時期】	令和2年度～令和11年度		
【実施主体】	福島市		
【事業内容】	市民に憩いと交流及び活動の場を提供		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	②歩行者通行量の増加 ③市民によるまちづくり活動の増加		
【目標指標】	②通年の歩行者通行量（7箇所） ③まちなか公共空間等の利用件数		
【活性化に資する理由】	市民に憩いと交流及び活動の場を提供することで、施設来訪者が増加し、中心市街地での回遊や滞留の向上に寄与するものである。また、市民等の中心市街地におけるまちづくり活動への参画に寄与するものである。		
【支援措置名】			
【支援措置実施時期】		【支援主体】	
【その他特記事項】			

【4-6】【事業名】福島駅前広場情報板運営事業

【事業実施時期】	令和２年度～
【実施主体】	福島市
【事業内容】	大型マルチビジョンとデジタルサイネージを活用した観光情報やイベント情報の発信
活性化を実現するための位置付け及び必要性	
【目標】	②歩行者通行量の増加

【目標指標】	②通年の歩行者通行量（7箇所）		
【活性化に資する理由】	大型マルチビジョンとデジタルサイネージを活用した観光情報やイベント情報等を発信することで、区域内のイベント等に興味を持った来訪者が増加し、中心市街地での回遊や滞留の向上に寄与するものである。		
【支援措置名】			
【支援措置実施時期】		【支援主体】	
【その他特記事項】			

【4-7】【事業名】信夫山ストリートの魅力創出の検討

【事業実施時期】	令和2年度～		
【実施主体】	福島市		
【事業内容】	市のシンボルである信夫山の情報提供方法を検討		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	②歩行者通行量の増加		
【目標指標】	②通年の歩行者通行量（7箇所）		
【活性化に資する理由】	市のシンボルである信夫山の情報提供方法を検討することで、信夫山の魅力を効果的に伝え来訪者が増加し、中心市街地での回遊や滞留の向上に寄与するものである。		
【支援措置名】			
【支援措置実施時期】		【支援主体】	
【その他特記事項】			

5. 都市福利施設を整備する事業に関する事項

[1] 都市福利施設の整備の必要性

① 現状分析

前期計画において、老朽化が進んでいた市民会館・敬老センター・中央学習センター機能を統合・複合化した市民センター整備事業を実施し、市民の身近でより一層愛着をもって利用される交流施設が市役所隣接地に整備された。

また、市民会館の一部の機能（ホール等）は東口再開発事業に統合し、市民の安全な暮らしを支える消防本部は市民会館跡地への移転を進めている。

② 事業の必要性

今後、これらの施設を最大限に活用しながら、市民の文化・交流活動がより活発化することにつながるよう、その効果的な運営のあり方について検討していく必要がある。

こむこむ館は整備後20年以上が経過し、子どもたちの遊びや学びに対応する施設の老朽化や陳腐化が進んでいることから、多様なニーズに応じた機能等の充実が求められている。

また、市民の文化的生活の基盤である市立図書館も施設の老朽化が著しいことから、再整備に向けた計画を検討する。

さらに、用途廃止を予定している中央団地の跡地において、周辺の賑わい創出につながるよう、取り扱いについて検討していく必要がある。

③ フォローアップの考え方

フォローアップについては、毎年度末に本計画に位置づけた取組の進捗状況を調査したうえで、必要に応じて事業の促進などの改善策を講じるものとする。

[2] 具体的事業の内容

(1) 法に定める特別の措置に関連する事業

・該当なし

(2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

【5-1】【事業名】福島駅前交流・集客拠点施設整備事業

【事業実施時期】	令和元年度～令和１２年度		
【実施主体】	福島市		
【事業内容】	東口再開発事業との連携による公益施設の整備		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	②歩行者通行量の増加		
【目標指標】	②通年の歩行者通行量（７箇所）		
【活性化に資する理由】	東口再開発事業で建築された公益施設の一部を公共で取得し、市民の日常使いが可能な施設とすることで、新たな来街者が生まれ、中心市街地での回遊や滞留の向上に寄与するものである。		
【支援措置名】	中心市街地再活性化特別対策事業		
【支援措置実施時期】	令和９年度～令和１２年度	【支援主体】	総務省
【その他特記事項】			

【5-2】【事業名】福島駅東口地区暮らし・にぎわい再生事業

【事業実施時期】	令和１１年度～令和１２年度		
【実施主体】	福島市		
【事業内容】	東口再開発事業で建築された公益施設の一部を公共で取得		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	②歩行者通行量の増加		
【目標指標】	②通年の歩行者通行量（7箇所）		
【活性化に資する理由】	東口再開発事業で建築された公益施設の一部を公共で取得し、市民の日常使いが可能な施設とすることで、新たな来街者が生まれ、中心市街地での回遊や滞留の向上に寄与するものである。		
【支援措置名】	社会資本整備総合交付金事業（福島駅東口地区暮らし・にぎわい再生事業）		
【支援措置実施時期】	令和１１年度～令和１２年度	【支援主体】	国土交通省
【その他特記事項】			

(2) ②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業

【5-3】【事業名】こむこむ館体験プログラム等充実事業

【事業実施時期】	令和８年度～令和１３年度		
【実施主体】	福島市		
【事業内容】	施設機能・空間、体験プログラム等の充実		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	②歩行者通行量の増加		
【目標指標】	②通年の歩行者通行量（７箇所）		
【活性化に資する理由】	施設機能・空間、体験プログラム等を充実させることで、施設来訪者が増加し、中心市街地での回遊や滞留の向上に寄与するものである。		
【支援措置名】	地域未来交付金		
【支援措置実施時期】	令和９年度～令和１１年度	【支援主体】	内閣府
【その他特記事項】			

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業

・該当なし

(4) 国の支援がないその他の事業

【5-4】【事業名】福島駅前交流・集客拠点施設運営検討

【事業実施時期】	令和３年度～令和１２年度		
【実施主体】	福島市		
【事業内容】	公益施設の効果的活用の検討		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	②歩行者通行量の増加		
【目標指標】	②通年の歩行者通行量（７箇所）		
【活性化に資する理由】	複合施設内における民間施設と公益施設の効果的な活用を検討し魅力的な施設とすることで、新たな来街者が生まれ、中心市街地での回遊や滞留の向上に寄与するものである。		
【支援措置名】			
【支援措置実施時期】		【支援主体】	
【その他特記事項】			

【5-5】【事業名】市立図書館再整備の検討

【事業実施時期】	令和7年度～		
【実施主体】	福島市		
【事業内容】	図書館の再整備に向けて方針や方向性等をまとめ、計画を策定・整備の検討		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	②歩行者通行量の増加		
【目標指標】	②通年の歩行者通行量（7箇所）		
【活性化に資する理由】	図書館の再整備に向けて方針や方向性等をまとめ、計画を策定・整備を検討することで、施設来訪者が増加し、中心市街地での回遊や滞留の向上に寄与するものである。		
【支援措置名】			
【支援措置実施時期】		【支援主体】	
【その他特記事項】			

【5-6】【事業名】中央団地跡地の取り扱いの検討

【事業実施時期】	令和7年度～		
【実施主体】	福島市		
【事業内容】	中央団地の跡地の取り扱いの検討		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	②歩行者通行量の増加		
【目標指標】	②通年の歩行者通行量（7箇所）		
【活性化に資する理由】	用途廃止を予定している中央団地の跡地の取り扱いを検討し、区域内に必要な機能整備に繋げていくことで、区域内の賑わいを創出し、中心市街地での回遊や滞留の向上に寄与するものである。		
【支援措置名】			
【支援措置実施時期】		【支援主体】	
【その他特記事項】			

6. 公営住宅等を整備する事業、中心市街地共同住宅供給事業その他の住宅の供給のための事業及び当該事業と一体として行う居住環境の向上のための事業に関する事項

[1] 街なか居住の推進の必要性

① 現状分析

前期計画において、新浜町地区優良再開発型優良建築物等整備事業により、まとまった戸数の受け皿が整備されたことで、まちなか居住の推進に大きく貢献した。

また、家賃助成事業、借上市営住宅供給促進事業に継続的に取り組んでいる。

しかし、中心市街地全体の居住人口は減少傾向にあり、市民アンケート調査においても中心市街地での居住に対する意向や関心は高いとは言えない状況となっている。

② 事業の必要性

今後、少子高齢化の更なる進行が予測される中、将来的な市の財政状況の厳しさを踏まえると、中心市街地は、道路や下水道などの都市基盤施設が充実していることから、中心市街地内に定住人口を更に誘導することが、社会資本ストック活用の観点からも財政的負担を軽減させることにつながる。

このため、都心居住の推進・居住環境の向上に関する事業として、これまで取り組んできた家賃助成事業、借上市営住宅供給促進事業を継続的に取り組むとともに、前期計画で位置付けたものの未実施のままとなっている万世町地区複合施設の検討を進める。

また、近年、その増加が著しい空家や空地の活用に関連して、民間投資を呼び込み賑わいを創出するよう、空き家バンクによる空きテナントの情報発信等、幅広い活用方法を検討する。

③ フォローアップの考え方

フォローアップについては、毎年度末に本計画に位置付けた取組の進捗状況を調査したうえで、必要に応じて事業の促進などの改善策を講じるものとする。

[2] 具体的事業の内容

(1) 法に定める特別の措置に関連する事業

- ・該当なし

(2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

- ・該当なし

(2) ②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業

【6-1】【事業名】家賃助成事業

【事業実施時期】	平成26年度～		
【実施主体】	福島市		
【事業内容】	家賃の助成制度等		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	②歩行者通行量の増加		
【目標指標】	②通年の歩行者通行量（7箇所）		
【活性化に資する理由】	家賃を助成することで、区域内の居住人口の増加につながり、中心市街地での回遊や滞留の向上に寄与するものである。		
【支援措置名】	社会資本整備総合交付金（地域住宅計画に基づく事業）公的賃貸住宅家賃低廉化事業		
【支援措置実施時期】	令和9年度～令和13年度	【支援主体】	国土交通省
【その他特記事項】			

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業

【6-2】【事業名】借上市営住宅供給促進事業

【事業実施時期】	平成 1 4 年度～		
【実施主体】	福島市		
【事業内容】	借上げ市営住宅		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	②歩行者通行量の増加		
【目標指標】	②通年の歩行者通行量（7箇所）		
【活性化に資する理由】	民間所有の住宅を借上げ市営住宅として居住希望者へ供給することで、区域内の居住人口の増加につながり、中心市街地での回遊や滞留の向上に寄与するものである。		
【支援措置名】	公的賃貸住宅家賃対策調整補助金		
【支援措置実施時期】	令和9年度～令和13年度	【支援主体】	国土交通省
【その他特記事項】			

(4) 国の支援がないその他の事業

【6-3】【事業名】万世町地区複合施設の検討

【事業実施時期】	令和１１年度～令和１３年度		
【実施主体】	㈱エスケーコーポレーション		
【事業内容】	店舗・共同住宅・併設駐車場整備		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	②歩行者通行量の増加		
【目標指標】	②通年の歩行者通行量（７箇所）		
【活性化に資する理由】	店舗・共同住宅・併設駐車場を整備することで、区域内の居住人口の増加につながり、中心市街地での回遊や滞留の向上に寄与するものである。		
【支援措置名】			
【支援措置実施時期】		【支援主体】	
【その他特記事項】			

【6-4】【事業名】空家・空地対策事業

【事業実施時期】	令和9年度～		
【実施主体】	福島市		
【事業内容】	空き家バンクに空きテナント情報を追加するなど、幅広い活用方法を検討		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	①新規事業所、店舗の増加 ②歩行者通行量の増加		
【目標指標】	①計画掲載事業を活用した新規出店数（B1F、1F、2F） ②通年の歩行者通行量（7箇所）		
【活性化に資する理由】	空き家バンクによる空きテナントの情報発信等、幅広い活用方法を検討することで、区域内に民間投資を呼び込み賑わいを創出し、新規出店や居住人口の増加につながり、中心市街地の新規事業所や店舗の増加、及び中心市街地の回遊や滞留の向上に寄与するものである。		
【支援措置名】			
【支援措置実施時期】		【支援主体】	
【その他特記事項】			

7. 中小小売商業高度化事業、特定商業施設等整備事業、民間中心市街地商業活性化事業、その他の経済活力の向上のための事業及び措置に関する事項

[1] 経済活力の向上の必要性

① 現状分析

市内で唯一の百貨店であった中合福島店やホテル辰巳屋等の相次ぐ閉店にあいまって、郊外の小売業への買い物依存度が高まっている状況から、小売業の商店数をはじめ、従業者数や年間商品販売額についても減少傾向にある。

アンケート調査によると、中心市街地で改善すべきこととして「買い物をする場所（店舗・商店街・商品など）としての魅力が足りない」や「行けば何かがあるといったまちの楽しさ、面白さ、話題性に欠ける」といったことが多くあげられており、中心市街地の賑わいの創出を図るためにどのような取組が必要かという問いに対しても、「買い物や飲食などの魅力的な店舗（個店）の充実」といった商業機能の充実に関する意見が最も多く寄せられている。

これまで、商業の活性化に向けたソフト事業について多様な取組を継続的に行っており、学生の社会活動への参画数の増加等の一定の効果が生まれてきているものの、イベント等での限られた場所での一時的な賑わいに限定されており、商店街地域での日常的な歩行者・自転車通行量の増加にはまだつながっていない状況にある。

今後、特に商店街エリアを中心として多くの来街者が回遊し、長時間滞留してもらうためには、通りごとの特徴ある魅力を発掘するとともに、「わくわく・ドキドキ」するようなイベント等を継続的に開催することで、「中心市街地に行けば何か楽しいことがある」という期待感を来街者に感じてもらえるような新しい魅力の創出が求められている。

② 事業の必要性

来街者などの回遊・滞留性を促進するため、東口再開発事業を核としつつ、商店街エリアでの既存店舗や空き店舗の活用に対する支援等により、誘客につながる魅力ある店舗の出店やサービスを充実させ、まちなかの価値を向上、回遊の拡大を図るとともに、楽しく安心して歩ける空間づくり、やる気溢れる若者等のまちづくり活動の活発化による活力を感じられるまちづくりに取り組む必要がある。

③ フォローアップの考え方

フォローアップについては、毎年度末に本計画に位置付けた取組の進捗状況を調査したうえで、必要に応じて事業の促進などの改善策を講じるものとする。

[2] 具体的事業の内容

(1) 法に定める特別の措置に関連する事業

- ・該当なし

(2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

【7-1】【事業名】わらじまつり

【事業実施時期】	昭和45年度～		
【実施主体】	福島のみつり運営委員会		
【事業内容】	江戸時代から400余年の伝統を有する「信夫三山暁まいり」に由来する伝統ある福島の祭りの開催		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	②歩行者通行量の増加		
【目標指標】	②通年の歩行者通行量（7箇所）		
【活性化に資する理由】	江戸時代から400余年の伝統を有する「信夫三山暁まいり」に由来する伝統な福島の祭りを実施することで中心市街地の賑わいを創出し、回遊や滞留の向上に寄与するものである。		
【支援措置名】	中心市街地活性化ソフト事業		
【支援措置実施時期】	令和9年4月～令和14年3月	【支援主体】	総務省
【その他特記事項】	区域内		

【7-2】【事業名】ふくしま花のまちフェスティバル事業

【事業実施時期】	平成15年度～		
【実施主体】	福島商工会議所		
【事業内容】	花見山の観光客を中心市街地へ誘導するため、企業、商店街、各種団体などの関係機関が一体となり、花をテーマとしたイベントを開催		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	②歩行者通行量の増加 ③市民によるまちづくり活動の増加		
【目標指標】	②通年の歩行者通行量（7箇所） ③まちなか公共空間等の利用件数		
【活性化に資する理由】	花見山の観光客を中心市街地へ誘導するため、企業、商店街、各種団体などの関係機関が一体となり、花をテーマとしたイベントを展開することで、中心市街地内の賑わいを創出し、回遊や滞留の向上に寄与するものである。また、市民等の中心市街地におけるまちづくり活動への参画に寄与するものである。		
【支援措置名】	中心市街地活性化ソフト事業		
【支援措置実施時期】	令和9年4月度～令和14年3月	【支援主体】	総務省
【その他特記事項】	区域内		

【7-3】【事業名】ふくしま山車祭り

【事業実施時期】	平成19年度～		
【実施主体】	ふくしま山車祭り実行委員会		
【事業内容】	市内各地の伝統あるお祭りの山車が駅前に一同に集結して練り歩く勇壮な祭りの開催		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	②歩行者通行量の増加		
【目標指標】	②通年の歩行者通行量（7箇所）		
【活性化に資する理由】	市内各地の伝統あるお祭りの山車が駅前に一同に集結して練り歩く勇壮な祭りを実施することで、地域文化の継承とインバウンド効果を図った中心市街地の交流人口の拡大と賑わいを創出し、中心市街地での回遊や滞留の向上に寄与するものである。		
【支援措置名】	中心市街地活性化ソフト事業		
【支援措置実施時期】	令和9年4月～令和14年3月	【支援主体】	総務省

【その他特記事項】	区域内
-----------	-----

【7-4】【事業名】 中心市街地イルミネーション事業

【事業実施時期】	平成20年度～		
【実施主体】	光のしずく事業実行委員会		
【事業内容】	東口駅前広場周辺及びパセオ 470 でイルミネーションを実施		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	②歩行者通行量の増加		
【目標指標】	②通年の歩行者通行量（7箇所）		
【活性化に資する理由】	東口駅前広場およびパセオ 470 でイルミネーションを実施するとともに、商店街内のイルミネーションスポットを巡って撮影した写真を募集するフォトコンテストを開催することで、来街者が商店街を回遊するきっかけを創出し、中心市街地における滞在時間の延伸やにぎわいの創出につなげるものである。		
【支援措置名】	中心市街地活性化ソフト事業		
【支援措置実施時期】	令和9年4月～令和14年3月	【支援主体】	総務省
【その他特記事項】	区域内		

【7-5】【事業名】 まちなか店舗等現況調査

【事業実施時期】	平成21年度～		
【実施主体】	福島市		
【事業内容】	まちなかの空き店舗や新規出店舗、低未利用地などの現況を調査し、推移や動向等を分析		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	①新規事業所、店舗の増加		
【目標指標】	①計画掲載事業を活用した新規出店数（B1F、1F、2F）		
【活性化に資する理由】	まちなかの空き店舗や新規出店舗、低未利用地などの現況を調査し、推移や動向等を分析することで、新規出店数の増加や空き店舗数の減少につなげるものである。		
【支援措置名】	中心市街地活性化ソフト事業		
【支援措置実施時期】	令和9年4月～令和14年3月	【支援主体】	総務省
【その他特記事項】	区域内		

【7-6】【事業名】 福島駅前元気プロジェクト開催事業

【事業実施時期】	平成25年度～		
【実施主体】	ふくしま駅前元気プロジェクト委員会		
【事業内容】	“福島の人々の「笑顔」「活気」で地元を元気にする”をスローガンとして、四季に合わせた中心市街地のイベントを年4回開催		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	②歩行者通行量の増加 ③市民によるまちづくり活動の増加		
【目標指標】	②通年の歩行者通行量（7箇所） ③まちなか公共空間等の利用件数		
【活性化に資する理由】	“福島の人々の「笑顔」「活気」で地元を元気にする”をスローガンとして、四季に合わせた中心市街地のイベントを年4回開催することで、中心市街地の賑わいを創出し、回遊や滞留の向上に寄与するものである。また、市民等の中心市街地におけるまちづくり活動への参画に寄与するものである。		
【支援措置名】	中心市街地活性化ソフト事業		
【支援措置実施時期】	令和9年4月～令和14年3月	【支援主体】	総務省
【その他特記事項】	区域内		

【7-7】【事業名】ふくしま情熱通り歩行者天国支援事業

【事業実施時期】	令和2年度～		
【実施主体】	ふくしま情熱通り実行委員会		
【事業内容】	駅前通り周辺のエリア一帯を「ふくしま情熱通り」と名付け、月1回定期的に歩行者天国を開催		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	②歩行者通行量の増加		
【目標指標】	②通年の歩行者通行量（7箇所）		
【活性化に資する理由】	駅前通り周辺のエリア一帯を「ふくしま情熱通り」と名付け、月1回定期的に歩行者天国を実施することで、中心市街地の賑わいを創出し、回遊や滞留の向上に寄与するものである。		
【支援措置名】	中心市街地活性化ソフト事業		
【支援措置実施時期】	令和9年4月～令和14年3月	【支援主体】	総務省
【その他特記事項】	区域内		

【7-8】【事業名】街なかチャレンジショップ支援事業

【事業実施時期】	平成16年度～		
【実施主体】	(株)福島まちづくりセンター		
【事業内容】	街なか施設（チェンバおおまち1階スペース）において、新規創業者へ安価な家賃での試行の場の提供、月2回以上の経営指導を実施		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	①新規事業所、店舗の増加		
【目標指標】	①計画掲載事業を活用した新規出店数（B1F、1F、2F）		
【活性化に資する理由】	チャレンジショップ入居者である新規創業者の育成を図ることで、卒業後の新規出店を促し、中心市街地における新規出店数の増加や空き店舗数の減少につながるものである。		
【支援措置名】	中心市街地活性化ソフト事業		
【支援措置実施時期】	令和9年4月～令和14年3月	【支援主体】	総務省
【その他特記事項】	区域内		

【7-9】【事業名】街なか店舗経営力向上支援事業

【事業実施時期】	令和元年度～		
【実施主体】	(株)福島まちづくりセンター		
【事業内容】	新規創業者などの商業店舗に経営指導を実施		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	①新規事業所、店舗の増加		
【目標指標】	①計画掲載事業を活用した新規出店数（B1F、1F、2F）		
【活性化に資する理由】	新規創業者などの商業店舗に経営指導を実施することで、中心市街地における新規出店数の増加や空き店舗数の減少につながるものである。		
【支援措置名】	中心市街地活性化ソフト事業		
【支援措置実施時期】	令和9年4月～令和14年3月	【支援主体】	総務省
【その他特記事項】	区域内		

【7-10】【事業名】商店街空き店舗対策事業

【事業実施時期】	令和3年度～
【実施主体】	㈱福島まちづくりセンター、福島商工会議所、福島市
【事業内容】	空き店舗に出店を希望する商業者に対し、家賃の一部補助を実施
活性化を実現するための位置付け及び必要性	
【目標】	①新規事業所、店舗の増加
【目標指標】	①計画掲載事業を活用した新規出店数（B1F、1F、2F）
【活性化に資する理由】	空き店舗に出店を希望する商業者に対し、家賃の一部補助を実施することで、中心市街地における新規出店数の増加や空き店舗数の減少につながるものである。

【支援措置名】	中心市街地活性化ソフト事業		
【支援措置実施時期】	令和9年4月～令和14年3月	【支援主体】	総務省
【その他特記事項】	区域内		

【7-11】【事業名】街なか再生リノベーション事業

【事業実施時期】	令和４年度～		
【実施主体】	福島市		
【事業内容】	空き店舗等を活用して新たに出店する事業者に対し、出店に必要な経費の一部を支援することで、街なかへの新たな事業者の参入を促進する。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	①新規事業所、店舗の増加		
【目標指標】	①計画掲載事業を活用した新規出店数（B1F、1F、2F）		
【活性化に資する理由】	新たな事業者の参入を促し、街なかに新たな魅力や人の流れを生み出すことで、来街者の回遊・滞在を促進するとともに、周辺店舗への波及効果を生み、中心市街地における新規出店数の増加や空き店舗数の減少につながるものである。		
【支援措置名】	中心市街地活性化ソフト事業		
【支援措置実施時期】	令和９年４月～令和１４年３月	【支援主体】	総務省
【その他特記事項】	区域内		

【7-12】【事業名】街なか若者活動促進事業

【事業実施時期】	令和４年度～		
【実施主体】	㈱福島まちづくりセンター		
【事業内容】	学生等によるイベント開催の支援、学生等を対象としたイベントの開催およびこれらを通してまちづくり活動に参画する人材を育成		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	③市民によるまちづくり活動の増加		
【目標指標】	③まちなか公共空間等の利用件数		
【活性化に資する理由】	学生等によるイベント開催の支援、学生等を対象としたイベントの開催およびこれらを通してまちづくり活動に参画する人材を育成することで、市民等の中心市街地におけるまちづくり活動への参画に寄与するものである。		
【支援措置名】	中心市街地活性化ソフト事業		
【支援措置実施時期】	令和９年４月～令和１４年３月	【支援主体】	総務省
【その他特記事項】	区域内		

【7-13】【事業名】商店街等活性化イベント支援事業

【事業実施時期】	令和5年度～		
【実施主体】	福島市		
【事業内容】	中心市街地をはじめとした地域経済の活性化や各地域の商店街等の賑わい創出を目的として開催するイベント等を支援		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	②歩行者通行量の増加 ③市民によるまちづくり活動の増加		
【目標指標】	②通年の歩行者通行量（7箇所） ③まちなか公共空間等の利用件数		
【活性化に資する理由】	中心市街地をはじめとした地域経済の活性化や各地域の商店街等の賑わい創出を目的として開催するイベント等を支援することで、中心市街地の賑わいを創出し、回遊や滞留の向上に寄与するものである。また、市民等の中心市街地におけるまちづくり活動への参画に寄与するものである。		
【支援措置名】	中心市街地活性化ソフト事業		
【支援措置実施時期】	令和9年4月～令和14年3月	【支援主体】	総務省
【その他特記事項】	区域内		

【7-14】【事業名】街なかテーマパーク事業

【事業実施時期】	令和5年度～		
【実施主体】	福島市		
【事業内容】	ミニ遊園地や体験型アミューズメントを中心としたイベントを街なかで開催		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	②歩行者通行量の増加		
【目標指標】	②通年の歩行者通行量（7箇所）		
【活性化に資する理由】	ミニ遊園地や体験型アミューズメントを中心としたイベントを街なかで開催することで、中心市街地の賑わいを創出し、回遊や滞留の向上に寄与するものである。		
【支援措置名】	中心市街地活性化ソフト事業		
【支援措置実施時期】	令和9年4月～令和14年3月	【支援主体】	総務省
【その他特記事項】	区域内		

【7-15】【事業名】街なか交流館にぎわい創出事業

【事業実施時期】	令和5年度～		
【実施主体】	㈱福島まちづくりセンター		
【事業内容】	街なか交流館（エスタビル地下1階）において、自主イベントを企画・実施		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	②歩行者通行量の増加 ③市民によるまちづくり活動の増加		
【目標指標】	②通年の歩行者通行量（7箇所） ③まちなか公共空間等の利用件数		
【活性化に資する理由】	街なか交流館（エスタビル地下1階）管理運営業務において、自主イベントを企画・実施することで、中心市街地の賑わいを創出し、回遊や滞留の向上に寄与するものである。また、市民等の中心市街地におけるまちづくり活動への参画に寄与するものである。		
【支援措置名】	中心市街地活性化ソフト事業		
【支援措置実施時期】	令和9年3月～令和14年3月	【支援主体】	総務省
【その他特記事項】	区域内		

【7-16】【事業名】街なか賑わい創出プロジェクト

【事業実施時期】	令和5年度～		
【実施主体】	福島市		
【事業内容】	プロジェクト参加団体によるイベントなど街なかの賑わいづくりに関する情報の共有・発信のほか、賑わい創出事業の促進・調整を実施		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	②歩行者通行量の増加 ③市民によるまちづくり活動の増加		
【目標指標】	②通年の歩行者通行量（7箇所） ③まちなか公共空間等の利用件数		
【活性化に資する理由】	プロジェクト参加団体によるイベントなど街なかの賑わいづくりに関する情報の共有・発信のほか、賑わい創出事業の促進・調整を実施することで、中心市街地の賑わいを創出し、回遊や滞留の向上に寄与するものである。また、市民等の中心市街地におけるまちづくり活動への参画に寄与するものである。		
【支援措置名】	中心市街地活性化ソフト事業		
【支援措置実施時期】	令和9年4月～令和14年3月	【支援主体】	総務省
【その他特記事項】	区域内		

【7-17】【事業名】花のまちづくり事業

【事業実施時期】	平成19年度～		
【実施主体】	福島市		
【事業内容】	花のまちふくしまの更なる魅力向上、市民共創による花による癒し空間の創出、来街者への花によるおもてなし(ストリートフラワーやガーデニング教室、絵画コンクール展等)を行い、花のまち福島市を全国にPRする。-		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	②歩行者通行量の増加		
【目標指標】	②通年の歩行者通行量(7箇所)		
【活性化に資する理由】	県内外からの来訪者に楽しんでもらえる美しい景観を創出するとともに、ガーデニング教室や絵画コンクール展等により花と緑をつくる担い手を育成することにより、中心市街地の賑わいを創出し、回遊や滞在の向上に寄与するものである。		
【支援措置名】	中心市街地活性化ソフト事業		
【支援措置実施時期】	令和9年4月～令和14年3月	【支援主体】	総務省
【その他特記事項】	区域内		

【7-18】【事業名】にぎわい創出事業

【事業実施時期】	令和5年度～		
【実施主体】	福島市		
【事業内容】	東口再開発事業の工事着工に伴って設置された仮囲いを活用した、子どもたちや学生等が参画する賑わい創出イベント等の企画を支援		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	②歩行者通行量の増加 ③市民によるまちづくり活動の増加		
【目標指標】	②通年の歩行者通行量（7箇所） ③まちなか公共空間等の利用件数		
【活性化に資する理由】	東口再開発事業の工事着工に伴って設置された仮囲いを活用した、子どもたちや学生等が参画する賑わい創出イベント等の企画を支援することで、中心市街地の賑わいを創出し、回遊や滞留の向上に寄与するものである。また、市民等の中心市街地におけるまちづくり活動への参画に寄与するものである。		
【支援措置名】	中心市街地活性化ソフト事業		
【支援措置実施時期】	令和9年4月～令和13年3月	【支援主体】	総務省
【その他特記事項】	区域内		

【7-19】【事業名】結・ゆい・フェスタ開催事業

【事業実施時期】	令和5年度～		
【実施主体】	福島市国際交流協会		
【事業内容】	中心市街地の商店等、当協会に加入する店舗を中心に多文化共生推進イベント「結・ゆい・フェスタ」を福島駅東口のまちなか広場で開催。飲食ブースとキッチンカーで各国の絶品グルメを味わい、多様なステージとワークショップで世界の文化に触れることで世界旅行の気分を味わうことができる。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	②歩行者通行量の増加		
【目標指標】	②通年の歩行者通行量（7箇所）		
【活性化に資する理由】	中心市街地の商店等を巻き込んだ多文化共生推進のイベントを開催することで、中心市街地の賑わいを創出し、回遊や滞留の向上に寄与するものである。		
【支援措置名】	中心市街地活性化ソフト事業		
【支援措置実施時期】	令和9年4月～令和14年3月	【支援主体】	総務省
【その他特記事項】	区域内		

【7-20】【事業名】スポーツによるまちづくりの推進

【事業実施時期】	令和5年度～		
【実施主体】	福島市、ふくしまシティハーフマラソン実行委員会、(株)A C福島ユナイテッド、福島スポーツエンタテインメント(株)		
【事業内容】	中心市街地を駆け抜けるマラソン大会を開催、福島ユナイテッドFCや福島ファイヤーボンズと連携したイベントやパブリックビューイング及び大相撲のパブリックビューイングを開催		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	②歩行者通行量の増加		
【目標指標】	②通年の歩行者通行量（7箇所）		
【活性化に資する理由】	中心市街地を駆け抜けるマラソン大会や本市をホームタウンとするプロサッカーチームの福島ユナイテッドFCやプロバスケットボールチームの福島ファイヤーボンズと連携したイベントやアウェー戦のパブリックビューイング等を開催することで、中心市街地の賑わいを創出し、回遊や滞留の向上に寄与するものである。		
【支援措置名】	中心市街地活性化ソフト事業		
【支援措置実施時期】	令和9年4月～令和14年3月	【支援主体】	総務省
【その他特記事項】	区域内外		

【7-21】【事業名】まちなか防災イベント開催事業

【事業実施時期】	令和5年度～		
【実施主体】	福島市		
【事業内容】	子どもから高齢者まで楽しみながら防災に触れて学べる体験型防災イベントを街なかで開催		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	②歩行者通行量の増加		
【目標指標】	②通年の歩行者通行量（7箇所）		
【活性化に資する理由】	子ども連れの方向けの企画を組み合わせた中心市街地活性化のためのイベントを実施することで、中心市街地の賑わいを創出し、回遊や滞留の向上に寄与するものである。		
【支援措置名】	中心市街地活性化ソフト事業		
【支援措置実施時期】	令和9年4月～令和14年3月	【支援主体】	総務省
【その他特記事項】	区域内		

【7-22】【事業名】ふくしままちなか音楽祭事業

【事業実施時期】	令和5年度～		
【実施主体】	福島市		
【事業内容】	中心市街地内に複数の演奏会場を設置し、様々なジャンルの歌や演奏を来街者が楽しみ交流できる音楽祭を開催		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	②歩行者通行量の増加		
【目標指標】	②通年の歩行者通行量（7箇所）		
【活性化に資する理由】	中心市街地内に複数の演奏会場を設置し、様々なジャンルの歌や演奏を来街者が楽しみ交流できる音楽祭を開催することで、中心市街地の賑わいを創出し、回遊や滞留の向上に寄与するものである。		
【支援措置名】	中心市街地活性化ソフト事業		
【支援措置実施時期】	令和9年4月～令和14年3月	【支援主体】	総務省
【その他特記事項】	区域内		

【7-23】【事業名】まちなか人流データ活用事業

【事業実施時期】	令和7年度～		
【実施主体】	福島市		

【事業内容】	まちなかに設置したＡＩカメラから通行量を分析し、オープンデータ化を実施		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	①新規事業所、店舗の増加		
【目標指標】	①計画掲載事業を活用した新規出店数（Ｂ1F、1F、2F）		
【活性化に資する理由】	まちなかに設置したＡＩカメラで分析した人流データを民間事業者が販促計画や出店計画に利活用することにより、新規出店数の増加や空き店舗数の減少につなげるものである。		
【支援措置名】	中心市街地活性化ソフト事業		
【支援措置実施時期】	令和９年４月～令和１４年３月	【支援主体】	総務省
【その他特記事項】	区域内		

【7-24】【事業名】新規オフィス開設支援補助事業

【事業実施時期】	令和８年度～		
【実施主体】	福島市		
【事業内容】	知識集約型産業のオフィスを新規開設する法人（新規法人設立準備中の個人含む）に対し、開設に伴う費用の一部を補助		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	①新規事業所、店舗の増加		
【目標指標】	①計画掲載事業を活用した新規出店数（B1F、1F、2F）		
【活性化に資する理由】	知識集約型産業のオフィスを新規開設する法人（新規法人設立準備中の個人含む）に対し、開設に伴う費用の一部を補助し、地域経済の活性化と雇用創出を図ることで、新規出店数の増加や空き店舗数の減少につなげるものである。		
【支援措置名】	中心市街地活性化ソフト事業		
【支援措置実施時期】	令和９年４月～令和１４年３月	【支援主体】	総務省
【その他特記事項】	区域内		

【7-25】【事業名】ウォークブル推進事業

【事業実施時期】	令和 8 年度～		
【実施主体】	福島市		
【事業内容】	車中心から人中心の空間へと再構築し、歩行者の利便性・まちの回遊性の向上を図る		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	②歩行者通行量の増加 ③市民によるまちづくり活動の増加		
【目標指標】	②通年の歩行者通行量（7 箇所） ③まちなか公共空間等の利用件数		
【活性化に資する理由】	道路空間を「人中心」の空間に転換し、歩行者にとって通り自体が「居心地が良く、歩きたくなる」快適で魅力的な空間を創出することで、中心市街地での回遊や滞留の向上に寄与するものである。また、社会実験等を公共空間で活用することで、市民等の中心市街地におけるまちづくり活動への参画に寄与するものである。		
【支援措置名】	中心市街地活性化ソフト事業		
【支援措置実施時期】	令和 9 年 4 月～令和 1 4 年 3 月	【支援主体】	総務省
【その他特記事項】	区域内		

【7-26】【事業名】まちづくり担い手育成支援事業

【事業実施時期】	令和９年度～
【実施主体】	福島市
【事業内容】	地域の将来を担い、地域の課題解決や活性化に主体的に取り組む担い手を育成する。
活性化を実現するための位置付け及び必要性	
【目標】	①新規事業所、店舗の増加 ③市民によるまちづくり活動の増加
【目標指標】	①計画掲載事業を活用した新規出店数（B1F、1F、2F） ③まちなか公共空間等の利用件数

【活性化に資する理由】	地域のまちづくりを担う人材を育成することで、地域の課題や魅力を自ら捉え、事業者や地域団体等と連携しながら、新たな事業や活動を生み出す主体的な担い手の増加を図る。これにより、まちなかにおける新たな魅力や来街動機の創出、地域内の連携強化等につなげ、持続的な賑わいの創出を図る。		
【支援措置名】	中心市街地活性化ソフト事業		
【支援措置実施時期】	令和9年4月～令和14年3月	【支援主体】	総務省
【その他特記事項】	区域内		

(2) ②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業
・該当なし

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業

【7-27】【事業名】駐車場配置適正化の検討

【事業実施時期】	平成９年度～		
【実施主体】	福島市		
【事業内容】	低未利用地の実態や土地所有者の意向を調査・把握し、意向調査を基に市が土地所有者に利活用を働きかけながら、低未利用地の抑制や有効な土地活用に取り組むことにより、民間の不動産投資を促していく		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	①新規事業所、店舗の増加		
【目標指標】	①計画掲載事業を活用した新規出店数（B1F、1F、2F）		
【活性化に資する理由】	低未利用地の実態や土地所有者の意向を調査・把握し、意向調査を基に市が土地所有者に利活用を働きかけながら、低未利用地の抑制や有効な土地活用に取り組むことにより、民間の不動産投資を促していくことで、新規出店数の増加や空き店舗数の減少につなげるものである。		
【支援措置名】	集約都市形成支援事業費補助金		
【支援措置実施時期】	令和９年度～令和１３年度	【支援主体】	国土交通省
【その他特記事項】	区域内		

(4) 国の支援がないその他の事業

【7-28】【事業名】歩行者利便増進道路制度活用事業

【事業実施時期】	令和8年度～		
【実施主体】	吾妻通りの会+FuTU 共同運営体		
【事業内容】	歩行者利便増進道路（ほこみち）制度を活用し、吾妻通りにおいて歩道上にテーブル・ベンチ等を設置する。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	②歩行者通行量の増加 ③市民によるまちづくり活動の増加		
【目標指標】	②通年の歩行者通行量（7箇所） ③まちなか公共空間等の利用件数		
【活性化に資する理由】	来街者の増加及び店舗利用者の増加を図ることで、中心市街地での回遊や滞留の向上に寄与するものである。また、市民等の中心市街地におけるまちづくり活動への参画に寄与するものである。		
【支援措置名】			
【支援措置実施時期】		【支援主体】	
【その他特記事項】			

【7-29】【事業名】福島市観光案内所運営事業

【事業実施時期】	平成21年度～		
【実施主体】	(一社)福島市観光コンベンション協会		
【事業内容】	中心市街地における観光案内所の運営		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	②歩行者通行量の増加		
【目標指標】	②通年の歩行者通行量（7箇所）		
【活性化に資する理由】	市に訪れた方へ市の魅力やイベント等を情報発信するため、福島市観光案内所の運営をすることで、中心市街地の賑わいを創出し、回遊や滞留の向上に寄与するものである。		
【支援措置名】			
【支援措置実施時期】		【支援主体】	
【その他特記事項】			

【7-30】【事業名】御倉邸運営事業

【事業実施時期】	平成15年度～		
【実施主体】	NPO 法人御倉町かいわいまちづくり協議会		
【事業内容】	旧日本銀行支店長役宅と一体となった運営、イベント開催		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	②歩行者通行量の増加		
【目標指標】	②通年の歩行者通行量（7箇所）		
【活性化に資する理由】	旧日本銀行支店長役宅と一体となった運営、イベント開催を実施することで、中心市街地の賑わいを創出し、回遊や滞留の向上に寄与するものである。		
【支援措置名】			
【支援措置実施時期】		【支援主体】	
【その他特記事項】			

【7-31】【事業名】ムクドリ・カラス対策事業

【事業実施時期】	令和５年度～		
【実施主体】	福島市		
【事業内容】	福島駅東口周辺にカラス追い払いのため音声再生装置を設置		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	②歩行者通行量の増加		
【目標指標】	②通年の歩行者通行量（7箇所）		
【活性化に資する理由】	福島駅東口周辺にカラス追い払いのため音声再生装置を設置するなど、フン害等を防ぎ快適な空間とすることで、中心市街地の賑わいを創出し、回遊や滞留の向上に寄与するものである。		
【支援措置名】	中心市街地活性化ソフト事業/区域内		
【支援措置実施時期】	令和９年度～令和１３年度	【支援主体】	総務省
【その他特記事項】	区域内		

【7-32】【事業名】まちなか広場イベント活用事業

【事業実施時期】	平成１１年度～
【実施主体】	福島市
【事業内容】	まちなかで行うイベントに対し広場を提供
活性化を実現するための位置付け及び必要性	
【目標】	②歩行者通行量の増加 ③市民によるまちづくり活動の増加
【目標指標】	②通年の歩行者通行量（７箇所） ③まちなか公共空間等の利用件数

【活性化に資する理由】	まちなかで行うイベントに対し広場を活用してもらうことで、中心市街地の賑わいを創出し、回遊や滞留の向上に寄与するものである。また、市民等の中心市街地におけるまちづくり活動への参画に寄与するものである。		
【支援措置名】			
【支援措置実施時期】		【支援主体】	
【その他特記事項】			

【7-33】【事業名】中心市街地共通駐車サービス券事業

【事業実施時期】	平成9年度～		
【実施主体】	榊福島まちづくりセンター		
【事業内容】	中心市街地に車で訪れる人々のために、大型店・商店街等の共通の駐車サービス券システムを運営		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	②歩行者通行量の増加		
【目標指標】	②通年の歩行者通行量（7箇所）		
【活性化に資する理由】	中心市街地に車で訪れる人々のために、大型店・商店街等の共通の駐車サービス券システムを運営することで、利用者の滞在時間が伸び、中心市街地内の賑わいを創出し、回遊や滞留の向上に寄与するものである。		
【支援措置名】			
【支援措置実施時期】		【支援主体】	
【その他特記事項】			

【7-34】【事業名】中心市街地共通ポイントカード事業

【事業実施時期】	平成9年度～		
【実施主体】	㈱福島まちづくりセンター		
【事業内容】	共通ポイントカード（ももりんカード）を発行し、中心市街地での買物の際にポイントサービスを行い、割引サービスやイベント参加などの付加価値を与える		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	②歩行者通行量の増加		
【目標指標】	②通年の歩行者通行量（7箇所）		
【活性化に資する理由】	共通ポイントカード（ももりんカード）を発行し、中心市街地での買物の際にポイントサービスを行い、割引サービスやイベント参加などの付加価値を付けることで、消費者による賑わいを創出し、回遊や滞留の向上に寄与するものである。		
【支援措置名】			
【支援措置実施時期】		【支援主体】	
【その他特記事項】			

【7-35】【事業名】商店街・通りのマップのデジタル化による回遊性向上事業

【事業実施時期】	平成9年度～		
【実施主体】	福島商工会議所		
【事業内容】	商店主への取材や市民からの写真の提供をもとに、通りや路地を紹介するデジタルマップを作成		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	②歩行者通行量の増加		
【目標指標】	②通年の歩行者通行量（7箇所）		
【活性化に資する理由】	商店主への取材や市民からの写真の提供をもとに、通りや路地を紹介するデジタルマップを作成し、中心市街地の魅力を発信することで、来街者が増加し、まちなかの回遊や滞留の向上に寄与するものである。		
【支援措置名】			
【支援措置実施時期】		【支援主体】	
【その他特記事項】			

【7-36】【事業名】こくりナビ事業

【事業実施時期】	令和5年度～		
【実施主体】	福島市		
【事業内容】	市や地域が取り組んでいる事業に、若者（高校生・大学生・若手社員）がボランティアで参加し、若者ならではの視点や発想によってまちづくりに関わる。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	③市民によるまちづくり活動の増加		
【目標指標】	③まちなか公共空間等の利用件数		
【活性化に資する理由】	学生等がまちづくりに参画しやすい環境を整えることで、市民等の中心市街地におけるまちづくり活動への参画に寄与するものである。		
【支援措置名】			
【支援措置実施時期】		【支援主体】	
【その他特記事項】			

8. 4から7までに掲げる事業及び措置と一体的に推進する事業に関する事項

[1] 公共交通機関の利便性の増進、特定事業及び措置の推進の必要性

① 現状分析

福島駅には、東北・山形新幹線をはじめJR各線、阿武隈急行、福島交通飯坂線に加え、多数の路線バスが乗り入れており、本市の広域的な交通結節点となっている。

近年、自家用車への依存度が高い状況が続く中、人口減少やデジタル化の進展等に伴う生活様式の変化などにより、公共交通の利用者は減少傾向にある。

一方で、今後において、高齢化の進展に伴う運転免許返納者の増加が見込まれるなど、誰もが日常生活や社会活動のために中心市街地へアクセスできる移動手段を確保することが重要となる。また、中心市街地の活性化や回遊性の向上に向けては、広域から中心市街地へのアクセス交通に加え、まちなかを安全・快適に移動できる二次交通の確保も求められる。

このため、中心市街地へのアクセス交通と域内の回遊を支える二次交通を一体的に充実させ、誰もが訪れやすく、移動しやすい交通環境を整備していく必要がある。

② 事業の必要性

中心市街地周辺の基幹的な交通手段としての役割を担う市内循環ももりんバスについては、引き続き利用促進を図る。また、福島駅東口周辺と古関裕而ゆかりの地を結ぶメロディーバスは、移動手段にとどまらず、乗車自体が目的となり誘客につながる交通手段として継続運行する。

一方、令和3年度の事業開始以降、令和7年度にかけて利用回数が約3倍へと着実に拡大しているシェアサイクルについても、さらなる来街者の回遊や滞在時間の延長を促すため、利用拡大に取り組む必要がある。

③ フォローアップの考え方

フォローアップについては、毎年度末に本計画に位置付けた取組の進捗状況を調査したうえで、必要に応じて事業の促進などの改善策を講じるものとする。

[2] 具体的事業の内容

(1) 法に定める特別の措置に関連する事業

- ・該当なし

(2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

【8-1】【事業名】福島駅周辺自転車駐車場整備事業

【事業実施時期】	令和４年度～		
【実施主体】	福島市		
【事業内容】	福島駅周辺の自転車駐車場整備		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	②歩行者通行量の増加		
【目標指標】	②通年の歩行者通行量（７箇所）		
【活性化に資する理由】	自転車駐車場を整備することで、中心市街地の回遊性と自転車利用環境の向上に寄与するものである。		
【支援措置名】	中心市街地再活性化特別対策事業		
【支援措置実施時期】	令和９年４月～令和１４年３月	【支援主体】	総務省
【その他特記事項】	区域内		

【8-2】【事業名】中心市街地活性化交通支援事業

【事業実施時期】	平成１６年度～		
【実施主体】	福島市、福島交通(株)		
【事業内容】	福島交通(株)が運行する市内循環もりんバスの利用促進及び中心市街地への来訪機会の創出を図るため、定額運賃による運行を実施し、運賃割引に相当する経費の一部を支援する。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	②歩行者通行量の増加		
【目標指標】	②通年の歩行者通行量（７箇所）		
【活性化に資する理由】	福島交通(株)が運行する市内循環もりんバスを定額運賃で運行し運賃割引に相当する経費の一部を支援することで、回遊性を向上させ、中心市街地の賑わいを創出し、回遊や滞留の向上に寄与するものである。		
【支援措置名】	中心市街地活性化ソフト事業		
【支援措置実施時期】	令和９年４月～令和１４年３月	【支援主体】	総務省
【その他特記事項】	区域内外		

【8-3】【事業名】古閑裕而を活かしたまちづくり事業（メロディーバスの運行）

【事業実施時期】	令和4年度～		
【実施主体】	福島市		
【事業内容】	中心市街地を周遊する路線バスや、まちなかの賑わい創出に資するイベントやシティプロモーション等に「メロディーバス」を活用するための費用を補助。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	②歩行者通行量の増加		
【目標指標】	②通年の歩行者通行量（7箇所）		
【活性化に資する理由】	「メロディーバス」を活用するための費用を補助することで、中心市街地の賑わいを創出し、回遊や滞留の向上に寄与するものである。		
【支援措置名】	中心市街地活性化ソフト事業		
【支援措置実施時期】	令和9年4月～令和14年3月	【支援主体】	総務省
【その他特記事項】	区域内外		

【8-4】【事業名】シェアサイクル推進事業

【事業実施時期】	令和7年度～		
【実施主体】	福島市		
【事業内容】	中心市街地における移動手段の選択肢を増やし、回遊性の向上を図ることによって中心市街地の賑わいを創出し、観光客の滞在時間の延長、新たな魅力発見の機会や再訪を促す。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	②歩行者通行量の増加		
【目標指標】	②通年の歩行者通行量（7箇所）		
【活性化に資する理由】	観光や買い物など中心市街地の回遊をすることが車やバスよりも手軽に可能となり、また、車を使用しないことで中心市街地の交通渋滞緩和にも繋がり中心市街地の更なる回遊性向上に寄与するものである。		
【支援措置名】	中心市街地活性化ソフト事業		
【支援措置実施時期】	令和9年4月～令和14年3月	【支援主体】	総務省
【その他特記事項】	区域内外		

(2) ②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業
・該当なし

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業

【8-5】【事業名】バリアフリーマスタープラン推進事業

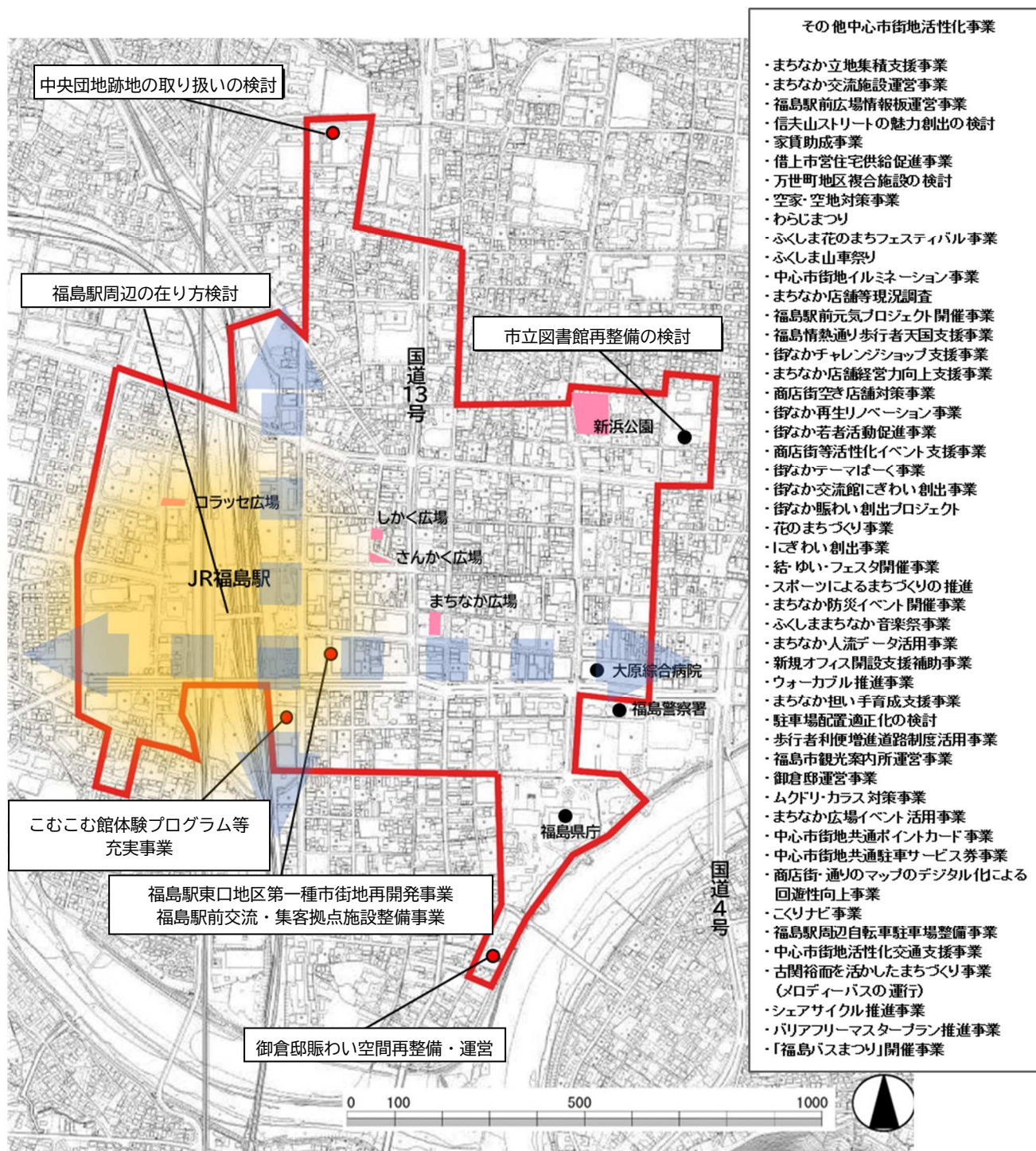
【事業実施時期】	令和2年度～		
【実施主体】	福島市		
【事業内容】	高齢者、障がい者等の移動や施設利用の利便性・安全性向上を促進するため福島市バリアフリー基本構想の改定		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	②歩行者通行量の増加		
【目標指標】	②通年の歩行者通行量（7箇所）		
【活性化に資する理由】	高齢者、障がい者等の移動や施設利用の利便性・安全性向上を促進するため福島市バリアフリー基本構想の改定ことで、中心市街地の賑わいを創出し、回遊や滞留の向上に寄与するものである。		
【支援措置名】	地域公共交通調査等事業(地域公共交通バリアフリー化調査業務)		
【支援措置実施時期】	令和9年度～令和13年度	【支援主体】	国土交通省
【その他特記事項】			

(4) 国の支援がないその他の事業

【8-6】【事業名】「福島バスまつり」開催事業

【事業実施時期】	平成２０年度～		
【実施主体】	福島バスまつり実行委員会		
【事業内容】	バス利用促進イベントの開催		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	②歩行者通行量の増加		
【目標指標】	②通年の歩行者通行量（７箇所）		
【活性化に資する理由】	バス利用促進イベントの開催ことで、中心市街地の賑わいを創出し、回遊や滞留の向上に寄与するものである。		
【支援措置名】			
【支援措置実施時期】		【支援主体】	
【その他特記事項】			

◇ 4 から 8 までに掲げる事業及び措置の実施箇所



9. 4から8までに掲げる事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する事項

[1]市町村の推進体制の整備等

(1) 市町村の推進体制の整備等

本市では、都市政策部都市計画課が中心市街地活性化事業を総括し、商業活性化事業等については商工観光部にぎわい商業課において推進しており、関係部局との連携を図りながら基本計画の取りまとめや関連事業の進捗状況の管理等を行っている。

① 中心市街地整備庁内推進会議の設置

中心市街地活性化を推進するため、全庁的な検討組織として、部長級以上の職員（14名）で構成する「福島市中心市街地整備庁内推進会議」を設置し、基本計画の策定に係る検討会議を随時開催している。

役 職	備 考
副市長	委員長
危機管理監	
政策調整部長	
総務部長	
農政部長	
財務部長	
商工観光部長	
市民・文化スポーツ部長	
環境部長	
健康福祉部長	
こども未来部長	
建設部長	
都市政策部長	
教育部長	

○福島市中心市街地整備庁内推進会議開催経過

前計画認定以降、これまでの開催状況は以下のとおり。

回数	開催日時	場所	内容
第5回	平成22年5月20日	庁議室	地方税の不均一課税に伴う措置に伴う変更について (曾根田ショッピングセンター整備事業、仲見世整備事業)
第6回	平成23年11月24日	庁議室	基本計画の変更申請について (大原総合病院新築移転計画)

第 7 回	平成 26 年 8 月 18 日	庁議室	第 2 期福島市中心市街地活性化基本計画の策定方針（案）について 策定にあたっての推進組織について 策定スケジュールについて
第 8 回	平成 26 年 11 月 17 日	庁議室	第 2 期福島市中心市街地活性化基本計画（素案）について パブリックコメントの実施について
第 9 回	平成 27 年 2 月 2 日	庁議室	パブリックコメントの結果について 第 2 期福島市中心市街地活性化基本計画（案）について
第 10 回	平成 27 年 4 月 2 日	庁議室	第 2 期福島市中心市街地活性化基本計画の認定報告について
第 11 回	令和 2 年 8 月 27 日	庁議室	第 3 期福島市中心市街地活性化基本計画の認定に向けた取組について
第 12 回	令和 2 年 10 月 1 日	庁議室	第 3 期福島市中心市街地活性化基本計画（素案）について
第 13 回	令和 2 年 11 月 24 日	庁議室	パブリック・コメントの結果について 計画素案の修正内容について 第 3 期福島市中心市街地活性化基本計画（案）について 協議経過及び今後の予定について
第 14 回	令和 8 年 4 月 9 日	書 面 開 催	〔報告〕 ・ 第 3 期中心市街地活性化基本計画の期間変更（軽微な変更）について ・ 第 3 期中心市街地活性化基本計画の取組状況について 〔議題〕 ・ 第 4 期中心市街地活性化基本計画について
第 15 回	令和 8 年 7 月 29 日	書 面 開 催	〔協議〕 ・ 第 4 期中心市街地活性化基本計画について
第 16 回	令和 8 年 9 月 18 日	書 面 開 催	〔協議〕 ・ 第 4 期中心市街地活性化基本計画について

② 中心市街地整備庁内推進会議幹事会の設置

中心市街地整備庁内推進会議の下部組織として、中心市街地活性化に資する各種事業を所管する各部の次長及び課長級職員（32名）で構成する「福島市中心市街地整備庁内推進会議幹事会」を設置し、各事業の調整及び関係機関との連絡調整に関すること等について検討会議を随時開催している。

所 属	職 名	備 考
危機管理室	危機管理室課長	
政策調整部	未来戦略推進室政策調整課長、未来戦略推進室 広聴広報課長、未来戦略推進室地域共創課長	
総務部	男女共同参画課長	
財務部	管財課長、財政課長、財産マネジメント推進室	

	財産マネジメント推進課長、財産マネジメント推進室公共建築課長	
商工観光部	産業雇用政策課長、にぎわい商業課長、福島駅前交流・集客拠点施設公共価値創造課長、観光交流推進室課長	
農政部	農業振興課長	
市民・文化スポーツ部	生活課長、出会い移住・多文化共生課長 文化スポーツ振興室スポーツ振興課長、 文化スポーツ振興室文化振興課長	
環境部	環境衛生課長	
健康福祉部	健康づくり推進課長	
こども未来部	こども政策課長	
建設部	路政課長、道路整備課長	
都市政策部	都市政策部次長、都市計画課長、交通政策課長、開発建築指導課長、公園緑地課長、市街地整備課長、住宅政策課長	
教育委員会	生涯学習課長、図書館長	

○福島市中心市街地整備庁内推進会議幹事会開催経過

前計画認定以降、これまでの開催状況は以下のとおり。

回数	開催日時	場所	内容
第7回	平成22年5月17日	厚生ホール和室	中心市街地活性化基本計画の変更申請について (曾根田ショッピングセンター整備事業、仲見世整備事業)
第8回	平成23年11月22日	持ち回り	中心市街地活性化基本計画の変更申請について (大原綜合病院新築移転事業)
第9回	平成26年2月18日	本庁5階 501会議室	中心市街地活性化基本計画第2期計画の策定について 1. 現計画の取組及び進捗状況について 2. 指標評価について 3. 第2期計画策定について 4. 第2期計画策定に向けた今後のスケジュールについて
第10回	平成26年8月27日	本庁9階 904会議室	中心市街地活性化基本計画第2期計画素案の概要について 1. 基本コンセプト及び基本的な方針(案)について 2. 第2期計画活性化事業(案)について 3. 計画区域設定の考え方について 4. 第2期計画による回遊イメージについて 5. 第2期計画(案)の目標及び指標について 6. 目標指標に関わる主な活性化事業について 7. 今後のスケジュールについて

第 11 回	平成 26 年 11 月 11 日	本 庁 9 階 904 会 議室	第 2 期福島市中心市街地活性化基本計画（素案）について 1. 中心市街地の現状について 2. 福島市中心市街地活性化基本計画（前計画）の総括について 3. 新たな中心市街地活性化基本計画における基本方針について 4. 新たな中心市街地活性化基本計画の区域について 5. 拠点施設と回遊イメージについて 6. 中心市街地活性化個別事業（案）について 7. 福島市中心市街地活性化基本計画概要図（案）について 8. 新たな基本計画の目標及び指標について 9. 今後のスケジュールについて
第 12 回	平成 27 年 1 月 21 日	本 庁 9 階 908 会 議室	1. 第 2 期福島市中心市街地活性化基本計画（素案）に係るパブリックコメントの実施結果について 2. 第 2 期福島市中心市街地活性化基本計画（案）について 3. 今後のスケジュールについて
第 13 回	平成 29 年 6 月 20 日	本 庁 5 階 501 会 議室	[報告] ・ 第 2 期中心市街地活性化基本計画の重要な変更について 中間年におけるフォローアップ報告について [議題] ・ 今後の中活事業の見通しについて
第 14 回	平成 30 年 6 月 22 日	—	[報告] ・ 第 2 期中心市街地活性化基本計画（第 2 回変更）について ・ 中間年における（平成 29 年度）フォローアップ報告について
第 15 回	令和元年 5 月 9 日	本 庁 7 階 研修室	[報告] ・ 第 2 期福島市中心市街地活性化基本計画（第 3 回）の認定について ・ 中間年における（平成 30 年度）フォローアップ報告について [議題] ・ 第 3 期福島市中心市街地活性化基本計画策定の取組について
第 16 回	令和元年 11 月 18 日	本 庁 7 階 701 会 議室	[議題] ・ 第 2 期中心市街地活性化基本計画期間変更（延長）に伴う内閣府ヒアリング結果について ・ 第 3 期福島市中心市街地活性化基本計画の取組について
第 17 回	令和 2 年 2 月 12 日	本 庁 7 階 701 会 議室	[協議] ・ 第 3 期中心市街地活性化基本計画の新規事業検討について

第 18 回	令和 2 年 6 月 1 日	書 面 開 催	[報告] ・ 第 2 期中心市街地活性化基本計画期間変更（第 4 回変更）について [協議] ・ 中間年における（令和元年度）フォローアップ報告について ・ 第 3 期中心市街地活性化基本計画について
第 19 回	令和 2 年 8 月 20 日	本 庁 7 階 701 会 議室	[協議] ・ 第 3 期中心市街地活性化基本計画の認定に向けて
第 20 回	令和 2 年 9 月 23 日	本 庁 7 階 701 会 議室	[協議] ・ 第 3 期中心市街地活性化基本計画（素案）のパブリックコメントの実施について
第 21 回	令和 2 年 11 月 18 日	書 面 開 催	・ 第 3 期中心市街地活性化基本計画（素案）のパブリック・コメント結果について ・ 計画認定までのスケジュールについて
第 22 回	令和 3 年 6 月 7 日	書 面 開 催	・ 第 3 期福島市中心市街地活性化基本計画の認定について ・ 福島市中心市街地整備庁内推進会議設置要綱の改正について ・ 第 2 期福島市中心市街地活性化基本計画の最終フォローアップ報告について
第 23 回	令和 4 年 6 月 3 日	書 面 開 催	・ 第 3 期福島市中心市街地活性化基本計画の第 1 回変更認定について ・ 福島市中心市街地整備庁内推進会議設置要綱の改正について ・ 第 3 期福島市中心市街地活性化基本計画の令和 3 年度定期フォローアップ報告について
第 24 回	令和 5 年 6 月 8 日	書 面 開 催	・ 第 3 期福島市中心市街地活性化基本計画の第 2 回変更認定について ・ 福島市中心市街地整備庁内推進会議設置要綱の改正について ・ 第 3 期福島市中心市街地活性化基本計画の令和 4 年度定期フォローアップ報告について
第 25 回	令和 6 年 6 月 6 日	書 面 開 催	・ 第 3 期福島市中心市街地活性化基本計画の第 3 回変更認定について ・ 福島市中心市街地整備庁内推進会議設置要綱の改正について ・ 第 3 期福島市中心市街地活性化基本計画の令和 5 年度定期フォローアップ報告について
第 26 回	令和 8 年 3 月 3 日	書 面 開 催	[報告] ・ 第 3 期中心市街地活性化基本計画の期間変更（軽微な変更）について ・ 第 3 期中心市街地活性化基本計画の取組状況について [協議] ・ 第 4 期中心市街地活性化基本計画について
第 27 回	令和 8 年 7 月 9 日	書 面 開 催	[協議] ・ 第 4 期中心市街地活性化基本計画について
第 28 回	令和 8 年 9 月 10 日	書 面 開 催	[協議] ・ 第 4 期中心市街地活性化基本計画について

[2] 中心市街地活性化協議会に関する事項				
(1) 福島市中心市街地活性化協議会の概要				
平成19 年10 月19 日に福島市中心市街地活性化協議会が設立され、以後定期的に運営委員会や全体会を開催し前計画の推進に取り組むとともに、新計画の策定に向けて議論を重ねてきた。				
福島市中心市街地活性化協議会構成団体・委員（令和8 年度）				
No.	団体名等	役職名	氏 名	協議会役職
1	福島商工会議所	会頭	渡邊 博美	会 長
2	福島商工会議所	副会頭	坪井 大雄	
3	(株)福島まちづくりセンター	代表取締役社長	森 雅彦	副会長
4	福島商工会議所	専務理事	安達 和久	
5	(株)福島まちづくりセンター	専務取締役	本田 政博	
6	福島市	商工観光部長	氏家 誠	
7	福島市	都市政策部長	赤間 智行	
8	福島市商店街連合会	会長	小河 日出男	監 事
9	福島駅前通り商店街振興組合	理事長	大関 宏之	
10	仙台ターミナルビル(株) S C 事業本部エスパル福島	店長	鹿野 千秋	
11	東日本旅客鉄道（株）福島統括センター	福島駅長	静 徹也	
12	福島交通(株)	福島支社長	久保 彰	
13	阿武隈急行(株)	代表取締役専務	関場 智彦	
14	福島地区タクシー協同組合	理事長	大村 雅恵	
15	一般財団法人大原記念財団	総務部長	鏡 敬文	
16	(株)東邦銀行	取締役頭取	佐藤 稔	
17	(株)福島銀行	取締役社長	加藤 容啓	
18	福島信用金庫	理事長	樋口 郁雄	
19	ふくしま未来農業協同組合	福島地区役員代表	末永 喜広	
20	福島商工会議所 中心市街地活性化委員会	委員長	西形 吉和	
21	福島商工会議所青年部	会長	西形 吉和	
22	福島商工会議所女性会	会長	須藤 康子	
23	福島市商店街連合会青年部	会長	森藤 洋紀	
24	公益社団法人福島青年会議所	理事長	谷口 隆治	
25	ふくしま市女性団体連絡協議会	会長	山田 妙子	
26	学校法人福島学院	理事長・学長	遠藤 克弥	
27	認定特定非営利活動法人ふくしまNPO ネットワークセンター	副理事長	菅野 真	監 事
28	中央東地区自治振興協議会	会長	古関 勝利	

29	中央西地区自治振興協議会	会長	江川 純子	
30	福島市老人クラブ連合会	副会長	阿部 國治	
31	社会福祉法人福島市社会福祉協議会	常務理事	菊田 悟	
32	学校法人桜の聖母短期大学	理事長	西内 みなみ	
33	NTT 東日本(株) 福島支店	支店長	大橋 真孝	
34	(株)いちい	代表取締役社長	伊藤 信弘	
35	公立大学法人福島県立医科大学保健科学部	学部長	五百川 和明	

(2) 協議会開催状況

前計画認定以降、これまでの開催状況は以下のとおり。

<福島市中心市街地活性化協議会>

回数	開催日時	場所	内容
第8回	平成22年5月19日	福島商工会議所 8階会議室	[協議事項] ・平成21年度事業報告並びに収支決算(案)について ・平成22年度事業計画(案)並びに収支予算(案)について [報告事項] ・中心街区(重点エリア)における活性化プロジェクト支援事業報告について ・中心市街地活性化講演会来場者アンケートの結果について [講演] ・全国の認定計画の進捗状況及び効果について
第9回	平成22年11月12日	コラッセふくしま 5階特別会議室	[説明] ・「(仮称)仲見世整備事業の概要及び進捗状況について」 ・「曽根田ショッピングセンター再生事業の概要及び進捗状況について」 ・「曽根田ショッピングセンター4階A・O・Z(ア・オウ・ゼ)の概要について」
第10回	平成23年11月21日	コラッセふくしま 5階特別会議室	[説明] ・「大原綜合病院の移転リニューアルについて」 [報告] ・平成22年度事業報告について [議題] ・役員改選について ・平成23年度事業計画(案)並びに収支予算(案)について ・福島市中心市街地活性化基本計画の変更について(大原綜合病院)

第 11 回	平成 24 年 11 月 22 日	福島商 工会議 所 会議室	[報 告] ・平成 23 年度事業報告について [議 題] ・平成 24 年度事業計画（案）並びに収支予算（案）について ・福島市中心市街地活性化基本計画のフォローアップの報告について ・県庁通りリニューアル検討会の設置について [講 演] ・最近の中心市街地の動向と課題
第 12 回	平成 26 年 2 月 28 日	福島商 工会議 所 8 階 会 議室	[議 題] ・役員改選について ・平成 26 年度事業計画（案）について ・第 2 期福島市中心市街地活性化基本計画について ・福島駅前通り整備計画について [説明・講演] ・中心市街地活性化／商店街振興に係る補助事業について
第 13 回	平成 26 年 8 月 29 日	コラッ セふく しま 5 階 特 別 会 議 室	[議 題] ・第 2 期福島市中心市街地活性化基本計画策定の考え方について ・今後のスケジュールについて
第 14 回	平成 26 年 11 月 14 日	コラッ セふく しま 5 階 特 別 会 議 室	[議 題] ・第 2 期福島市中心市街地活性化基本計画素案及びその概要について
第 15 回	平成 27 年 1 月 28 日	コラッ セふく しま 8 階 会 議室	[議 題] ・第 2 期福島市中心市街地活性化基本計画（案）について意見書（案）について
第 16 回	平成 27 年 6 月 29 日	コラッ セふく しま 5 階 特 別 会 議 室	[議 題] ・役員の選任について ・規約の一部改正について ・平成 26 年度事業報告について ・平成 27 年度事業計画（案）について [説 明] ・福島駅周辺まちづくり計画検討調査について ・福島駅前通りリニューアル整備計画について ・大原総合病院移転リニューアル計画の現状について ・経済産業省の支援施策 中心市街地活性化及び商業支援について
第 17 回	平成 28 年 5 月 31 日	コラッ セふく しま 8 階 会 議室	[報 告] ・第 2 期福島市中心市街地活性化基本計画の定期フォローアップ報告について [議 題] ・平成 27 年度事業報告について ・平成 28 年度事業計画（案）について [説 明] ・福島駅前通りリニューアル整備の現状について ・保健医療従事者の新たな養成施設に係る基本計画の概

			要について ・立地適正化計画について ・大原総合病院移転リニューアル整備の現状について ・福島市コンベンション基礎調査について ・商店街・まちなかインバウンド促進支援事業について
第 18 回	平成 28 年 12 月 21 日	コ ラ ッ セ ふ く しま 5 階 特 別 会 議 室	[議 題] ・第 2 期中心市街地活性化基本計画の変更について ・変更スケジュールについて ・変更に関する意見書について [説 明] ・福島駅前通りリニューアル整備事業の現状について ・福島市立地適正化計画の策定状況について ・暮らしにぎわい再生事業「早稲町地区」の進捗状況について ・地域商業活性化関連予算について
第 19 回	平成 29 年 6 月 26 日	福 島 商 工 会 議 所 会 議 室	[報 告] ・第 2 期福島市中心市街地活性化基本計画の変更認定について ・第 2 期福島市中心市街地活性化基本計画の定期フォローアップについて [議 題] ・平成 28 年度事業報告について ・平成 29 年度事業計画（案）について ・役員の選任について [説 明] ・第 2 期福島市中心市街地活性化基本計画における各種事業の状況について
第 20 回	平成 30 年 6 月 27 日	福 島 商 工 会 議 所 会 議 室	[議 題] ・平成 29 年度事業報告について ・平成 30 年度事業計画（案）について [報 告] ・第 2 期福島市中心市街地活性化基本計画の変更認定について ・第 2 期福島市中心市街地活性化基本計画の定期フォローアップについて
第 21 回	平成 31 年 1 月 21 日	福 島 商 工 会 議 所 会 議 室	[報 告] ・アドバイザー就任について 「風格ある県都を目指すまちづくり構想」について [議 題] ・福島市中心市街地活性化基本計画の変更について
第 22 回	令和元年 6 月 18 日	福 島 商 工 会 議 所 会 議 室	[報 告] ・第 2 期福島市中心市街地活性化基本計画の計画変更（第 3 回）認定について ・第 2 期福島市中心市街地活性化基本計画の定期フォローアップ報告について [議 題] ・平成 30 年度事業報告について ・令和元年度事業計画（案）について ・役員改選について [その他] ・「風格ある県都を目指すまちづくり構想」を踏まえた取組について

			・(第2期)福島市中心市街地活性化基本計画の期間延長について ・(第3期)福島市中心市街地活性化基本計画の策定に向けた取組について)
第23回	令和2年6月25日	書面開催	[報告] ・第2期福島市中心市街地活性化基本計画の計画変更(第4回)認定について [議題] ・第2期福島市中心市街地活性化基本計画の定期フォローアップ報告について
第24回	令和2年9月24日	ウェディングエルティ	[議題] ・第3期福島市中心市街地活性化基本計画(素案)について [報告] ・内閣府ヒアリング結果について
第25回	令和2年11月27日	福島商工会議所 会議室	・第3期中心市街地活性化基本計画(素案)のパブリック・コメント結果について ・福島市中心市街地活性化協議会による意見書について ・計画認定までのスケジュールについて
第26回	令和3年6月24日	ウェディングエルティ	[報告] ・第3期福島市中心市街地活性化基本計画の認定について ・第2期福島市中心市街地活性化基本計画の最終フォローアップ報告について [議題] ・令和2年度事業報告について ・令和3年度事業計画(案)について ・役員改選について
第27回	令和3年12月8日	書面開催	[議題] ・認定基本計画の計画変更(第1回)について ・変更に関する協議会による意見書について
第28回	令和4年4月27日	書面開催	[議題] ・認定基本計画の令和3年度定期フォローアップ報告について ・中心市街地活性化基本計画の取組等に対する意見の提出について
第29回	令和4年6月20日	ウェディングエルティ	[報告] ・第3期福島市中心市街地活性化基本計画のフォローアップ報告について [議題] ・令和3年度事業報告について ・令和4年度事業計画(案)について [説明] ・福島駅東口再開発事業について
第30回	令和4年12月22日	書面開催	[議題] ・認定基本計画の計画変更(第2回)について ・変更に関する協議会による意見書について

第 31 回	令和 5 年 5 月 2 日	書面開催	[議題] ・認定基本計画の令和 4 年度定期フォローアップ報告について ・中心市街地活性化基本計画の取組等に対する意見の提出について
第 32 回	令和 5 年 6 月 21 日	コラッセふくしま 5 階小研修室	[報告] ・第 3 期福島市中心市街地活性化基本計画第 2 回変更認定について ・第 3 期福島市中心市街地活性化基本計画の令和 4 年度定期フォローアップ報告について [議題] ・令和 4 年度事業報告について ・令和 5 年度事業計画（案）について ・規約の一部改正について ・役員改正について [説明] ・「(株)文化堂ビルの再建と県庁通り商店街の取組」 ・「移住・転入女性が暮らしやすいまちづくりから市街地活性化を考える」
第 33 回	令和 5 年 12 月 26 日	書面開催	[議題] ・認定基本計画の計画変更（第 3 回）について ・変更に関する協議会による意見書について
第 34 回	令和 6 年 5 月 9 日	書面開催	[議題] ・認定基本計画の令和 5 年度定期フォローアップ報告について ・中心市街地活性化基本計画の取組等に対する意見の提出について
第 35 回	令和 6 年 5 月 24 日	福島商工会議所 会議室	[報告] ・第 3 期福島市中心市街地活性化基本計画第 3 回変更認定について ・第 3 期福島市中心市街地活性化基本計画の令和 5 年度定期フォローアップ報告について [議題] ・令和 5 年度事業報告について ・令和 6 年度事業計画（案）について [説明] ・「再開発事業について」
第 36 回	令和 6 年 6 月 17 日	書面開催	[議題] ・認定基本計画の計画変更（第 4 回）について ・変更に関する協議会による意見書について
第 37 回	令和 6 年 12 月 26 日	書面開催	[議題] ・認定基本計画の計画変更（第 5 回）について ・変更に関する協議会による意見書について
第 38 回	令和 7 年 5 月 12 日	書面開催	[議題] ・認定基本計画の令和 6 年度定期フォローアップ報告について ・中心市街地活性化基本計画の取組等に対する意見の提出について

第 39 回	令和 7 年 5 月 26 日	福 島 商 工 会 議 所 会 議 室	[報告] ・第 3 期福島市中心市街地活性化基本計画第 4 回変更認定について ・第 3 期福島市中心市街地活性化基本計画第 5 回変更認定について ・第 3 期福島市中心市街地活性化基本計画の令和 6 年度定期フォローアップ報告について ・イベント開催時のまちなか個店への効果的誘導策に関するアンケート調査結果報告について [議題] ・令和 6 年度事業報告について ・令和 7 年度事業計画（案）について [説明] ・「福島駅東西一体のまちづくりについて」
第 40 回	令和 8 年 5 月 18 日	書 面 開 催	[議題] ・認定基本計画の令和 7 年度定期フォローアップ報告について ・中心市街地活性化基本計画の取組等に対する意見の提出について ・認定基本計画の計画変更（第 6 回）について ・変更に関する協議会による意見書について
第 41 回	令和 8 年 6 月 29 日	福 島 商 工 会 議 所 会 議 室	[報告] ・第 3 期福島市中心市街地活性化基本計画の計画期間の変更について ・第 3 期福島市中心市街地活性化基本計画 第 6 回変更認定について ・第 3 期福島市中心市街地活性化基本計画 令和 7 年度定期フォローアップ報告について ・令和 7 年度イベント開催時のまちなか個店への効果的誘導策に関する消費者意識アンケート調査結果報告について ・第 4 期福島市中心市街地活性化基本計画ワーキンググループ結果報告について [議題] ・令和 7 年度事業報告について ・令和 8 年度事業計画（案）について ・第 4 期福島市中心市街地活性化基本計画の進捗状況について
第 42 回	令和 8 年 7 月 29 日	書 面 開 催	[議題] ・第 4 期福島市中心市街地活性化基本計画（案）について
第 43 回	令和 8 年 9 月 30 日	書 面 開 催	[議題] ・第 4 期福島市中心市街地活性化基本計画（案）について

＜福島市中心市街地活性化協議会 運営会議＞

回数	開催日時	場所	内容
第 14 回	平成 22 年 5 月 17 日	福島商工会議所 8 階会議室	[協議事項] ・平成 21 年度事業報告並びに収支決算（案）について ・平成 22 年度事業計画（案）並びに収支予算（案）について ・認定福島市中心市街地活性化基本計画について [報告事項] ・中心街区（重点エリア）における活性化プロジェクト支援事業報告について ・中心市街地活性化講演会来場者アンケートの結果について
第 15 回	平成 26 年 5 月 15 日	福島商工会議所 8 階会議室	[議 題] ・第 1 期基本計画のフォローアップの報告について ・第 2 期基本計画の概要について ・福島駅前通りリニューアルに向けたアーケード撤去手法について
第 16 回	平成 26 年 6 月 26 日	福島商工会議所 8 階会議室	[議 題] ・内閣府ヒアリング結果について（計画エリア、目標指標、活性化事業、計画案全般について） ・第 2 期計画区域の設定について ・目標指標について ・第 2 期計画活性化事業について
第 17 回	平成 26 年 7 月 23 日	福島商工会議所 8 階会議室	[議 題] ・第 2 期計画概要案について
第 18 回	平成 26 年 10 月 27 日	福島商工会議所 8 階会議室	[議 題] ・第 2 期基本計画の区域設定の変更について ・第 2 期基本計画活性化事業の個別事業について ・今後のスケジュールについて
第 19 回	平成 26 年 11 月 6 日	福島商工会議所 8 階会議室	[議 題] ・第 2 期基本計画（素案）について
第 20 回	平成 27 年 1 月 19 日	福島商工会議所 8 階会議室	[議 題] ・パブリックコメントの実施結果について ・第 2 期基本計画（案）について ・意見書（案）について
第 21 回	平成 27 年 4 月 17 日	チェンバおおまち 3 階会議室	[報 告] ・第 2 期福島市中心市街地活性化基本計画の認定について [議 題] ・第 1 期基本計画の最終フォローアップについて ・福島市中心市街地活性化協議会会長の取り扱いについて ・次回の福島市中心市街地活性化協議会の開催について
第 22 回	平成 27 年 5 月 26 日	コラッセふくしま 8 階会	[協議事項] ・第 1 期基本計画の最終フォローアップ報告について [議 題] ・平成 27 年度福島市中心市街地活性化協議会の開催につ

		議室	・ 平成 26 年度事業報告及び収支決算（案）について ・ 平成 27 年度事業計画（案）及び収支予算（案）について ・ 規約の一部改正について ・ 委員の改選について ・ 役員の選任について
第 23 回	平成 28 年 4 月 27 日	福島商工会議所 会議室	[議 題] ・ 平成 27 年度事業報告及び収支決算について ・ 平成 28 年度事業計画（案）及び収支予算（案）について ・ 第 2 期基本計画の定期フォローアップ報告について ・ 平成 28 年度福島市中心市街地活性化協議会の開催について
第 24 回	平成 28 年 11 月 30 日	コラッセ 8 階 会議室	[議 題] ・ 中心市街地活性化基本計画の変更について ・ 変更に伴うスケジュール及び協議会の開催について ・ 協議会での話題紹介について
第 25 回	平成 29 年 4 月 28 日	福島商工会議所 会議室	[議 題] ・ 平成 28 年度事業報告及び収支決算について ・ 平成 29 年度事業計画（案）及び収支予算（案）について ・ 第 2 期基本計画の変更認定について ・ 第 2 期基本計画の定期フォローアップ報告について ・ 平成 29 年度福島市中心市街地活性化協議会の開催について
第 26 回	平成 30 年 2 月 21 日	—	[議 題] ・ 第 2 期中心市街地活性化基本計画の一部変更について
第 27 回	平成 30 年 4 月 26 日	福島商工会議所 会議室	[報 告] ・ 第 2 期福島市中心市街地活性化基本計画の変更認定について [議 題] ・ 平成 29 年度事業報告及び収支決算について ・ 平成 30 年度事業計画（案）及び収支予算（案）について ・ 第 2 期福島市中心市街地活性化基本計画の定期フォローアップについて
第 28 回	平成 30 年 11 月 29 日	福島商工会議所 会議室	[報 告] ・ 福島市の 2 つの委員会（公共施設再編整備、中心市街地将来ビジョン）の現状と今後の予定について [議 題] ・ 「福島駅東口再開発における参加型まちづくり」の開催について ・ 中活協議会の視察について
第 29 回	平成 30 年 12 月 26 日	福島商工会議所 会議室	[報 告] ・ 風格ある県都を目指すまちづくり構想（青写真）について [議 題] ・ 第 2 期計画変更内容（第 3 回）について ・ 第 3 期福島市中心市街地活性化基本計画の考え方について ・ 第 3 期福島市中心市街地活性化基本計画のスケジュールについて
第 30 回	平成 31 年 4 月 23 日	福島商工会議所	[報 告] ・ 第 2 期福島市中心市街地活性化基本計画（第 3 変更）認定について

		会議室	[議 題] ・平成 30 年度事業計画（案）及び収支決算について ・平成 31 年度事業計画（案）及び収支予算（案）について ・役員改選について ・第 2 期福島市中心市街地活性化基本計画の取組について ・平成 31 年度福島市中心市街地活性化協議会の開催について [その他] ・「ふくしまの顔づくり事業」について ・「風格ある県都を目指すまちづくり構想」を踏まえた取組について
第 31 回	令和元年 8 月 9 日	福島商工会議所 会議室	[議 題] ・第 3 期中心市街地活性化基本計画策定に向けた「ワーキンググループ」の設置について ・先進地視察会の開催について ・まちづくり講演会の開催について
第 32 回	令和 2 年 5 月 18 日	書 面 開 催	[報 告] ・第 2 期福島市中心市街地活性化基本計画の計画変更（第 4 回）認定について [議 題] ・第 2 期福島市中心市街地活性化基本計画の定期フォローアップ報告について
第 33 回	令和 2 年 8 月 5 日	福島商工会議所 会議室	[議 題] ・第 3 期中心市街地活性化基本計画の策定について
第 34 回	令和 2 年 9 月 17 日	福島商工会議所 会議室	[協 議] ・第 3 期中心市街地活性化基本計画（素案）のパブリックコメントの実施について
第 35 回	令和 2 年 11 月 17 日	福島商工会議所 会議室	・第 3 期中心市街地活性化基本計画（素案）のパブリック・コメント結果について ・福島市中心市街地活性化協議会による意見書について ・計画認定までのスケジュール
第 36 回	令和 3 年 4 月 26 日	福島商工会議所 会議室	[報告] ・第 3 期福島市中心市街地活性化基本計画の認定について [議題] ・令和 2 年度事業報告及び収支決算について ・令和 3 年度事業計画（案）及び収支予算（案）について ・役員改選について ・第 2 期福島市中心市街地活性化基本計画の最終フォローアップ報告について
第 37 回	令和 3 年 11 月 29 日	福島商工会議所 会議室	[議題] ・第 3 期中心市街地活性化基本計画の変更概要について ・今後のスケジュールについて
第 38 回	令和 4 年 4 月 26 日	福島商工会議所 会議室	[報告] ・第 3 期福島市中心市街地活性化基本計画 第 1 回変更認定について [議題] ・令和 3 年度事業報告及び収支決算について ・令和 4 年度事業計画（案）及び収支予算（案）について

			・第3期福島市中心市街地活性化基本計画の定期フォローアップ報告について ・第3期福島市中心市街地活性化基本計画の取組について ・令和4年度福島市中心市街地活性化協議会（総会）の開催について
第39回	令和4年12月19日	福島商工会議所 会議室	[議題] ・第3期中心市街地活性化基本計画の第2回変更概要について ・今後のスケジュールについて
第40回	令和5年4月25日	福島商工会議所 会議室	[報告] ・第3期福島市中心市街地活性化基本計画 第2回変更認定について [議題] ・令和4年度事業報告及び収支決算について ・令和5年度事業計画（案）及び収支予算（案）について ・規約の一部改正について ・役員改選について ・第3期福島市中心市街地活性化基本計画の令和4年度定期フォローアップ報告について ・令和5年度福島市中心市街地活性化協議会（総会）の開催について
第41回	令和5年10月6日	福島商工会議所 会議室	[議題] ・令和5年度福島駅東口エリアまちづくり研究会について
第42回	令和5年12月25日	福島商工会議所 会議室	[議題] ・第3期中心市街地活性化基本計画の第3回変更概要について ・今後のスケジュールについて
第43回	令和6年4月26日	福島県商工会議所連合会室	[報告] ・第3期福島市中心市街地活性化基本計画 第3回変更認定について [議題] ・令和5年度事業報告及び収支決算について ・令和6年度事業計画（案）及び収支予算（案）について ・第3期福島市中心市街地活性化基本計画の令和5年度定期フォローアップ報告（案）について ・令和6年度福島市中心市街地活性化協議会（総会）の開催について
第44回	令和6年12月20日	福島県商工会議所連合会室	[議題] ・第3期福島市中心市街地活性化基本計画の第5回変更概要について ・今後のスケジュールについて
第45回	令和7年4月22日	福島県商工会議所連合会室	[報告] ・第3期福島市中心市街地活性化基本計画第4回変更認定について ・第3期福島市中心市街地活性化基本計画第5回変更認定について ・令和7年度イベント開催時のまちなか個店への効果的誘導策に関するアンケート調査結果報告について [議題] ・令和6年度事業報告および収支決算について ・令和7年度事業計画（案）および収支予算（案）について

			・第3期福島市中心市街地活性化基本計画の令和6年度定期フォローアップ報告（案）について ・第4期福島市中心市街地活性化基本計画認定までのスケジュールについて ・令和7年度福島市中心市街地活性化協議会（総会）の開催について
第46回	令和7年10月14日	書面開催	[議題] ・第4期中心市街地活性化基本計画ワーキンググループの進め方(案)について ・第4期中心市街地活性化基本計画ワーキンググループ構成員(案)について
第47回	令和8年4月27日	福島県商工会議所連合会室	[報告] ・第3期福島市中心市街地活性化基本計画の計画期間の変更について ・令和7年度イベント開催時のまちなか個店への効果的誘導策に関するアンケート調査結果報告について ・第4期福島市中心市街地活性化基本計画ワーキンググループ結果報告について [議題] ・令和7年度事業報告および収支決算について ・令和8年度事業計画（案）および収支予算（案）について ・第3期福島市中心市街地活性化基本計画の令和7年度定期フォローアップ報告（案）について ・第3期福島市中心市街地活性化基本計画第6回変更について ・第4期福島市中心市街地活性化基本計画（概要）について ・令和8年度福島市中心市街地活性化協議会（総会）の開催について
第48回	令和8年7月23日	福島県商工会議所連合会室	[議題] ・第4期福島市中心市街地活性化基本計画（案）について
第49回	令和8年9月24日	福島県商工会議所連合会室	[議題] ・第4期福島市中心市街地活性化基本計画（案）について

(3) 様々な主体との懇談会開催

中心市街地活性化に向け、各団体等との懇談会を以下の通り開催し、課題や問題点、要望等について意見交換を行い、本計画策定の参考とした。

月 日	団体名等	出席者数
平成19年12月13日	中心市街地商業者(1部)	20名
平成19年12月17日	中心市街地商業者(2部)	24名
平成20年 1月11日	まちづくり団体	21名
〃	交通事業者	20名
平成20年 1月23日	中心市街地大型店	16名
平成20年 2月 4日	大学等	17名

平成 20 年 2 月 14 日	駐車場経営者	28 名
〃	都市プランナー(建築士)	20 名
平成 20 年 2 月 21 日	商店街連合会青年部	25 名
平成 20 年 5 月 22 日	中心市街地商店会	26 名
平成 21 年 1 月 20 日	商店街連合会	12 名
平成 21 年 7 月 2 日	商店街振興組合	13 名
平成 22 年 2 月 26 日	商店街振興組合	17 名
平成 22 年 3 月 5 日	商店街振興組合	14 名
平成 22 年 3 月 26 日	商店街振興組合	16 名
平成 22 年 4 月 22 日	商店街振興組合	16 名
平成 22 年 6 月 17 日	商工振興会	20 名
平成 22 年 7 月 7 日	商工振興会	20 名
平成 22 年 7 月 21 日	商工振興会	12 名
平成 23 年 2 月 23 日	商店街振興組合	19 名
平成 23 年 2 月 24 日	商工振興会	15 名
平成 23 年 3 月 10 日	商工振興会	32 名
平成 24 年 2 月 16 日	商店街連合会・商店街振興組合	40 名
平成 24 年 6 月 5 日	商店街振興組合	12 名
平成 24 年 6 月 20 日	商店街振興組合	16 名
平成 24 年 7 月 19 日	商店街振興組合	12 名
平成 24 年 9 月 27 日	商店街振興組合	12 名
平成 24 年 11 月 13 日	商店街振興組合	11 名
平成 25 年 3 月 11 日	商店街振興組合	8 名
平成 26 年 11 月 27 日	まちづくり団体	23 名
平成 27 年 1 月 20 日	まちづくり団体	24 名
令和元年 8 月 27 日(第 1 回)	ワーキンググループメンバー(3 期計画)	21 名
令和元年 11 月 22 日(第 2 回)	ワーキンググループメンバー(3 期計画)	19 名
令和元年 12 月 17 日(第 3 回)	ワーキンググループメンバー(3 期計画)	18 名
令和 2 年 1 月 29 日(第 4 回)	ワーキンググループメンバー(3 期計画)	14 名
令和 2 年 2 月 27 日(第 5 回)	ワーキンググループメンバー(3 期計画)	17 名
令和 7 年 10 月 29 日(第 1 回)	ワーキンググループメンバー(4 期計画)	29 名
令和 7 年 11 月 25 日(第 2 回)	ワーキンググループメンバー(4 期計画)	23 名
令和 7 年 12 月 23 日(第 3 回)	ワーキンググループメンバー(4 期計画)	22 名
令和 8 年 2 月 13 日(第 4 回)	ワーキンググループメンバー(4 期計画)	12 名

(4) 法第 15 条各項の規定に適合していること

法第 15 条各項の規定に基づき、適合した組織を構成していることについては、以下の通り。

- ・ 第 1 項第 1 号の規定に基づき、当該中心市街地における都市機能の増進を総合的に推進するための調整を図るのにふさわしい者として、「福島商工会議所」、「株式会社まちづくりセンター」を組織の構成員としています。
- ・ 第 1 項第 2 号の規定に基づき、当該中心市街地における経済活動の向上を総合的に推進するための調整を図るのにふさわしい者として、「福島商工会議所」、「株式会社まちづくりセンター」を組織の構成員としています。
- ・ 第 3 項の規定に基づいて、公表を行っています。
- ・ 第 4 項及び第 6 項の規定に基づき、行政、地域経済関係者、商業者、学識者、交通事業者等を構成員として加えています。
- ・ 第 5 項の規定に基づき、協議会規約第 6 条各項で構成員について定めています。
- ・ 第 7 項の規定に基づき、関係行政機関にオブザーバーとして協力を求めています。
- ・ 第 8 項の規定に基づき、関係団体・機関を構成員として加えています。
- ・ 第 9 項の規定に基づき、市が作成しようとする基本計画等に関し必要な事項の意見書の提出を受けています。
- ・ 第 10 項の規定に基づき、協議結果について尊重し、協議を図っています。
- ・ 第 11 項の規定に基づき、協議会の運営に関し必要な事項を協議会規約で定めています。

(5) 福島市中心市街地活性化協議会による意見書

(6) 福島市中心市街地活性化協議会の規約

福島市中心市街地活性化協議会

規 約

(設置)

第1条 福島商工会議所及び株式会社福島まちづくりセンターは、「中心市街地の活性化に関する法律」(以下「法」という。)第15条第1項の規定に基づき、中心市街地活性化協議会を設置する。

(名称)

第2条 前条に規定する中心市街地活性化協議会は、「福島市中心市街地活性化協議会(以下「協議会」という。)」と称する。

(目的)

第3条 協議会は、地域における社会的・経済的及び文化的活動の拠点となるにふさわしい魅力ある市街地の形成を図るため、その実施に必要な事項に係る協議を行うことを目的とする。

(公告の方法)

第4条 協議会の公告は、福島商工会議所、株式会社福島まちづくりセンター及び福島市のホームページを含めた広報への記載によりこれを行うものとする。

(事業)

第5条 協議会は、目的を達成するため、次の事業を行う。

(1) 中心市街地の活性化に係る総合調整

イ 福島市が作成する中心市街地活性化基本計画並びに認定基本計画及び、その実施に関し必要な事項についての意見提出

ロ 福島市中心市街地の活性化に関する事業の総合調整

ハ 福島市中心市街地の活性化に関する構成員相互の意見及び情報交換

ニ 福島市中心市街地の活性化に寄与する調査研究の実施

ホ 中心市街地活性化のための勉強会、研修会及び情報交換

ヘ 協議会の構成員及び地域向けの情報発信

ト その他協議会の設立の趣旨に沿った活動の企画及び実施

(2) 次に掲げる中心市街地活性化に関する事業の調整

イ 市街地整備改善に関する事業

ロ 都市福利施設整備に関する事業

ハ 街なか居住促進に関する事業

ニ 商業活性化に関する事業

ホ 都市交通の整備に関する事業

ヘ その他中心市街地の活性化に関する事業

(構成員)

第6条 協議会は、次に掲げる者をもって構成する。

- (1) 福島商工会議所
- (2) 株式会社福島まちづくりセンター
- (3) 福島市
- (4) 法第15号第4項及び第1号及び第2号の規定に該当する者
- (5) 前各号に掲げるもののほか、協議会において特に必要があると認める者

(委員)

第7条 委員は、第6条各号に掲げるものが指名するものをもって充てる。

- 2 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 3 委員の任期中に変更が生じた場合、当該委員の属する構成員が後任者を指名するものとし、任期は前任者の残任期間とする。
- 4 委員は、非常勤とする。

(役員)

第8条 協議会に、会長1名、副会長若干名及び監事2名を置く。

- 2 会長は、委員の互選による。
- 3 副会長及び監事は、会長が指名する者をもって充てる。

(職務)

第9条 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 3 監事は、協議会の会計を監査し、その結果を協議会へ報告する。

(会議)

第10条 協議会の会議は、(以下「会議」という。)は、会長が招集する。

- 2 会長は、委員の4分の1以上の者から会議の請求があるときは、会議を招集しなければならない。
- 3 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、これを開くことができない。
- 4 会長は、会議の議長となる。
- 5 会議の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(運営会議)

第11条 協議会の円滑な運営を図るために、協議会の下部組織として実務担当者による運営会議を置く。

- 2 運営会議に委員長1名を置き、福島商工会議所専務理事をもって充てる。
- 3 運営会議の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(分科会の設置)

第12条 協議会は、必要に応じて調査・研究するために分科会を置くことができる。

2 分科会の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

(オブザーバー及びアドバイザーの設置)

第13条 協議会は、必要に応じて意見を求めるためにオブザーバー及びアドバイザーを置くことができる。

(事務局)

第14条 協議会の事務を処理するために、事務局を置く。

2 事務局の運営に必要な事項は、福島商工会議所が処理する。

(経費の負担)

第15条 協議会の運営に要する経費は、協議会の予算の定めるところにより、補助金及び負担金、その他の収入をもって充てる。

(会計年度)

第16条 協議会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(解散)

第17条 協議会の議決に基づいて解散する場合は、構成員の4分の3以上の同意を得なければならない。

2 解散のときに存する残余財産は、協議会の承認を得て協議会と類似の目的を持つ団体に寄付することができるものとする。

附則

1 この規約は、平成19年10月19日から施行する。

2 協議会設立時の委員の任期は、第7条第2項の規定にかかわらず、平成21年3月31日までとする。

3 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に必要な事項については、協議会の承認を得て別に定める。

4 第13条（オブザーバー及びアドバイザーの設置）の改正規定は、平成27年6月29日から施行する。

[3]基本計画に基づく事業及び措置の一体的推進等

(1)客観的現状分析、ニーズに基づく事業及び措置の集中実施

①統計的データの把握・分析

統計的データの客観的な把握・分析は、「1. 中心市街地の活性化に関する基本的な方針」の「[1] これまでの中心市街地活性化に関する取組の検証」において、統計的データを基に、地域の現状を把握し、分析を行っている。

②地域住民のニーズの客観的な把握・分析

地域住民のニーズの客観的な把握・分析は、「1. 中心市街地の活性化に関する基本的な方針」のこれまでの中心市街地活性化に関する取組の検証の「(4) 定性的評価」において、市民を対象とした中心市街地の利用実態やまちづくりへの要望等を把握するアンケート調査を実施し、分析を行っている。

③第3期計画に基づく取組の把握・分析

第3期計画に基づく取組の把握・分析は、「1. 中心市街地の活性化に関する基本的な方針」の「これまでの中心市街地活性化に関する取組の検証」において、第3期計画の取組状況を把握し、分析を行っている。

(2)様々な主体の巻き込み及び各種事業等との連携・調整

①パブリックコメントの実施

第4期福島市中心市街地活性化基本計画（案）について、広く市民等の意見を聴取するため、令和8年10月23日から令和8年11月24日までの33日間、市役所をはじめ、公共施設、ホームページ等を通じてパブリックコメントを実施した。

なお、寄せられた意見は、福島市ホームページ上で公表するとともに、分類して回答したものを別途公表している。

②ワーキンググループの開催

第4期福島市中心市街地活性化基本計画の作成段階から学識経験者、中心市街地の事業者及び市内大学に在学する学生を含めた市民及び商工会議所の職員を対象としたワーキンググループを組織し、ワークショップを複数回行い、市民等の意見も反映した。

10. 中心市街地における都市機能の集積の促進を図るための措置に関する事項

[1] 都市機能の集積の促進の考え方

(1) 中心市街地への都市機能の集積のための方針

「第6次福島市総合計画まちづくり基本ビジョン」における重点施策の一つとして、「福島らしい個性とにぎわいのあるまちづくり」を位置づけ、以下の方針をうたっている。

「東口再開発事業と交流・集客拠点施設整備の推進」

- ・福島圏域の定住・交流の拠点となる中心市街地活性化の核として、多様な高次の都市機能を有する東口再開発事業を推進します。
- ・その一環として交流・集客拠点施設を整備し、市民の日常利用とあわせてコンベンション機能の強化を図ることによって交流人口や関係人口等を拡大するとともに、市民の文化芸術活動等を促進します。

「街なかの魅力と回遊性の向上」

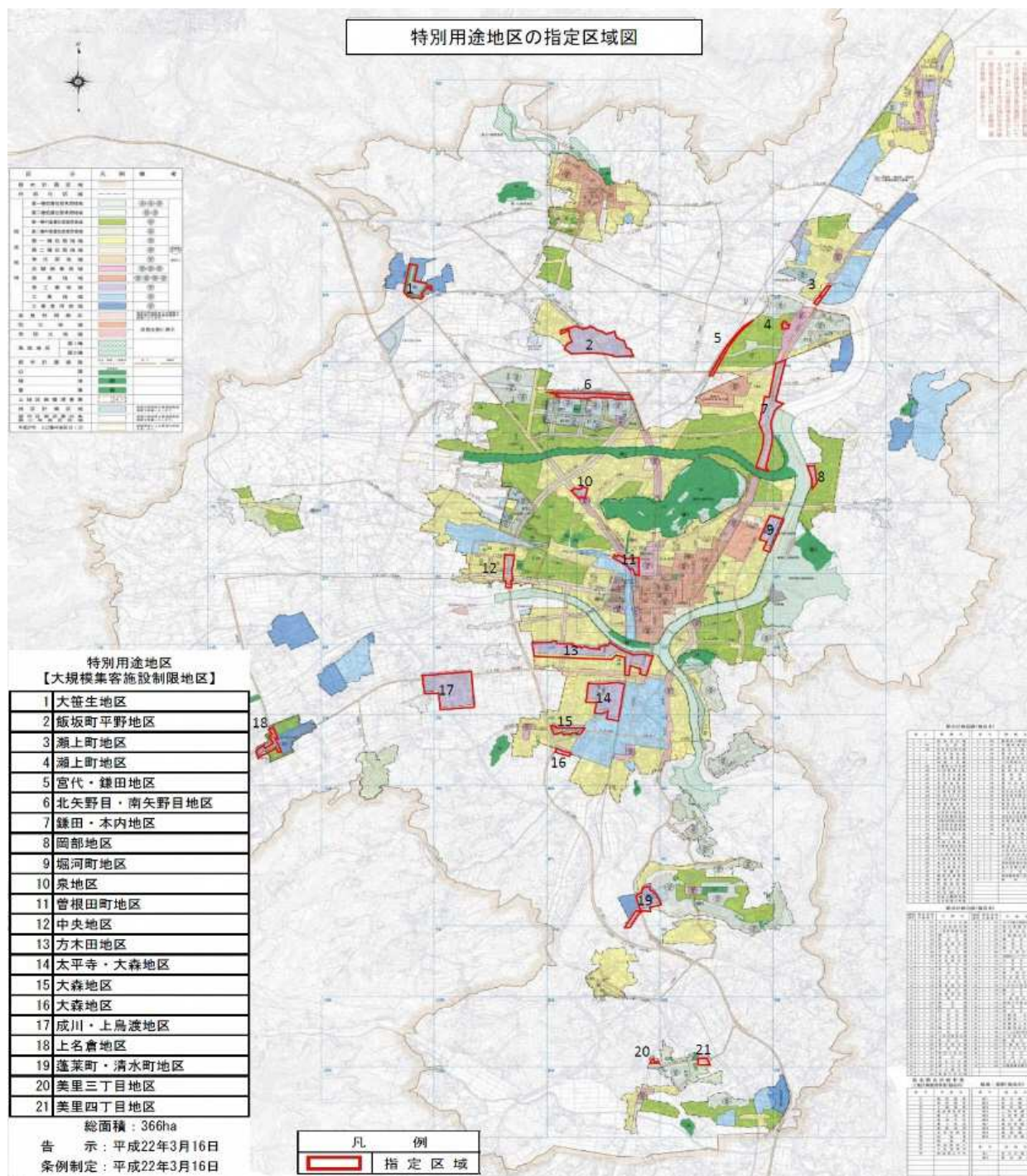
- ・東口再開発事業と連携しつつ、街なかの空き店舗等に魅力ある商業店舗やオフィス等の誘致を進めるとともに、街なか居住を促進します。
- ・花見山の「花」や古関裕而氏の「音楽・文化」など、各コンテンツを育て連動させながら、まちとしての楽しさやわくわく感を感じさせる取組を推進します。
- ・花見山や信夫山、パセオ通り、古関裕而ストリート（レンガ通り）、文化通りなどの今ある財産をブラッシュアップし、新たなコンセプトを創出しながら、街なかを訪れた人が回遊したくなる特色あるまちづくりを推進します。

[2] 都市計画手法の活用

「準工業地域における大規模集客施設の立地規制に伴う特別用途地区」について、中心市街地への都市機能の集積を促進するため、大規模集客施設の立地を制限する特別用途地区の都市計画決定と建築条例を施行する。

※建築物の延べ面積が10,000㎡を超える商業等の集客施設

- ・ 都市計画決定 平成22 年3 月16 日 都市計画変更告示
- ・ 建築条例施行 平成22 年3 月16 日 建築条例公布・施行



[3] 都市機能の集積のための事業等

前項4 から8 に記載した事業のうち、都市機能の集積への寄与が特に大きいと考えられる事業は以下のとおりである。

(表) 都市機能集積に拘る事業

番号		都市機能集積に係わる事業	概 要
4章市街地の整備改善のための事業	4-2	まちなか立地集積支援事業	都市機能の整備をする者等に対し、建築費用や修繕費用等の一部支援を実施
	4-4	福島駅東口地区第一種市街地再開発事業	商業、オフィス、マンション、公益施設、立体駐車場等の整備
	4-6	福島駅前広場情報板運営事業	大型マルチビジョンとデジタルサイネージを活用した情報発信
5章都市福祉施設を整備する事業	5-1	福島駅前交流・集客拠点施設整備事業	公益施設の整備
	5-2	福島駅東口地区暮らし・にぎわい再生事業	東口再開発事業で建築された公益施設の一部を公共で取得
	5-3	こむこむ館体験プログラム等充実事業	施設機能・空間、体験プログラム等の充実
6章居住促進のための事業	6-2	借上市営住宅供給促進事業	民間所有の住宅を借上げ市営住宅として居住希望者へ供給
	6-4	空家・空地対策事業	空き家バンクによる空きテナントの情報発信等、幅広い活用方法を検討
7章商業活性化のための事業	7-1	わらじまつり	江戸時代から 400 有余年の伝統を有する「信夫三山暁まいり」に由来して開催
	7-2	ふくしま花のまちフェスティバル事業	福島駅駅前広場および駅前通りを花で装飾
	7-3	ふくしま山車祭り	県北地域各所に存在する伝統あるお祭りの山車（だし）が駅前中心部に集結して練り歩く
	7-4	中心市街地イルミネーション事業	福島駅東口広場周辺及びパセオ通り及び周辺の街路樹に約 20 万球のイルミネーションを設置
	7-6	福島駅前元気プロジェクト開催事業	福島駅前及び駅前通り商店街を中心に、関連する企業・団体が連携して四季に合わせた賑わいを創出するイベントを実施
	7-7	ふくしま情熱通り運営事業	駅前通り周辺のエリア一帯を「ふくしま情熱通り」と名付け、定期的に歩行者天国を実施
	7-8	街なかチャレンジショップ支援事業	フリースペース（チェンバおおまち 1 階部分）において、安価な家賃での試行の場の提供、月 2 回以上の経営指導及び年 3 回のイベント開催を実施

7-9	街なか店舗経営力向上支援事業	個店の経営力強化・魅力化に向けて経営コンサルタント（中小企業診断士）が経営指導を実施
7-10	商店街空き店舗対策事業	空き店舗出店者への家賃補助
7-11	街なかりノベーション再生事業	空き店舗出店者へのリノベーション費用補助
7-12	街なか若者活動促進事業	街なか若者活動促進事業補助
7-13	商店街等活性化イベント支援事業	中心市街地において開催されたイベントへの補助金支援
7-14	街なかテーマパーク事業	ロードトレインや大型遊具などの体験型アミューズメントを中心としたイベントを開催
7-15	街なか交流館賑わい創出プロジェクト	街なか交流館自主イベント実施
7-16	街なか賑わい創出プロジェクト	交イベント等の情報の共有・発信を行う流会開催等を開催
7-17	花のまちづくり事業	花のまちふくしまの更なる魅力向上、来街者への花によるおもてなしを実施
7-18	にぎわい創出事業	学生のワークショップを開催
7-19	結・ゆい・フェスタ開催事業	外国人コミュニティ等と連携し飲食・民芸品等の販売やワークショップ、音楽祭等を開催
7-20	スポーツによるまちづくりの推進	ふくしまシティハーフマラソンの開催、福島ユナイテッドFCと連携したイベントやパブリックビューイング等の開催
7-21	まちなか防災イベント開催事業	起震車による地震体験など、災害に対して考えるイベント開催
7-22	ふくしままちなか音楽祭事業	まちなか広場、福島駅前通り、福島駅東口駅前広場、さんかく広場等で開催
7-24	新規オフィス開設支援補助事業	知識集約型オフィスを開設する法人（新規法人設立準備中の個人含む）への開設費用の一部補助
7-25	ウォーカブル推進事業	歩行者の利便性・まちの回遊性の向上を図るためのハード・ソフトの取組
7-29	福島市観光案内所運営事業	市に訪れた方へ市の魅力やイベント等の情報発信する
7-30	御倉邸運営事業	旧日本銀行支店長役宅と一体となった運営、イベント開催
7-32	まちなか広場イベント活用事業	まちなかで行うイベントに対し広場を提供する
7-33	中心市街地共通駐車サービス券事業	大型店・商店街等の共通の駐車サービス券システムを運営

	7-34	中心市街地共通ポイントカード事業	共通ポイントカード（ももりんカード）を発行
	7-35	商店街・通りのマップのデジタル化による回遊性向上事業	低未利用地の実態や土地所有者の意向調査、低未利用地の抑制や有効な利活用に取り組む
8章一体的な推進のための事業	8-1	中心市街地活性化交通支援事業	福島交通（株）が運行する市内循環ももりんバスの運行経費の一部を支援
	8-2	古閑裕而を活かしたまちづくり事業（メロディーバスの運行）	「メロディーバス」について、路線運行やイベント等での運行費用を補助
	8-3	シェアサイクル推進事業	シェアサイクルポートの増設等
	8-6	「福島バスまつり」開催事業	バス利用促進イベントの開催

11. その他中心市街地の活性化に資する事項

[1]都市計画等との調和	
(1) 都市マスタープラン 平成29年3月に策定した福島市都市マスタープランにおいて、中心市街地活性化について以下（抜粋）の様に位置付けている。 ①土地利用に関する方針 【基本的な考え方】 ・人口減少社会へ移行し、少子高齢化が進行する中において都市の活力を維持増進することが重要です。そのため、市街地内の生活環境の向上と適切な土地利用の規制・誘導により地域ごとのコンパクトなまちづくりを進めます。 ・地域公共交通との連携によるコンパクトシティ・プラス・ネットワークのまちづくりを目指します。 ・既存の人口・都市機能・基盤集積を生かした効率的な都市経営と、特色ある自然・田園環境を活かした魅力あるまちづくりを進めるため、無秩序な市街地拡大を防止し、適切な市街地と都市計画区域の確保を図ります。 ・都市的なサービス機能の強化、交流人口の増大等、まちの活性化に必要な機能の整備について、中心市街地などにおいて、都市基盤整備を進めます。 ・雇用環境の充実を図るため、インターチェンジ周辺等の交通条件の優れた場所等において、周辺の良い自然・田園環境の保全・活用を図るとともに、市街地以外の既存集落地の活力の維持・再生や農業振興との連携により定住環境の向上を図ります。 （商業・業務系の土地利用の方針） ・中心市街地における魅力と賑わい強化 （住居系の土地利用の方針） ・都心周辺の利便性や地域資源を生かした魅力ある居住機能の強化 （立地席生家計画に係る土地利用の方針） ・効率的な都市経営に資する立地適正化計画の検討 ②道路・交通に関する方針 【基本的な考え方】 ・本市と県内外の主要都市を広域的に結ぶ高規格幹線道路や、主要幹線道路の整備促進を図り、市内の各地域や拠点間を結ぶ幹線道路等については、必要性・まちづくりへの波及効果・優先度等を勘案しつつ、体系的に整備を進めます。 ・道路施設の長寿命化等により効率的な維持・更新を図ります。 ・各地域において、歩行者・自転車の利用環境の充実や安全性の確保、景観形成や沿道の賑わい確保等に留意した質の高い道路空間づくりなど、安全で快適な市民生活	

を支える道路整備を推進します。

- ・地球温暖化等の環境問題や高齢化社会への対応に有効な鉄道・バス等については、公共交通ネットワークの充実や、ユニバーサルデザインの視点に立ったバリアフリー化などによる施設整備等により利用促進を図ります。

（歩行者・自転車のネットワーク整備の方針）

- ・中心市街地の賑わい・回遊を高める歩行者軸の強化

（駐車場整備の方針）

- ・中心市街地及び観光・レクリエーション拠点等における駐車場の適正な配置と整備
- ・中心市街地における自転車駐車スペースの適正な配置と管理の検討

③中心市街地活性化に関する方針

【基本的な考え方】

- ・中心市街地は、県都にふさわしい魅力あふれる広域的な拠点として、商業・業務・医療・介護福祉・コンベンション・教育文化・交流・情報発信・まちなか居住など都市機能の集積強化を図ります。
- ・既存施設や空き店舗等を活かしつつ、福島駅を中心とした賑わいある集客拠点の強化を図ります。
- ・循環バスや自転車等の利用促進も含めて、歩いて楽しめる回遊環境の充実を図ります。
- ・中心市街地の優れた交通条件や都市機能集積を生かし、まちなか居住を促進します。

（集客拠点と回遊環境の強化に係る方針）

- ・拠点施設の整備
- ・まちなかの魅力の向上と賑わいの創出
- ・福島駅周辺の集客・回遊機能の強化
- ・回遊環境の強化

（都心居住の促進に係る方針）

- ・都心居住の促進
- ・医療・福祉施設の充実や交流環境の促進

（中心市街地活性化基本計画に基づく重点的な施策展開）

- ・持続的かつ確実なまちなか再生

（２）福島市立地適正化計画

平成31年3月に策定した福島市立地適正化計画は、福島市都市マスタープランに即すとともに関連計画と連携を図りながら進める。

[2]その他の事項

●地方版総合戦略について

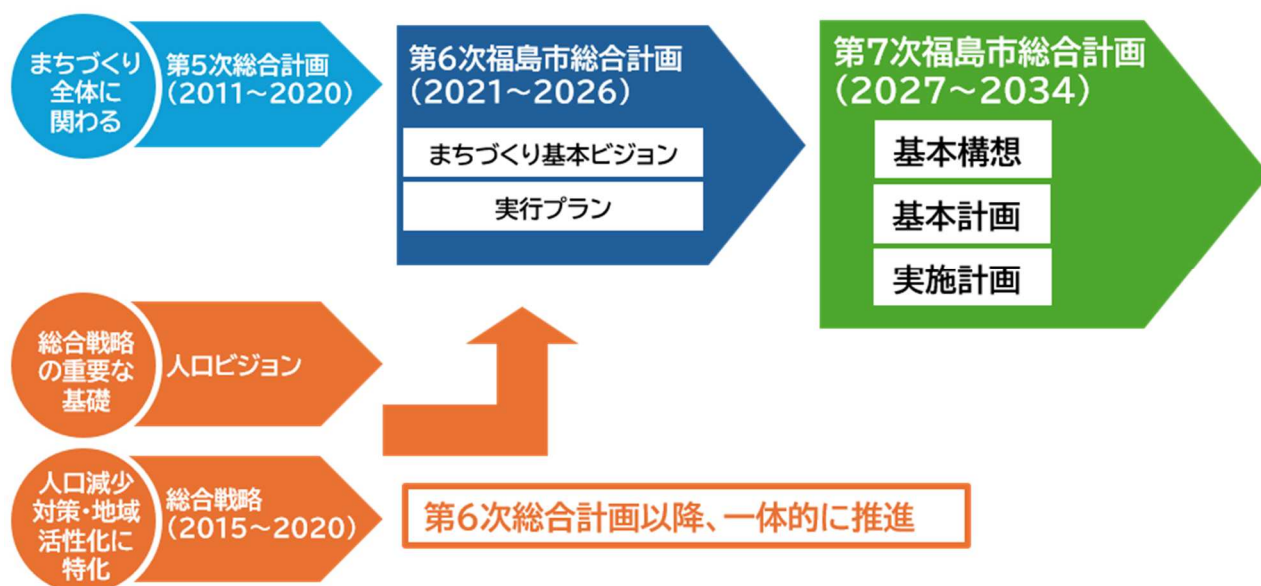
国は2014年（平成26年）に「まち・ひと・しごと創生法」を制定し、これを皮切りに「地方創生」を掲げ、東京一極集中の是正や地方の人口減少抑止などに取り組んできました。

本市では、地方創生に係る国の総合戦略に基づき「福島市総合戦略」を策定し、2021年度（令和3年度）には、「総合戦略」と「人口ビジョン」を総合計画に一体化し、人口減少対策などに取り組んできました。

人口減少は全国的な課題であり、その影響は、大きくなりつつありますが、一方で、社会のあり方を見直すひとつの転機でもあります。今後は、人口減少を可能な限り緩やかにするとともに、人口減少社会に適応し、市民一人ひとりの豊かさを高めることが求められており、まちづくりに関するすべての分野と連動して総合的に取り組む必要があります。

そこで、この第7次福島市総合計画についても、「総合戦略」と「人口ビジョン」を含めた構成とし、一体的に推進していきます。

【総合計画と人口ビジョン・総合戦略の一体化のイメージ】



●中心市街地活性化基本計画と調和又は適合を図るべき各種計画の作成状況

計画名	作成年度
地方版総合戦略（総合計画と一体化）	令和3年3月策定 （令和8年3月改定）
地域再生計画 福島市まち・ひと・しごと創生推進交付金計画	令和7年3月策定 （令和8年3月改定）
福島市立地適正化計画	令和7年3月改定
福島市地域公共交通計画	令和5年3月策定 （令和7年2月一部改定）
福島市バリアフリースタープラン	令和3年6月策定

●地元ニーズの把握のための手法について

- ・令和 7 年 11 月に実施した市民アンケート（紙面調査と web 調査の併用）を実施。
- ・中心市街地活性化基本計画策定に向けて、様々な市民の立場から課題認識やニーズ、対策アイデアを拾い上げるために、市内各団体や学生からなるワーキンググループ（計 33 名）を立ち上げ、計 4 回にわたりワーキンググループを実施。
- ・計画案に係るパブリックコメントについては、内閣府との協議を踏まえ令和 8 年 10 月に実施。